

留萌市 都市計画 マスタープラン

改訂1

— 留萌市の都市計画に関する基本的な方針 —

2003 ~ 2022

RUMOI CITY

《目 次》

序章 留萌市都市計画マスタープラン策定の背景と考え方	1 ~ 5
1章 留萌のまちづくりを考えるキーワード	7
1 - 1 市民意見、提案の概要	8 ~ 13
1 - 2 まちづくりを考える『12のキーワード』	14 ~ 16
2章 まちづくりの将来像	17
2 - 1 まちづくりの基本理念及び目標	18 ~ 19
2 - 2 まちづくりの基本方針	20 ~ 21
2 - 3 将来都市構造	22 ~ 26
3章 重点まちづくり方針	27
3 - 1 交流ネットワークの形成方針	27 ~ 34
3 - 2 にぎわい復活ゾーンの整備方針	35 ~ 41
4章 部門別の整備方針	43
4 - 1 土地利用の方針	44 ~ 49
4 - 2 道路・交通の整備方針	50 ~ 53
4 - 3 公園・緑地の整備方針	54 ~ 57
4 - 4 下水道の整備方針	58 ~ 61
5章 地域別の整備方針	63 ~ 65
5 - 1 中部地区の整備方針	66 ~ 67
5 - 2 北部・西部地区の整備方針	68 ~ 69
5 - 3 南部地区の整備方針	70 ~ 71
5 - 4 東部地区の整備方針	72 ~ 73
5 - 5 田園地区の整備方針	74 ~ 75
6章 実現化に向けた取り組みの方針	77 ~ 83
資料	85
1) 留萌市都市計画マスタープラン策定に係る経緯	86 ~ 89
2) 留萌市都市計画マスタープラン策定組織・名簿	90 ~ 91
3) 地域別懇談会における地区別の現況・課題のまとめ	92 ~ 101
4) 用語解説	102 ~ 105

序章 留萌市都市計画マスタープラン策定の背景と考え方

0 - 1 留萌市都市計画マスタープラン策定の背景と考え方

(1) 都市計画マスタープランの創設

平成4年6月に改正された都市計画法（平成5年6月施行）により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を、市町村が自ら策定することが定められました。

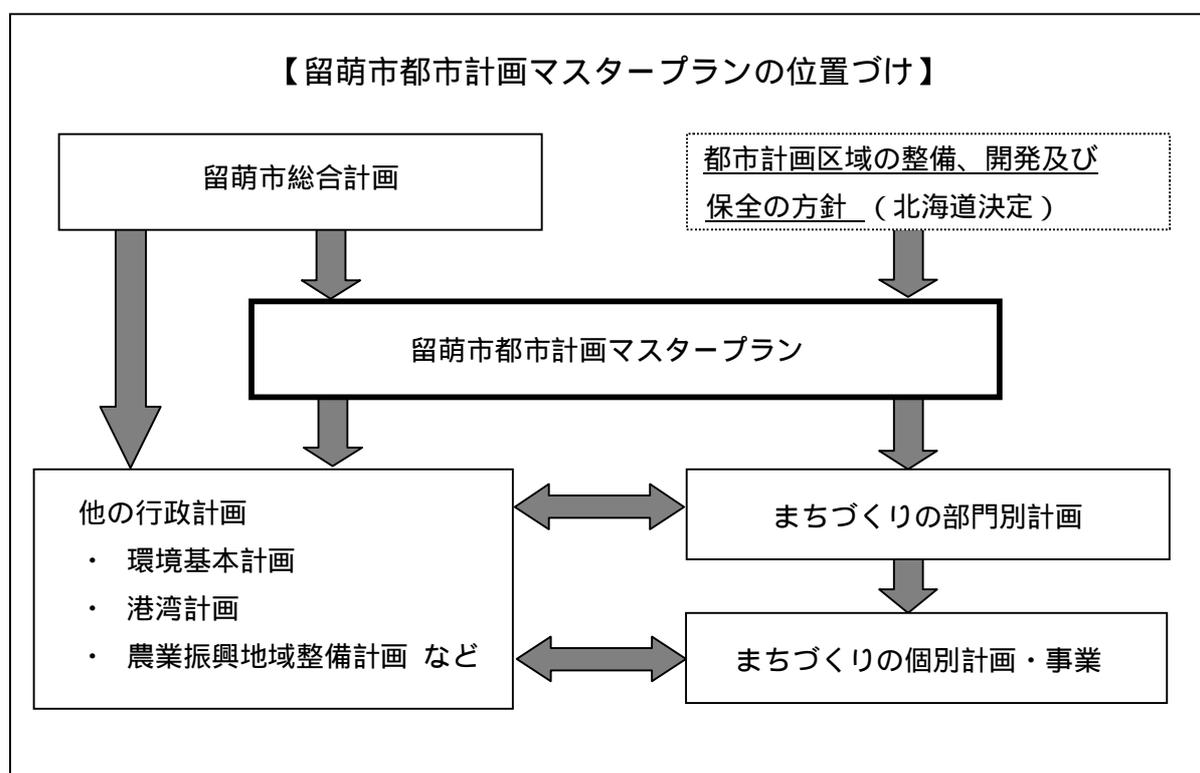
都市計画マスタープランとは、

- （策定主体） 市町村が、
- （対象区域） 原則として都市計画区域を対象として、
- （策定条件） 創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、
- （内 容） 将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく総合的に定めた市町村の都市計画に関する基本的な方針です。

(2) 留萌市都市計画マスタープランの位置づけ

上位計画である留萌市第4次総合計画（H9～18）では、「都市空間計画」や「生活環境計画」などの基本目標において、将来像や今後10年間に取り組む施策が表現されていますが、目で見えてわかる都市構造図は示されていません。

都市計画マスタープランは、その部分を補い、都市計画部門を具体的に表現する分野別計画に位置づけされます。



(3) 都市計画マスタープランの役割

地域特性に配慮した将来都市像を明示することによって、住民の都市計画に対する理解と参加が容易となります。

土地利用や道路・交通、公園・緑地などの部門別計画を相互に調整し、都市計画の整合性・総合性の確保を図り、まちづくりに関する体系的な施策の推進を図ります。市町村の定める個別の都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならぬことから、都市計画マスタープランに示す都市像は、個別の都市計画を先導し、決定・変更の指針となります。

(4) 都市計画マスタープランの効果

都市計画マスタープランの理念に沿ったまちづくりを進めていくことによって、既成市街地の再編成や良好な住宅地の形成、防災計画などの市町村独自の都市計画に関する課題やテーマに“総合的に対応”できます。

近年、住民ニーズが高まっている身近な生活環境の整備をより一層図ることができます。

市町村行政において、横断的体制の強化や個別計画の総合化、事業推進のための全庁的合意形成などが期待できます。

地域住民において、都市の目標像の共有化や住民へのまちづくりの啓発により、行政に対する理解、協力、支援などが得られる契機となります。

(5) 留萌市都市計画マスタープランの目標年次

留萌市都市計画マスタープランの目標年次は、概ね20年後を目標としていますが、誇るまちの格づくりを目指した100年後のまちづくりを見据えた中で、20年後のまちづくりを進めていきます。

都市計画区域（都市計画法第5条、政令第2条）
一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。

留萌市の都市計画区域は、北は三泊町、南は浜中町、東は大和田までで、面積は4,395haである（行政区域面積の14.8％）。

都市計画（都市計画法第4条）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用に関する計画（住宅、商業、工業地等の区分など）都市施設に関する計画（道路、公園、下水道など）面的整備に関する計画（土地区画整理事業など）。

一言で言えば、『住み良いまちづくり』のための計画。

都市施設（都市計画法第11条）

都市計画に位置づけることができる道路・公園・下水道・火葬場・廃棄物処理施設等の施設。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（都市計画法第6条の2、平成13年5月施行）
都道府県が、それぞれの都市計画区域ごとにその都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備等の基本方針を定めるもの。
略称は「整・開・保」である。

ニーズ

（社会的な意味での）要求、必要、需要。

土地区画整理事業

（都市計画法第12条第1項第1号）

都市計画区域内の土地において、道路・公園などを適切に整備・改善し、良好な市街地を形成するとともに良質な宅地を供給し、下水道や防災調整池を整備するなど衛生や安全にも配慮して、暮らしやすい都市の基盤を生み出すことができる総合的なまちづくり事業。

【留萌市都市計画マスタープランの概要】

<まちづくりの基本理念及び目標>

活力に満ち、質的な豊かさを感じる
まち・るもい

息長く活力やにぎわいを維持できる
コンパクトなまち
市民が身近に親しみをもって暮らせるまち
歴史や記憶、雄大な自然を尊重し、
共に生きていくまち

<まちづくりの基本方針>

【まちに広がるにぎわいの交流づくり】
・テーマや志を共有する市民の交流
・都市部と農漁村部の市民の交流
・交通結節点機能、ネットワークの充実

【魅力たっぷりの中心づくり】
・古き良き人間関係を活かした“まちなか居住”
環境づくり
・市民や留萌を訪れた人が出会い、ふれあう場
づくり
・誰もが歩きやすい、訪れやすい環境づくり

【みんなで続けるやさしい環境づくり】
・自然環境に調和する緑豊かな住環境づくり
・ごみのリサイクル、クリーンエネルギーのま
ちづくり
・“できること”を少しずつ継続できる取り組み
の実践

【思いやりと元気あふれるコミュニティづくり】
・安全性や安心感を高めるコミュニティづくり
・手軽な健康づくりができる生活、活動環境づ
くり
・子供を温かく見守れるまちづくり
・冬場にもふれあえる環境づくり

【ほっとできるこだわりのまちづくり】
・地区の特性を活かしたほっとできる街並みづ
くり
・夕日を眺められる安らぎの環境づくり
・次世代に語り継げる思い出の場づくり

<具体の展開に向けた12のキーワード>

- 1 生活や産業、交流をつなぎ、活力を引き出す
まちのネットワークづくり
- 2 港や海と一体感のあるまちづくりと、市民を
はじめ、外の人にも楽しめる「海」や「食」を
活かした交流づくり
- 3 歩きの生活を基本とした多様な住まいのある
生活都心づくり
- 4 まちの活力を引き出す魅力ある産業の環境
づくり
- 5 ごみのリサイクル、エネルギー資源の循環
する環境にやさしい仕組みづくり
- 6 健康づくりを基本にすべての市民が身近に
手軽にふれあえるゆとりの環境づくり
- 7 もしもの時にも支え合い、助け合える安全性
や安心感を高める環境づくり
- 8 雪や風、寒さの厳しい冬場でも家を出て楽し
める生活環境づくり
- 9 緑や地形等により特徴付けられる住環境の
豊かさや地区固有の街並みづくり
- 10 まちの形成の足跡、歴史ある産業の足跡、市
民の思い出など、大切なものを守る仕組み
づくり
- 11 夕日や雄大な眺望、豊富な緑の中に身を置
き、ゆっくりと流れる時間を感じられる空間づ
くり
- 12 市民がまちづくりに参加しやすく、市民の主
体的なまちづくり活動をサポートする体制
づくり

1、3及び12は、重点キーワード

《1. 将来都市構造》

まちの顔、コンパクトな中心づくり
(中心づくりを重点に目指す20年目標)
・にぎわい拠点づくりによる中心市街地の活力
の回復
・中心市街地を起点としたネットワークの形成

地形や自然を活かした特色ある住環境づくり
(中心づくりと連携しながら熟成を目指す50
年目標)
・にぎわい拠点づくりと連携した歩いて暮らせ
る生活圏の形成
・環境と調和するゆとりある住環境の形成

誇れるまちの格づくり
(留萌ならではの水、緑の骨格が市街地づく
りと調和する100年目標)
・市民が誇る眺望スポット、シンボルゾーンの
形成
・地域資源を結ぶネットワーク動線の形成
・水・緑に浮かび上がる市街地の形成

市民ワークショップにおける意見・提案

留萌市の機能配置、空間特性

《 2 . 重点まちづくり方針》

1 . 交流ネットワーク形成方針（公共施設、公園・緑地、地域資源）

市民の創意工夫によって支えられるネットワーク
 自然や地形、文化の魅力を引き出すネットワーク
 既存の施設やプロジェクトを活かしたストック活用型のネットワーク

2 . にぎわい復活ゾーンの整備方針（中心市街地及びその周辺）

留萌を印象づける広域交流拠点
 港町にふさわしい景観を楽しめる歩行者優先のまち
 安心して楽しく暮らせる人情味あふれるまち

《 3 . 部門別の整備方針》

1 . 土地利用の方針

中心市街地及びその周辺の密度を高める土地利用
 深川留萌自動車道や三泊新港、船場公園の整備に伴う人・車の流れを意識した土地利用
 住・商・工が適切に配置される土地利用
 歴史・文化資源、自然資源が引き立つ土地利用
 現在の市街地規模を維持し環境と共生する土地利用

2 . 道路・交通の整備方針

交通ネットワークの充実
 留萌のまちを印象づける沿道づくり
 安全・安心の歩道空間の創出
 快適な交通機能の充実

3 . 公園・緑地等の整備方針

海・山・川を活かした特色ある緑地づくり
 水・緑の潤いを感じられる市街地の形成
 身近に憩える公園づくり

4 . 下水道の整備方針

衛生的で快適な生活環境づくり
 清らかな水環境の回復促進
 安全な市街地環境形成の促進

《 4 . 地域別の整備方針》

1 . 地域別の整備方針

中部地区の整備方針
 北部・西部地区の整備方針
 南部地区の整備方針
 東部地区の整備方針
 田園地区の整備方針

実現化に向けた取り組みの方針（まちづくりの仕組みづくり・まちづくり施策の推進）

総合計画に基づく各課プロジェクト、都市計画上の課題

コンパクト

小さくまとまったさま。簡潔な。
まちづくりの観点からは、適切な規模で中身を充実させていくこと。

リサイクル

廃棄物や不要品の再利用。

キーワード

鍵となることば。重要なことば。

ワークショップ

作業場。研究会。
近年では、身近な公園整備等に際し、企画立案から完成までの過程に住民が参加し、意見交換や共同作業を行うなど、住民主体のまちづくりを進めていくための手法を意味する。

ネットワーク

網目のような組織。

クリーンエネルギー

太陽汚染を生じないエネルギー。
風力、太陽光、太陽熱など。

コミュニティ

地域社会。共同体。
地域性と共同性を基礎にする社会。
共同体としての住民同士のまとまり。

シンボルゾーン

象徴となる区域。

プロジェクト

ある計画に基づいて、複数の人が共同で担当する研究や事業などのような大掛かりな仕事。
また、そのような計画。

1章 留萌のまちづくりを考えるキーワード

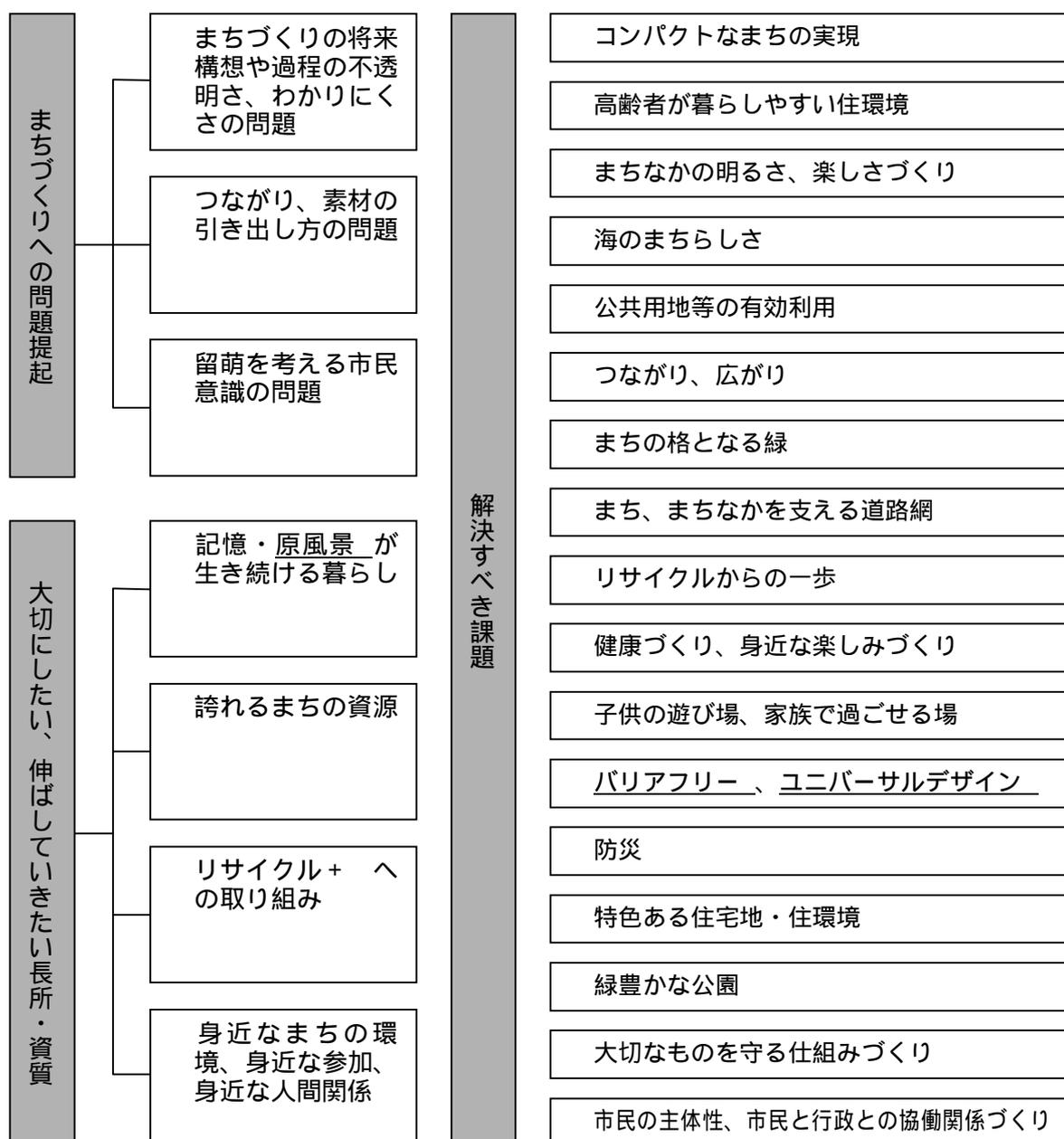
1 - 1 市民意見、提案の概要

留萌市では、平成12年度に合計5回の市民ワークショップを開催し、まちの将来の姿やまちづくりの進め方、アイデアなど多岐にわたる意見や提案をいただきました。

市では、これらの多数の意見を都市計画マスタープランに反映させ、これからのまちづくりの推進力とするため、意見・提案の意図を振り返りながら大まかに分類し、まちづくりの目標や方針を組み立てる基礎として検討を行ってきました。

以下、市民の意見や提案とそれらの大まかな分類を整理します。

図 市民意見・提案の分類



原風景

心の中に浮かんだ風景で、小さい頃の体験を思い起こさせるイメージ。

バリアフリー

高齢者や障害を持つ人の生活や行動に不便な障害物を取り除くこと。
階段の代わりに緩やかなスロープを設置したり、段差を解消するなど。

ユニバーサルデザイン

「高齢者や障害者が使いやすければ一般の人
も使いやすい」という発想で、製品や空間、社
会の仕組みを目指す考え方。

(1) 『まちづくりへの問題提起』の主な市民意見

市民意見に対する市の考え方

まちづくりの将来構想や過程の不透明さ、
わかりにくさの問題

- ・まちづくりのビジョン、ハードづくりのプロセス、人づくりのシステムが明確でない
- ・まちづくりのビジョンが欠けている。だから、場当たりの
- ・これからのまちづくりを行うために、どこにエネルギーを注ぐのか(軸足をどこに置くのかという議論やこだわりの部分)
- ・総合計画が活かされていない
- ・行政側の説明不足による不信感の増幅。だから市民対話の場をもっと多く!
- ・補助金依存体質が抜けていない

まちづくりビジョンの
明確化

留萌のまちづくりの将来像や市民像を共に考え、共有化し、過程を大切にします。

つながり、素材の引き出し方の問題

- ・活かせる素材はあるのだけれど、物にしても人にしても、つながっていない
- ・素材あり。磨けば光る萌の里
- ・文化施設や福祉施設が分散
- ・一貫性のない公共施設配置
- ・市内の中途半端な公共施設
- ・まちづくりのキーワードは、「施設」、「港」、「交通ライン」

今ある資源を活かした
質的な豊かさへの期待

活かされていない素材への期待を受け止め、それらの魅力を引き出し、暮らしの豊かさを実感できるまちづくりを目指します。

留萌を考える市民意識の問題

- ・自分達の祭りも盛り上げられない市民意識
- ・これからの社会は、市民が都市を選ぶ時代! 人を受け入れる発想を!
- ・外国人を受け入れる意識が低い
- ・固定資産税が高すぎる
- ・市民は納得すれば協力もする。そんな市民気質をまちづくりに
- ・他力本願が留萌の人間性

市民主体、市民主導の
まちづくりへの転換

まちづくりへの参加や主体的な関わり方の場を分かりやすくするとともに、まちづくりの担い手とスクラムを組める体制づくりを大切にします。

ビジョン
将来に対する構想。未来像。
プロセス
手順。過程。

システム
組織。体系。仕組み。

(2) 『大切にしたい、伸ばしていきたい長所、資質』の
主な市民意見

市民意見に対する市の考え

記憶・原風景が生き続ける暮らし

- ・昔の見晴公園には池があり、ザリガニやアメンボウが棲んでいた
- ・文化センターを建設する前は、高見の山が市民の憩いの丘だった
- ・望洋の森からの眺望は、まちづくりの歴史を知ることができる
- ・生きる！懐かしみ！味わいあるまち
- ・坂道があるまち
- ・SLすずらん号、客船「飛鳥」が来るまち
- ・歴史的建造物、自然など大切なものを守る仕組みが欠けている

歴史や記憶、雄大な自然を尊重し、共に生きていくまち

かつてのにぎわいや遊びの思い出、先人が汗を流してつくってきたまちの骨格、夕陽や暑寒別岳の雄大な眺望など、ゆるぎない留萌の財産を守り、育て、次の世代に引き継ぐ新しい骨格づくりに取り組む必要があると思います。

誇れるまちの資源

- ・留萌の海は、上川・空知圏の前浜
- ・黄金岬の知名度は、留萌市のホームページ等により全国的に上がっている
- ・黄金岬は、来訪者のもてなしの場
- ・海、山、自然環境に恵まれている
- ・礼受牧場、風車越しに眺める暑寒別岳、千望台から眺める市街地の夜景は最高だ！
- ・ゴールデンビーチは夕日もきれい。礼受の風車の風景もよい。だから海水浴に最高
- ・夕日やまちを一望する眺望スポットがある
- ・四季がはっきりして、カプトムシやクワガタが採れる、恵まれた自然がある
- ・地元で採れた新鮮なものが豊富
- ・人間性豊かなまち。港町は人柄がよく、人と人の情が厚い

息長く活力を維持できる
コンパクトなまち

まちの元気を維持するためには、環境の回復、思いやりの心の回復、まちの回復などを一体的に進める必要があります。その前提となるのが市民相互の顔が見え、コミュニケーション豊かなコンパクトなまちの姿だと思います。

リサイクル+αへの取り組み

- ・美サイクル館を建設し、ごみ分別化やリサイクルが進んでいる。(ごみ問題に先進的に取り組んでいる)
- ・リサイクル施設はできた。これからどのようにして、ごみのリサイクルを市民運動として取り組んでいくのか
- ・南部3市町村の広域的な役割を担うまち
- ・クリーンエネルギーの活用を
- ・市民は納得すれば協力もする。そんな市民気質をまちづくりに

身近なまちの環境、身近な参加、身近な人間関係

- ・自然環境の保全と市民の関わり方
- ・散歩道の中に休息ベンチや年寄りがお茶の飲める場所がほしい
- ・味のある案内板(川柳、俳句のある)
- ・留萌川に並木道&サイクリングロード(親水河川の魅力アップ)
- ・まちがコンパクトゆえに濃密な人間関係の良さがある。一方、濃密なゆえにマイナスもある
- ・小さい公園は地域に還元(緑地や家庭菜園として)

まちの楽しみや親しみを
身近に感じられるまち

少子高齢化が進む留萌では、歩く人の目線で豊かさが実感できるまちづくりが大切だと思います。季節感や活気を感じながら散策や健康づくりを楽しめるようなまちづくりを目指します。

(3) 『解決すべき課題』の主な市民意見

まち中の明るさ、楽しさづくり

- ・自分達を楽しめるまちづくり
- ・結婚式場、スポーツ施設、遊ぶ場所、家賃が安い住宅・・・
- ・楽しさや憩いの場のない買い物空間。だから大型店の進出により小売店の影響が大きい
- ・商店街の閉店時間が早いから、まちが暗い
- ・インドア施設、冬場でも楽しめる場の創造

高齢者が暮らしやすい住環境

- ・職住接近高齢者住宅（独居老人の改良住宅）
- ・学校給食の市民提供、又は給食専門食堂
- ・老人施設と幼稚園一体型施設
- ・グループホーム、託老所、中心市街地に高齢者住宅
- ・生涯教育メニューの充実
- ・元気な年寄りがより元気になる施設づくり！



魅力たっぷりの
中心づくり

海のまちらしさづくり

- ・地元で取れた新鮮なものが食べられるお店
- ・地場の水産加工品を留萌価格(安価)で提供のお店
- ・海岸線のネットワーク 遊歩道、ガス灯、サイクリングロード
- ・留萌港、黄金岬、C.C.Z 区域、礼受牧場等の海岸線ルート
- ・南岸旧石炭置き場の活用
- ・望洋の森からの眺望は、まちづくりの歴史を知ることができる

コンパクトなまちの実現

- ・コンパクトな商店街&まちづくり
- ・メリハリのあるまちづくり
- ・拠点性のないまち(中心核がない)

リサイクルからの一歩

- ・美サイクル館を建設し、ごみ分別化やリサイクルが進んでいる
- ・リサイクル施設はできた。これからどのようにして、ごみのリサイクルを市民運動として取り組んでいくのか
- ・南部3市町村の広域的な役割を担うまち
- ・クリーンエネルギーの活用を
- ・市民は納得すれば協力もする。そんな市民気質をまちづくりに



みんなで続ける
やさしい
環境づくり

つながり、広がり

- ・素材あり。磨けば光る萌の里
- ・留萌港、黄金岬、C.C.Z 区域、礼受牧場等の海岸線ルート
- ・一貫性のない公共施設配置
- ・まちづくりのキーワードは、「施設」、「港」、「交通ライン」
- ・緑道ネットワーク(散策路のネットワーク化)

まちの格となる緑づくり

- ・市街地に軸となる緑や緑の固まりが少ない
- ・まちのなかの緑が少ない
- ・まち中のみどりボリュームアップ&公園緑地
- ・留萌川に河川並木がない



まちに広がる
にぎわいの
交流づくり

特色ある住宅地、住環境

- ・フロントガーデンのある北方型住宅団地
- ・高砂公園付近のような住宅地
- ・市街地に軸となる緑や緑の固まりが少ない
- ・まち中の緑ボリュームアップ&公園の緑地化
- ・それぞれの家の敷地に記念樹1本運動
- ・住環境が悪い。だから景観も悪い
- ・水洗化の促進により、快適な環境づくり

公共用地等の有効利用

- ・市立病院の跡地活用
- ・市有地は、まちづくりの財産。売買する結論は急がず、まちづくりの方向性が見えてから考えるべき
- ・市立病院跡地は、「夕日の眺望スポット」、「海に近い」、「C.C.Z 事業地域と中心市街地の中間に位置」し、国道に接している
- ・市街地公共用地(病院跡地・留萌支庁東側用地)の有効利用

まち、まち中を支える道路網

- ・国道231号道銀から十字街の幅員が狭い
- ・バイパス 道路は便利になるがマイナス面もある
- ・中心市街地の空洞化を防ぐルート設定(反バイパス化)
- ・有料駐車場OK。ただし料金安く。造るならメインストリートの裏側に！
- ・幅員の整理(幹線、補助幹線、生活道路等のランク付け)
- ・自然にやさしい透明性舗装をもっと取り入れるべき！
- ・道路標識案内板
- ・冬にも安全な道路確保

健康づくり、身近な楽しみづくり

- ・ジョギングコース、ハーフ&フルマラソンコース
- ・高見の山の散策路、ワンチャン散歩道
- ・散歩道の中に休息ベンチや年寄りがお茶が飲める場所がほしい
- ・味のある案内板（川柳、俳句のある）
- ・留萌川に並木道&サイクリングロード（親水河川の魅力アップ）
- ・歩いていける公園づくり
- ・都会ではできない自然を活かした遊びがあるはず！その活かし方

子供の遊び場、家族で過ごせる場

- ・地域コミュニティの活発化
- ・子供の遊び場、年代を問わずくつろげる場所が少ない
- ・家族でくつろげる場所がない
- ・小さい公園は地域に還元（緑地や家庭菜園として）

**思いやりと
元気あふれる
コミュニティ
づくり**

バリアフリー、誰もが使いやすいものづくり

- ・段差がなく、乳母車や車椅子が通れる歩道
- ・点字ブロックは、車椅子にとっては障害になっている
- ・軟らかい素材の歩道ブロックを多く取り入れるべき
- ・バリアフリーネットワーク確立
- ・低床バス が運行できる路線整備
- ・商店街、集会場、広場等のバリアフリー
- ・インドア 施設、冬場でも楽しめる場の創造

緑豊かな公園づくり

- ・望洋の森のPRともっと利用しやすく！
- ・神居岩公園に桜だけでなく、梅も植えては！
- ・自然動植物を観察できる水辺のある公園
- ・ポーッとされている公園（緑とベンチだけの公園があってもよい）
- ・留萌支庁東側空地の緑地
- ・新市立病院周辺の患者がくつろげる緑地（ホスピタリティー 公園）
- ・泳ぎながら暑寒の残雪が見られる
- ・夕日やまちを一望する眺望スポットがある
- ・四季がはっきりして、カブトムシやクワガタが採れる、恵まれた自然がある

防災まちづくり

- ・公共施設の防災施設の充実
- ・避難看板の高さのチェックと避難看板の夜行反射材への改善
- ・地震と水害を想定した町内会単位避難経路の明示
- ・生活道路、防災道路の位置づけ
- ・冬も安全な道路確保

**ほっとできる
こだわりの
まちづくり**

市民の主体性を生かす市民と行政との協働関係づくり

- ・市民と行政とのパートナーシップが未成熟
- ・市民ボランティア への行政の関わり方
- ・地域コミュニティを活発化する仕掛け（地域住民のまちづくり参加）
- ・地域住民のまちづくり参加・地域事業計画策定等への住民参加
- ・町内活動市民サポートセンター

大切なものを守りそだてる仕組みづくり

- ・歴史的建造物、自然など大切なものを守る仕組みが欠けている
- ・自然海岸の保全。離岸堤はもういらぬ
- ・雨あがりの川の汚れがひどくなってきた。自然破壊が進んでいるのかな
- ・市有地は、まちづくりの財産。売買する結論は急がず、まちづくりの方向性が見えてから考えるべき
- ・自然環境の保全と市民の関わり方

C.C.Z

コースタル・コミュニティ・ゾーンの略称。
海辺本来の姿や美観を保ちながら、地域の人々が海と親しみ、集い、憩える空間。
C.C.Z整備計画は、市町村が策定し国土交通省が認定を行うもので、留萌海岸は平成元年に認定を受けている。

グループホーム

共同生活を営む知的障害者等に対し、世話をする人が食事提供等の生活援助体制を備えた形態。

バイパス

主要道路の交通渋滞を緩和するために建設された道路。迂回路。

ホスピタリティー

旅行者や客を親切にもてなすこと。歓待。

低床バス

バスの乗降口の段差をなくし、直接バスの床に乗降できるバス。
「無段差バス」、「ノンステップバス」ともいう。

インドア

屋内の。室内の。

パートナーシップ

協調。協力。協力体制。

ボランティア

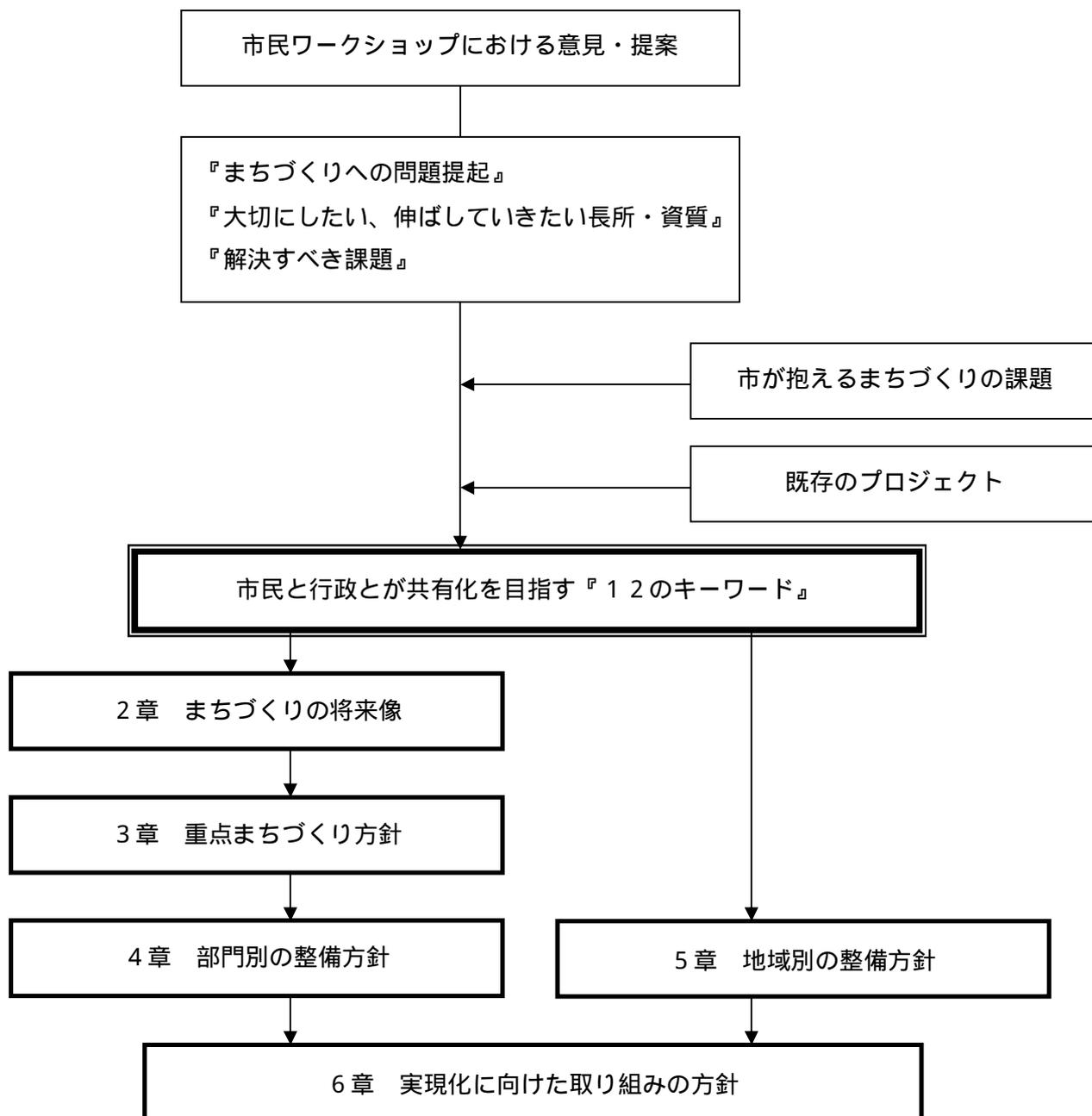
自分の意志によって自発的に奉仕活動をする人。

1-2 まちづくりを考える『12のキーワード』

まちづくりの方針を立案するにあたり、市民ワークショップで出された意見や提案を基本に、市が抱えるまちづくりの課題や既存のプロジェクトなどを加味し、まちづくりを考える際に踏まえるべき『12のキーワード』を整理しました。

これは、市民と行政が共有化を目指す項目であり、その中での優先度合にメリハリを付けることにより、まちづくりの取り組みの方向づけを行っています。

図 『12のキーワード』とマスタープランとの関係



(1) 市民と行政とが共有化を目指す『12のキーワード』

生活や産業、交流をつなぎ、活力を引き出すまちのネットワークづくり

港や海と一体感のあるまちづくりと、市民を始め、外の人を楽しめる「海」や「食」を活かした交流づくり

歩きの生活を基本とした多様な住まいのある生活都心づくり

まちの活力を引き出す魅力ある産業の環境づくり

ごみのリサイクル、エネルギー資源の循環する環境にやさしい仕組みづくり

健康づくりを基本にすべての市民が身近に、手軽にふれあえるゆとりの環境づくり

もしもの時にも支え合い、助け合える安全性や安心感を高める環境づくり

雪や風、寒さの厳しい冬場でも、家を出て楽しめる生活環境づくり

緑や地形等により特徴づけられる住環境の豊かさや地区固有の街並みづくり

まち形成の足跡、歴史ある産業の足跡、市民の思い出など、大切なものを守れる仕組みづくり

夕陽や雄大な眺望、豊富な緑の中に身を置き、ゆっくりと流れる時間を感じられる空間づくり

市民がまちづくりに参加しやすく、市民の主体的なまちづくり活動をサポートする体制づくり

太枠の 、 、 が重点キーワード

(2) 重点キーワード

1) “ ”の『生活や産業、交流をつなぎ、活力を引き出すまちのネットワークづくり』は、魅力ある資源が市民生活に密着していないことを踏まえ、まちの活性化の原動力は人の動きの活発化であることから、市内の地域資源を結ぶ交流ネットワークの形成を図ることが重要であると考え、重点まちづくり方針とします。

3 -1 『交流ネットワークの形成方針』(27 ~ 34 頁)

2) “ ”の『歩きの生活を基本とした多様な住まいのある生活都心づくり』は、人口の減少傾向や高齢化の進展、それらに起因する中心商業地の活力の低下など、留萌市を取り巻く厳しい環境の改善、中心市街地のにぎわい復活を図るため、中心市街地活性化区域、留萌港(南岸、東岸、副港)及び船場公園をにぎわい復活ゾーンとして位置づけ、重点まちづくり方針とします。

3 -2 『にぎわい復活ゾーンの整備方針』(35 ~ 41 頁)

3) “ ”の『市民がまちづくりに参加しやすく、市民の主体的なまちづくり活動をサポートする体制づくり』は、これからの留萌のまちづくりが市民と行政との協働を基本とし、ハードだけでなくソフトも重視すべきであることから、今後、実現化に向けた取り組みの中で市民主体のまちづくりへの転換を検討することが重要であると考え、重点まちづくり方針とします。

6 『実現化に向けた取り組みの方針(まちづくりの仕組みづくり、まちづくり施策の推進)』(77 ~ 83 頁)

2章 まちづくりの将来像

2 - 1 まちづくりの基本理念及び目標

まちづくりの基本理念及び目標は、市民意見・提案（1 - 1 参照）の『まちづくりへの問題提起』や『大切にしたい、伸ばしていきたい長所・資質』で指摘されている考え方を背景に設定しました。

留萌のまちづくりは、多様な資源の魅力を引き出しながら、市民が豊かに誇りをもって暮らせるまちづくりを目指します。

【基本理念】

活力に満ち、質的な豊かさを感じるまち・るもい

【基本目標】

息長く活力やにぎわいを維持できるコンパクトなまち

市民が身近に、親しみをもって暮らせるまち

歴史や記憶、雄大な自然を尊重し、共に生きていくまち

今、まちの中心部に元気がなく、かつての活気やにぎわいが見られなくなっており、車社会の進展やライフスタイルの変化、大型店の郊外進出などが、この現象に拍車をかけています。

これからの中心市街地では、大型店との差別化を図った個性的な店づくりや空きスペースの市民への解放など、中心部の活性化に向けて新たな取り組みを検討していかねばなりません。

また、市民もコミュニティの崩壊、高齢社会などの事態を迎え、改めて中心市街地の価値を見直し、その再生を考えねばなりません。

このような状況の中で、都市計画マスタープランでは、いかにまちの元気を向上させていくことができるかが大切であり、市民が気軽に『街』に出られる環境づくり、市民同士あるいは市民と留萌を訪れた人とがふれあえる豊かな交流環境づくりを進めることを目標としました。

それをまちの空間の視点として捉えた場合、コンパクトなまちづくりをいかに推進できるかが大きなポイントになると考えました。

「コンパクトなまち」には、市街地空間の広がりを抑えるという『空間的抑制』、住まいや活動・消費の場が近接して歩いてでも用が足せる生活エリア、目的の場所に行きやすい環境を形成するというような『利便性の高さ』、さらには、歩いて気持ちが良い、まちに行けば何か面白いことがある、身近に自然が体験できるなど、留萌市民ゆえに得られる『質的な豊かさ』という3つのポイントがあげられます。

これは、単に市街地が小さくなれば良いということではなく、留萌の市街地や港、地形、自然などの特徴を活かしたメリハリのある構成を打ち出していくことだと考えました。

都市計画マスタープランでは、留萌の現状をこのような「コンパクトなまち」に近づけていくため、その取り組みの目標を大きく3つの柱から組み立てています。

「コンパクトなまち」をつくるためには、“まちなか”に住む人がある程度集中することが基本であり、歩いて暮らせる生活を大切にしなければなりません。

将来人口が減少し、高齢化の比率が高くなっても、まちとしての活力を維持できる求心力の高い中心市街地の形成と、そのにぎわいと利便性を享受できるまちなか住宅地の形成を目指す必要があります。

このような状況を踏まえて、1つ目の柱は、人と環境との共生を基本としながら、心身ともに健康に暮らせる、活力やにぎわいを維持し続ける『息長く活力やにぎわいを維持できるコンパクトなまち』の形成を目指します。

また、車を持たない高齢者の生活、ゆとりや潤いを求める市民の意識などから、人の目線で豊かさが実感できるまちづくりが大切であり、季節感や活気を感じながら散策や健康づくりを楽しめるようなまちづくりを目指す必要があります。

このような状況を踏まえて、2つ目の柱は、海・山・川や緑、地形によって特徴づけられる豊かな住環境や地区固有の街並みづくりとともに、人が歩く目線、人が歩くテンポで季節の変化やまちの表情を実感できる『市民が身近に、親しみをもって暮らせるまち』の形成を目指します。

さらに、留萌のまち形成の足跡や歴史ある産業の足跡、かつてのにぎわいや遊びに対する市民の思い出や心に残る記憶、先人が汗を流して作ってきたまちの骨格、夕陽や暑寒別岳の雄大な眺望など、ゆるぎない留萌の財産を守り、育て、次の世代に引き継ぐ新しい骨格づくりに取り組む必要があります。

このような状況を踏まえて、3つ目の柱は、まちの歴史や市民の記憶とともに、留萌ならではの水・緑の骨格が市街地づくりと調和する『歴史や記憶、雄大な自然を尊重し、共に生きていくまち』の形成を目指します。

このような考えに立ち、市民参画のまちづくりを進めていくため、そのよりどころとして、標記の基本目標を掲げ、その実現化に向け様々な創意工夫のもと、市民と行政が協働で推し進めていくこととします。

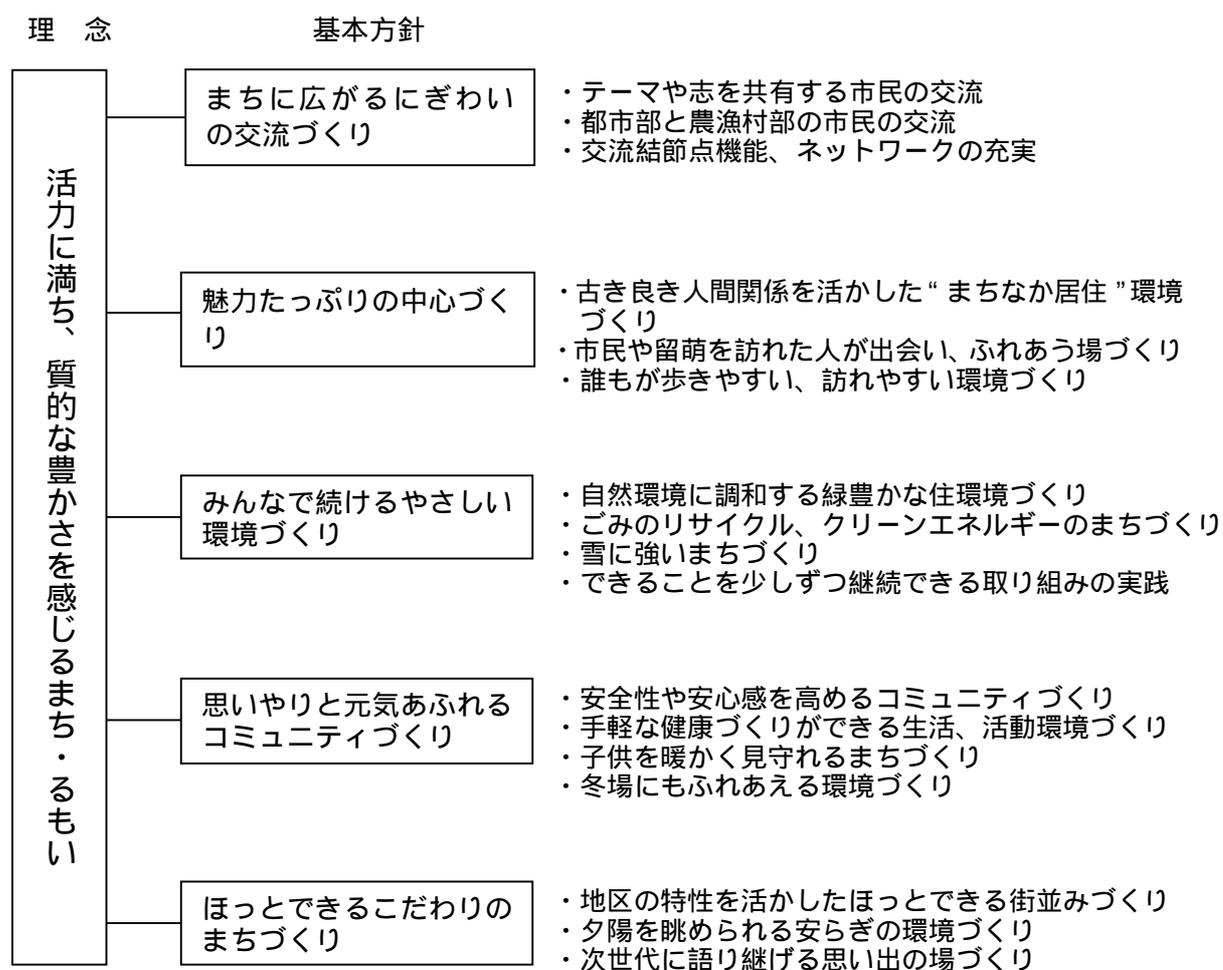
2 - 2 まちづくりの基本方針

『まちづくりの基本方針』は、目標の実現に向けて、今後の取り組みの方向づけとなる考え方を整理するものです。

基本方針は、『12のキーワード』（1 - 2参照）を基に設定したもので、市民と行政が協働するまちづくりの合言葉として明確にするものです。

また、まちづくりを進めるにあたっては、暮らしの魅力を高める交流ネットワークづくり(12のキーワードの)、コンパクトなまちづくりを先導する生活都心づくり(12のキーワードの)をまちづくりの2本柱に据え、誰もが実感できるまちづくりの動きを生み出す中から、それ以外の方針を関連づけるものであり、これは、マスタープランの基本的な考え方です。

図 まちづくりの基本方針体系図



1) まちに広がるにぎわいの交流づくり

- ・外の人を招き入れる観光的な交流は元より、テーマや志を共有する市民の交流、地域の単位で結ばれる市民の交流、都市部と農漁村部の市民の交流など、多種多様な交流の活発化を図ります。
- ・このため、それらに必要な交流の舞台を「街」にちりばめながら、それらを結ぶハードやソフトの充実を図ります。
- ・また、交流結節点機能の充実とネットワークの充実を図ります。

2) 魅力たっぷりの中心づくり

- ・長い歴史を通じて商店街や古くから住み続けている住民が築き上げてきた古き良き人間関係を活かし、単身の高齢者で生活に不安を抱える市民や障害等のある市民など、誰もが安心して暮らせる“まちなか居住”環境づくりを図ります。
- ・日頃から市民や留萌を訪れた人が集い、憩い、交流できる魅力ある環境を整え、留萌の元気の源とします。
- ・誰にでも歩きやすく、移動の制約を受けないバリアフリーのまちづくりを図ります。

3) みんなで続けるやさしい環境づくり

- ・まちなか居住環境づくりの推進により、空間的・密度的コンパクト化を図るとともに、自然環境に調和する緑豊かな住宅地の形成を図ります。
- ・環境への負荷に対しては、ごみのリサイクル、クリーンエネルギーの活用を推進するとともに、冬期間の快適な生活を確保するため、雪を克服し、また、雪を利用したまちづくりを推進し、これらの“できること”を少しずつ実践し継続していけるよう市民と行政との協働による取り組みを図ります。

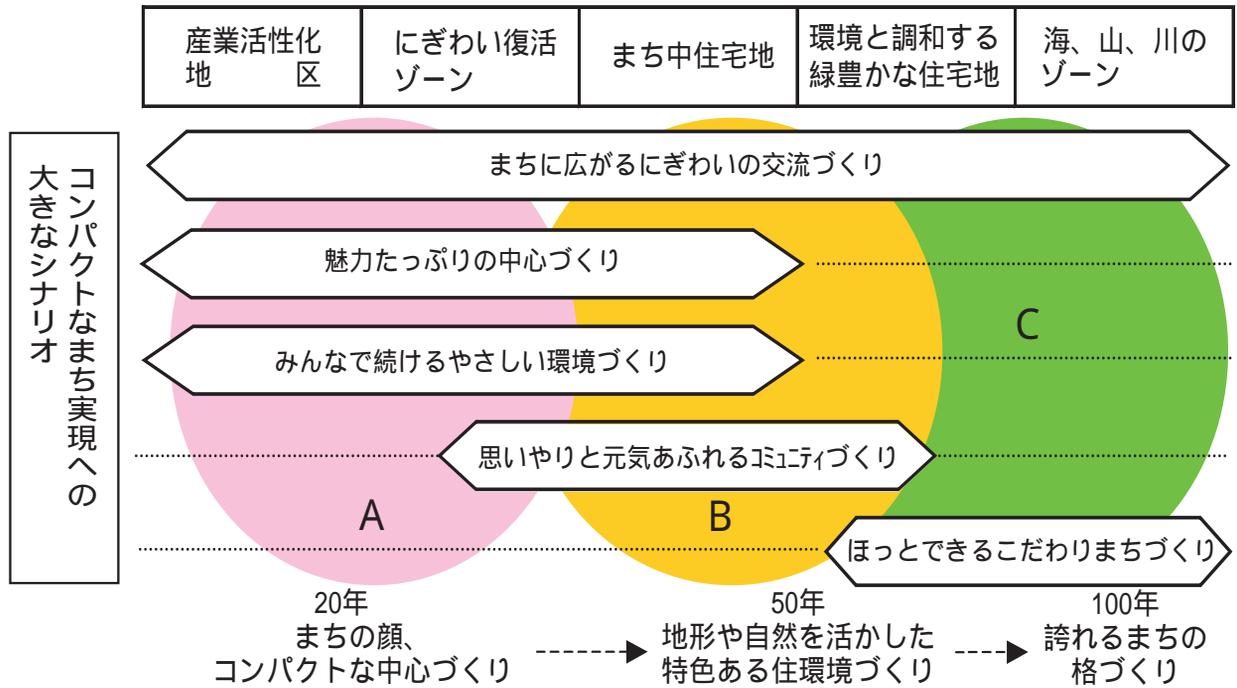
4) 思いやりと元気あふれるコミュニティづくり

- ・防災性、防犯性の高い生活・活動環境づくりを図るとともに、いざという時にも隣近所の人々と助け合えるコミュニティづくりを図ります。
- ・親が車などを心配することなく、子供を遊ばせられる環境づくりを進めるとともに、地域の人々が思いやりをもって子供達を見守り、元気な子供を育めるようなコミュニティづくりを図ります。
- ・風雪が厳しい冬場でも、市民が憩い集える環境づくりを図ります。

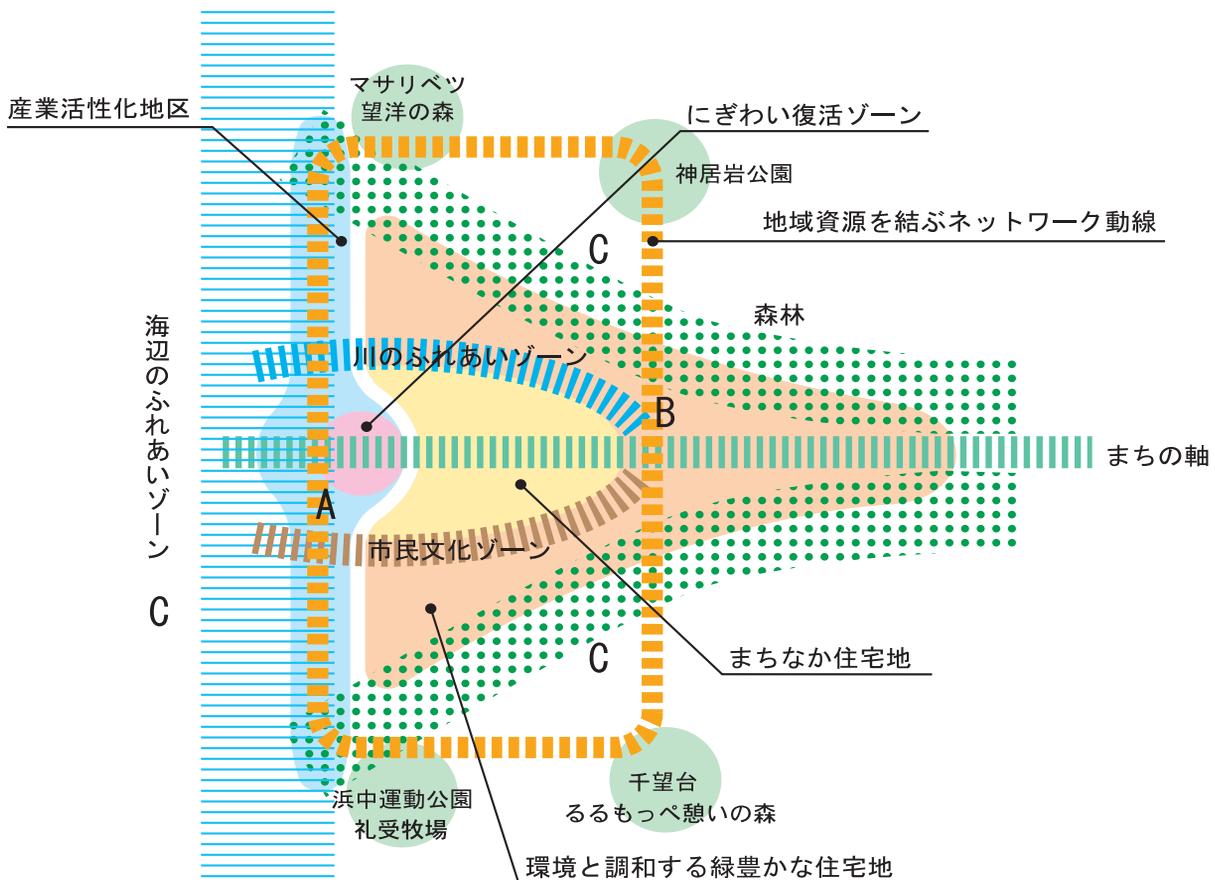
5) ほっとできるこだわりのまちづくり

- ・地形や環境などの違いを活かしたメリハリのある住宅地の形成を図り、住んでいる人々がほっとできるようなまち並みの形成を図ります。
- ・海辺に立って、日本海に沈む夕陽や礼受牧場の風車群、暑寒別岳の素晴らしい景色を眺められる留萌ならではの安らぎの環境づくりを図ります。
- ・次の世代を担う子供達に誇りをもって語り継ぎ、引き継いでいける留萌人の財産となる場づくりを図ります。

まちづくりの基本的な考え方



将来都市構造の概念図



2 - 3 将来都市構造

(1) 市民と共有し、共に創る空間の目標

留萌の元気が凝縮するコンパクトなまち

(2) コンパクトなまち実現への大きなシナリオ (100年目標)

1) まちの顔、コンパクトな中心づくり (0~20年)

まちの顔づくりによる中心市街地の活力の回復

- ・魅力ある“まちの顔”創出のため、中心市街地における土地の有効活用や市街地再整備を推進するとともに、船場公園や港のオープンスペースを活かし、それらに多様な仕掛けを創意工夫することにより、中心市街地の魅力の向上と市民の帰帰、活力の回復を図ります。

にぎわい拠点づくりとネットワークの形成

- ・中心市街地を起点として“まちなか”のネットワーク化を図るとともに、市街地周辺に位置している地域資源とのネットワーク化も図り、にぎわい拠点づくりを推進します。

2) 地形や自然を活かした特色ある住環境づくり (0~50年)

中心市街地と連携し歩いて暮らせる生活圏の形成

- ・中心市街地に気軽に歩いていけることから、中心市街地における利便性や活動、イベント等の多様性を享受できる魅力ある“まちなか”住環境の創造を図ります。

環境と調和するゆとりある住環境の形成

- ・中心市街地、まちなか住宅地における住環境の魅力を高め、まちなか居住の誘導を図った後は、“まちなか”周辺の住宅地において用途地域の見直しや道路・公園の配置の見直しなど、総合的に地区の方向性を検討し、それぞれの環境と調和するゆとりある住環境への転換を図ります。

シナリオ
筋書。脚本。台本。

オープンスペース
主に公共施設敷地内の空き地。建物の建っていない場所。

3) 誇るまちの格づくり(0~100年)

市民が誇る眺望スポット、シンボルゾーンの形成

- ・日本海に沈む夕陽や暑寒別岳、礼受牧場の風車群の素晴らしい眺望を、それらにふさわしい演出の中で眺められるスポットやゾーンの形成を図ります。

地域資源を結ぶネットワーク動線の形成

- ・市街地周辺に位置する生活環境保全林や自然豊かな公園等をより利用しやすくするとともに、対外的にアピールしていくため、ネットワーク動線を位置づけ、環境に配慮し整備を図ります。

水・緑に浮かび上がる市街地の形成

- ・水・緑の骨格が市街地の拡大や空間の均質化を抑制するとともに、水・緑の骨格に市街地が浮かび上がるような都市空間を目指し、積極的に水・緑の空間づくりを進めます。

(3) 将来都市構造の概念

1) 街のイメージ

- ・将来都市構造の概念図は、留萌の“街の形”をイメージしていますが、市街地は日本海から東側の山間部へ“くさび型”の形態を呈しており、この三角形の市街地を森林が南北に包みこんでいます。

2) 土地利用

にぎわい復活ゾーン

- ・海側の中央部に位置し、中心市街地とその周辺地区を「にぎわい復活ゾーン」としています。

産業活性化地区

- ・主に港を中心とした海岸線の地区を「産業活性化地区」としています。

まちなか住宅地

- ・にぎわい復活ゾーンの外側に位置し、中心市街地のにぎわいや利便性を享受し、職住近接型の市街地形成を先導する住宅地を「まちなか住宅地」としています。

環境と調和する緑豊かな住宅地

- ・まちなか住宅地の外側に位置し、それぞれの環境を楽しむことができる住宅地を「環境と調和する緑豊かな住宅地」としています。

3) まちの軸、川のふれあいゾーン、市民文化ゾーン、海辺のふれあいゾーン

- ・深川方面からの国道232号・231号が“まちなか”を通り、日本海(黄金岬方面)に抜けていく道路空間を「まちの軸」、市街地の北部を日本海に流下する河川空間を「川のふれあいゾーン」、さらに、学校・中央公民館・文化センター・図書館などが集中している文教空間を「市民文化ゾーン」としています。
- ・また、港や黄金岬、ゴールデンビーチるもいなど、留萌ならではの海を活かしたポイントがある区域を「海辺のふれあいゾーン」としています。

4) 交通ネットワーク

まちなかのネットワーク動線

- ・まちなかに循環機能を担うネットワーク動線が形成されることにより、市民交流が活発化し、かつ、広域交通の機能が強化されることとなります。

地域資源を結ぶネットワーク動線

- ・にぎわい復活ゾーンを起点に市街地周辺の黄金岬や千望台、るもっぺ憩いの森、神居岩公園など、留萌ならではの地域資源のネットワーク化を図ることにより、これらの地域資源をより引き立たせるとともに、埋もれている地域資源を再発見することとなります。

シンボルゾーン

象徴となる区域。

生活環境保全林

地域住民の生活周辺において、防災機能と保健機能を発揮する保安林。

留萌市において、生活環境保全林整備事業で整備したものに、「るもっぺ憩いの森」と「マサリベツ望洋の森」がある。

アピール

広く世論などに訴えること、呼びかけること。

将来都市構造図

凡 例

拠点・機能の構成

● にぎわい復活ゾーン

骨格的土地利用の構成

■ 産業活性化地区

■ まちなか住宅地

■ 環境と調和する緑豊かな住宅地

水・緑の骨格

■ 海辺のふれあいゾーン

■ 川のふれあいゾーン

■ 市民文化ゾーン

■ まちの軸

■ 海辺のふれあいゾーンを構成する地域資源

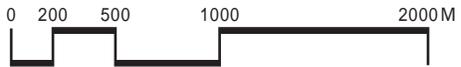
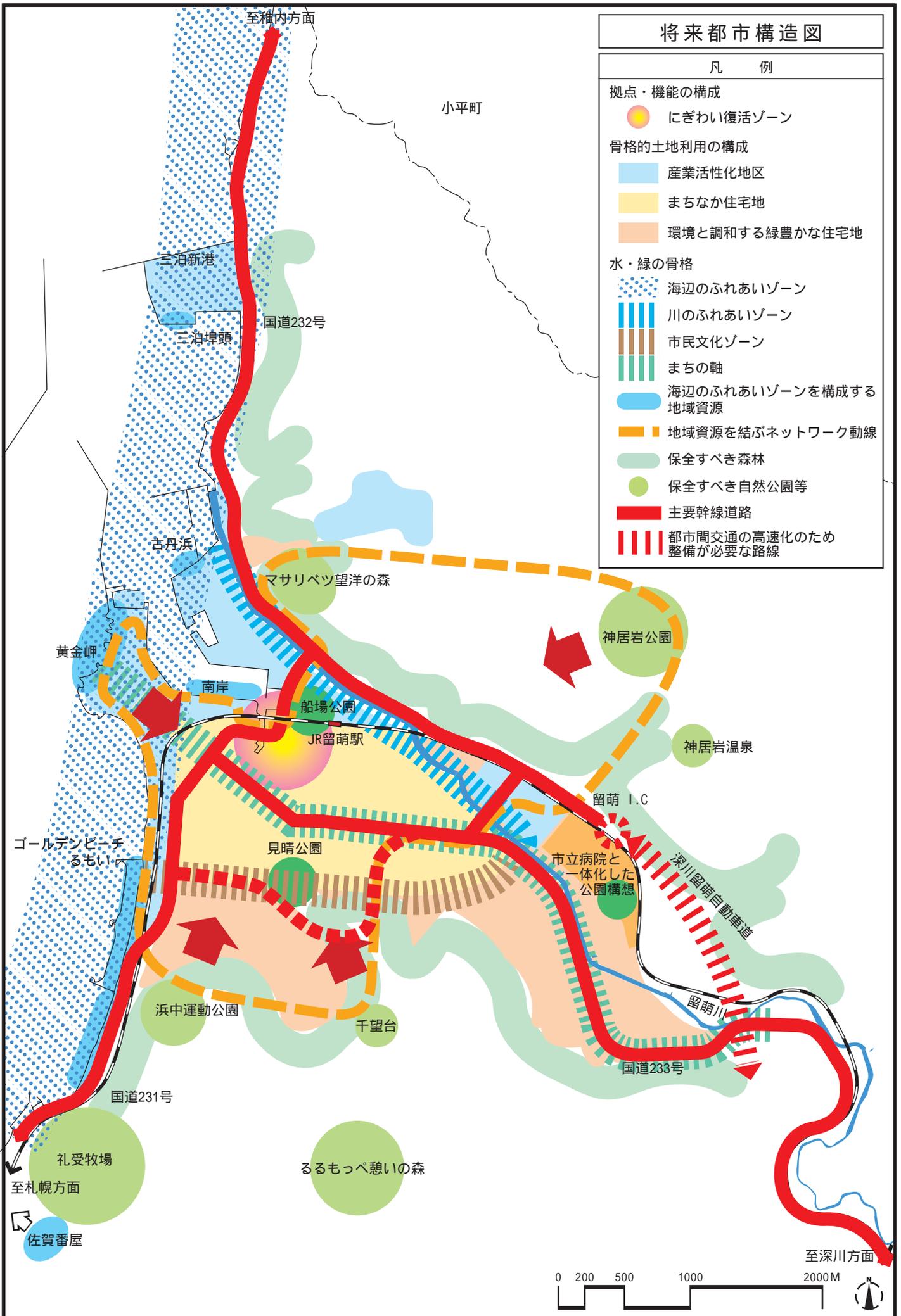
■ 地域資源を結ぶネットワーク動線

■ 保全すべき森林

● 保全すべき自然公園等

■ 主要幹線道路

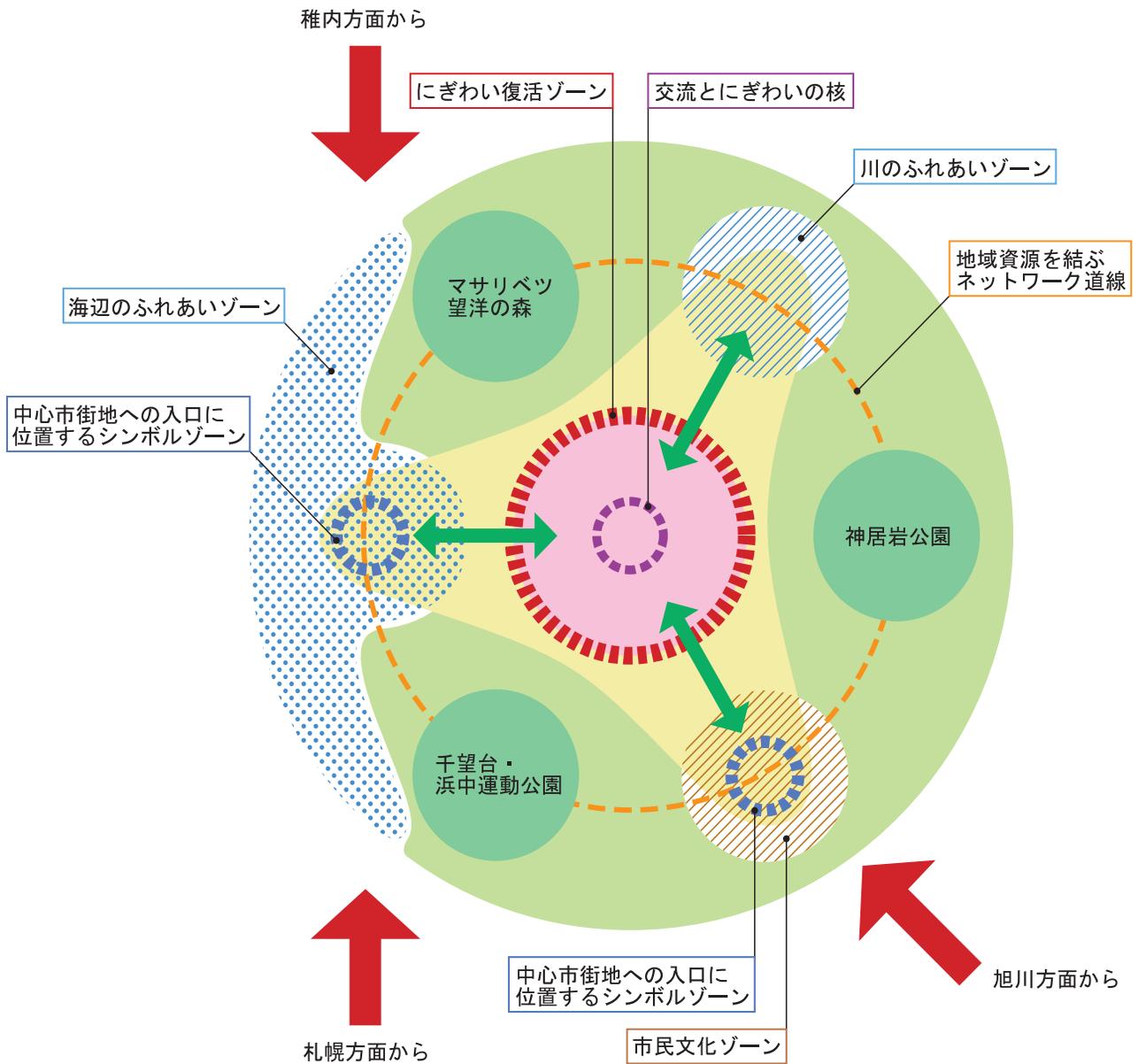
■ 都市間交通の高速化のため整備が必要な路線



3章 重点まちづくり方針

[3 - 1 交流ネットワークの形成方針]

交流ネットワークの概念図



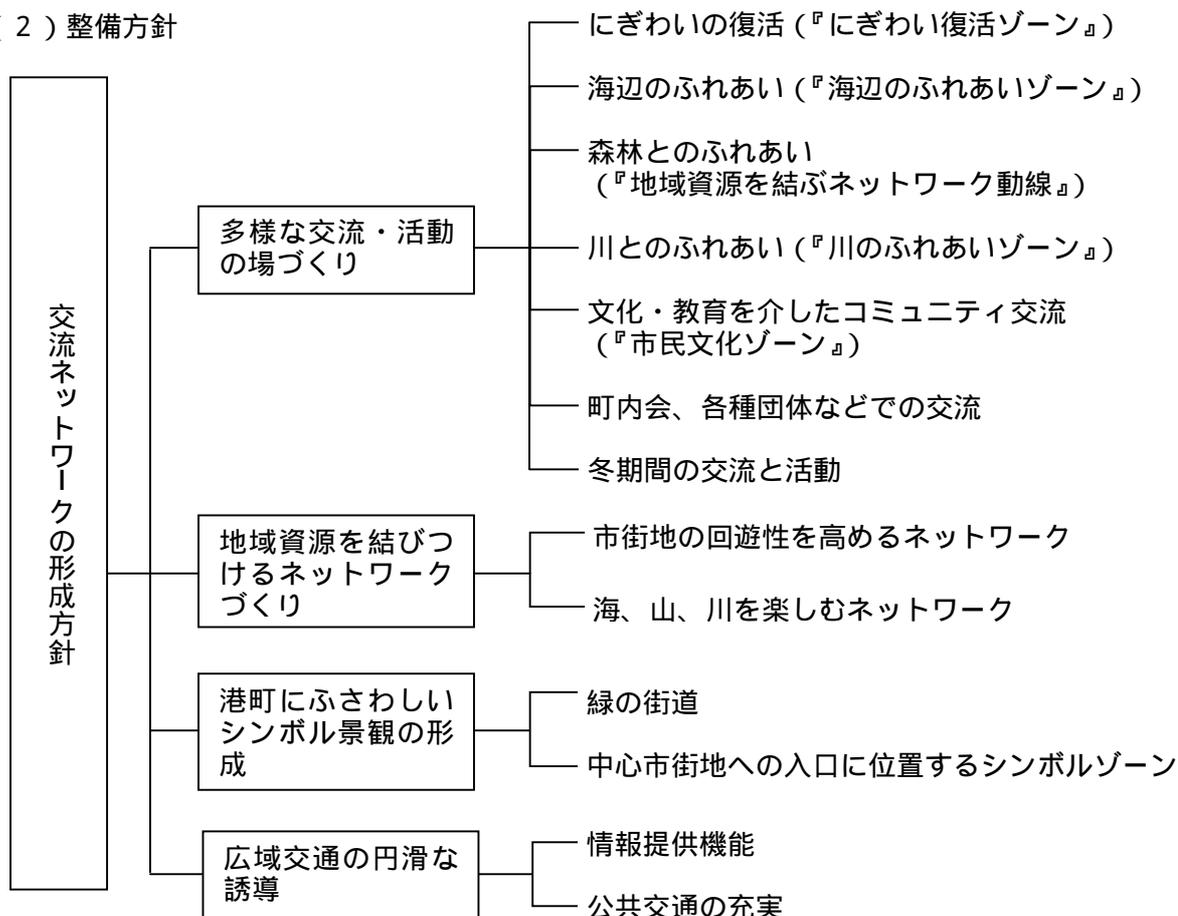
3 - 1 交流ネットワークの形成方針

(1) 目標

市民の創意工夫によって支えられるネットワーク
 自然や地形、文化の魅力を引き出すネットワーク
 既存の施設やプロジェクトを活かしたストック活用型のネットワーク

- ・市民が自らの手でアイデアやパワーを結集し、魅力的な空間の創造を目指します。
- ・留萌の潜在的な資源の再発見を繰り返しながら、留萌のまちが培ってきた文化や自然の再認識を目指し、それぞれの魅力を引き出すネットワーク形成を目指します。
- ・今ある施設は、その使い方や管理・運営の方法などから見直し、使えるものは徹底的に使いこなすという、ストック活用型のネットワーク形成を目指します。

(2) 整備方針



ストック
在庫品。手持ち品。

1) 多様な交流・活動の場づくり

にぎわいの復活（『にぎわい復活ゾーン』）

- ・市民同士や市民と留萌を訪れた人との出会いの場や交流の場、さらに憩いの場として、『交流とにぎわいの核』と『ふれあい交流地区（船場公園）』を位置づけています。
- ・ここでは、広々としたオープンスペースで憩うだけでなく、交流機能の充実を図り各種イベント等の開催、地場の農水産物直売などの展開を想定しています。
- ・併せて、これらを行き来する歩行者がついでに寄り道したくなるような魅力ある中心市街地に再生し、誘導を図ります。
- ・また、港の水辺の潤いを感じられる緑地、広場、水路などの演出を図るとともに、風雪の厳しい冬場でも快適に遊べる屋内空間の整備を図ります。

海辺のふれあい（『海辺のふれあいゾーン』）

- ・黄金岬、ゴールデンビーチるもい、浜中海水浴場など、上川・空知圏の前浜として市民が誇りを持てる交流の場づくりを図ります。
- ・三泊新港や古丹浜などの港湾空間の快適性の向上や景観性の向上を図るため、緩衝や情景のための緑地を適切に配置します。
- ・「海のふるさと館」のある大町から「旧佐賀家漁場」のある礼受町にかけての地区を『海辺の文化ゾーン』と位置づけている『留萌市文化施設整備基本計画』との整合性を図り、地区内にある既存施設を、文化の伝承・文化の創造・多様な学習活動に活用するほか、観光資源としての活用を図ります。
- ・日本海に沈む夕陽、礼受牧場の風車群、暑寒別岳など、心の癒しとなる雄大な眺望を楽しみながら、散策、食事などでくつろげるスポットやゾーンの形成を図ります。

森林とのふれあい、川とのふれあい

（『地域資源を結ぶネットワーク動線』、『川のふれあいゾーン』）

- ・市街地周辺の森林地域に位置する自然豊かなるもっぺ憩いの森や千望台、神居岩公園、マサリベツ望洋の森などが、さらに市民が親しみ、憩える快適空間となるよう充実を図ります。
- ・市街地を流れる留萌川の並木整備などに市民が主体的に関われる機会をつくり、維持・管理も含め市民と行政との協働の場とします。
- ・留萌市立病院横に、地域住民は元より病院を訪れる市民の憩いの場・交流の場となるとともに、入院患者のリハビリの場ともなるバリアフリーに配慮した公園整備を図ります。

文化・教育を介したコミュニティ交流（『市民文化ゾーン』）

- ・国道 231 号南側の見晴町から住之江町にかけて立地する中央公民館、文化センター及び図書館には、日頃から多くの市民が訪れていることから、学校や寺社を含めたこの区域一体を『市民文化ゾーン』として位置づけ、さらなる機能の強化を図るとともに、魅力ある歩行空間としての整備を図ります。
- ・特に、市民文化ゾーン内に立地する見晴公園は、多くの市民の交流の場として機能していることから、地区交流拠点の1つに位置づけ整備を図ります。
- ・また、この地区を『教育文化ゾーン』として位置づけている『留萌市文化施設整備基本計画』との整合性を図ります。

町内会、各種団体などの交流

- ・市街地にある既存の公園、緑地及びコミュニティ施設等の管理・運営などのうち、町内会や各種団体が担える部分を明確化し、地域に密着した公共施設づくりを図ります。
- ・町内会等の適切な単位で地域除雪の相互扶助体制づくりを進めるとともに、通学路については除雪ボランティアの推進を図ります。

冬期間の交流と活動

- ・一年の半分近くは雪や寒さの中で暮らす日々が続く本市において、市民と行政の協力の元に、スポーツやレクリエーション等の振興を図り、冬に親しみ冬を楽しむ快適な生活環境づくりを推進します。
- ・また、市民、企業及び行政の協力の元に、雪や寒さを活かした産業の振興を図るとともに、省エネルギー 効果と二酸化炭素削減効果が期待できる雪や氷の冷熱エネルギー の活用を検討するなど、雪を活用した取り組みの推進を図ります。

2) 地域資源を結びつけるネットワークづくり

快適性を高める歩行者ネットワーク

ア) にぎわい復活ゾーンにおける歩行者ネットワーク

- ・骨格となる歩行者動線として、「にぎわい復活ゾーン」の中の「交流とにぎわいの核」、「ふれあい交流地区」及び「港ふれあい地区」を結ぶ動線を位置づけ、整備を図ります。
- ・また、「にぎわい復活ゾーン」を起点として、西側の「海辺のふれあいゾーン」、東側の「川のふれあいゾーン」及び南側の「市民文化ゾーン」とを結ぶ動線を歩行者動線に位置づけます。

省エネルギー

産業・生活・社会活動の全般にわたって、エネルギーの効率的な利用を図ること。

冷熱エネルギー

冷房・冷蔵等の物や空間を冷やすことに利用できるエネルギー。

イ) 海、山、川を楽しむネットワーク

- ・日本海からの風を感じ、夕陽や暑寒別岳、礼受牧場の風車群を見ながら散策する動線を『海楽路』、木漏れ日を浴び、小鳥のさえずりを聞きながら散策する動線を『山楽路』、さらに流れる川の音を聞きながらの散策のほか、ジョギングやサイクリングを楽しめる動線を『川楽路』として位置づけます。
- ・『海楽路』は南岸から黄金岬を經由しゴールデンビーチるもいに至る動線、『山楽路』は緑ヶ丘町地区から千望台に至る動線やるるもっぺ憩いの森・マサリベツ望洋の森及び神居岩公園内の動線、『川楽路』は元町地区から大和田地区に至る動線を位置づけます。

利便性を高める車のネットワーク

- ・広域交通の機能強化と市街地における利便性向上のための機能強化を図るため、にぎわい復活ゾーンを起点として、国道や道道等による自動車交通の回遊ネットワークを形成します。

3) 留萌を印象づけるシンボリックな景観

緑の街道

- ・市街地への入口となる国道沿いを中心に緑化を進め、将来的には市民や留萌を訪れた人の心に残る“緑の街道”を創出します。

中心市街地への入り口に位置するシンボルゾーン

- ・西の入り口に位置する国道沿いを中心に緑化を進め、眼下に広がる夕陽や暑寒別岳、天売、焼尻などの雄大な眺望を楽しめる立地を活かしたシンボルゾーンを目指します。
- ・東の入口に位置する野本町周辺は、緑豊かで良好な景観をかもし出している広路や図書館、合同庁舎との連携を図り、印象に残る緑豊かなシンボルゾーンを目指します。

4) 広域交通の円滑な誘導

情報提供機能の充実

- ・深川留萌自動車道、国道 231 号、232 号及び 233 号からの広域交通を受け止める広域交流拠点として『船場公園』を位置づけ、市内のイベントや地場産品などの情報を提供する機能の充実を図り、広域交流機能が高まるよう整備を推進します。

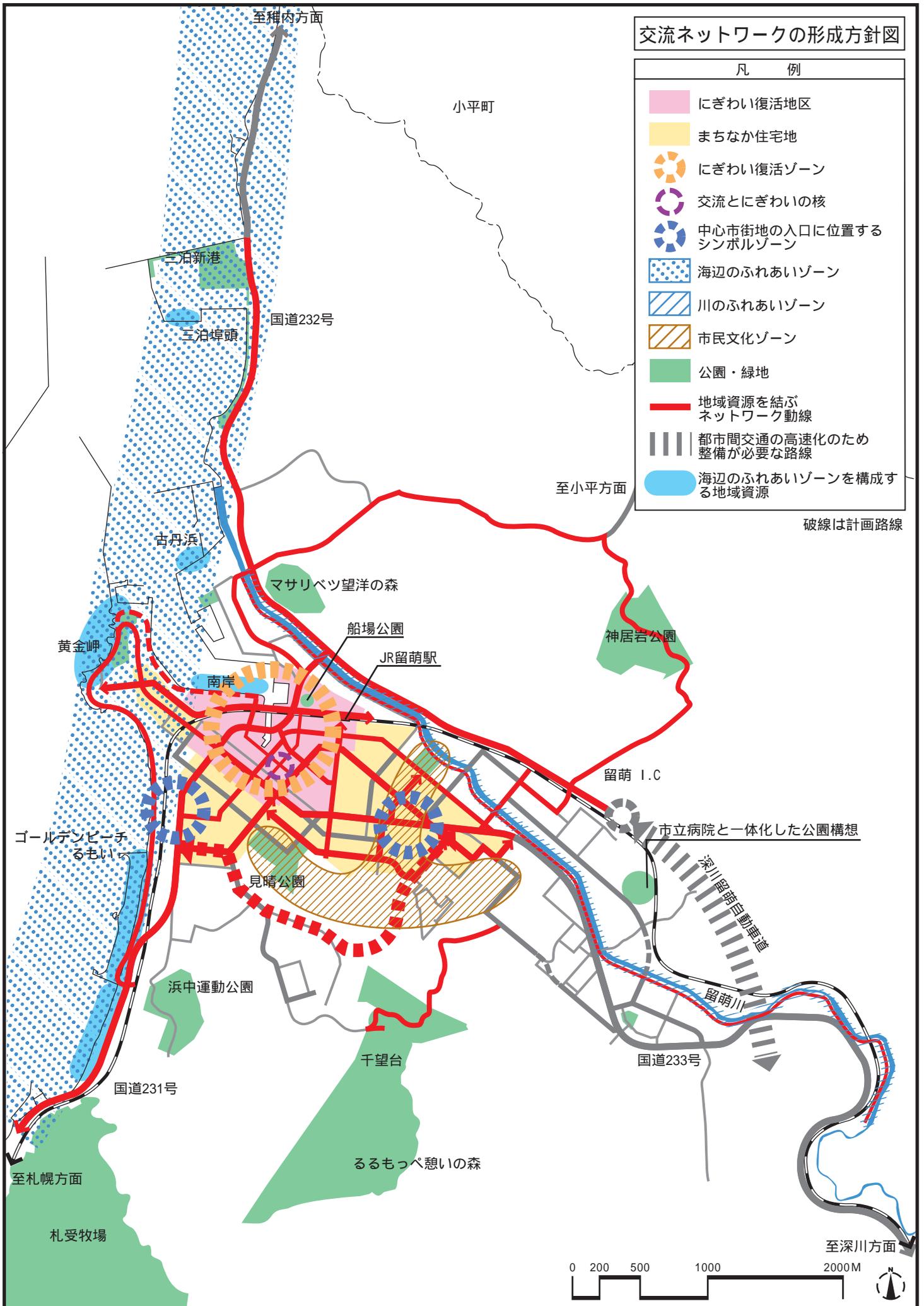
公共交通の充実

- ・ JR留萌駅、バスターミナル及び駅前広場を一体的に整備し、公共交通の拠点性を高めます。
- ・ 市内の公共施設等をスムーズに循環する公共交通機能の充実を図り、市民の利便性を高めます。

交流ネットワークの形成方針図

凡 例	
	にぎわい復活地区
	まちなか住宅地
	にぎわい復活ゾーン
	交流とにぎわいの核
	中心市街地の入口に位置するシンボルゾーン
	海辺のふれあいゾーン
	川のふれあいゾーン
	市民文化ゾーン
	公園・緑地
	地域資源を結ぶネットワーク動線
	都市間交通の高速化のため整備が必要な路線
	海辺のふれあいゾーンを構成する地域資源

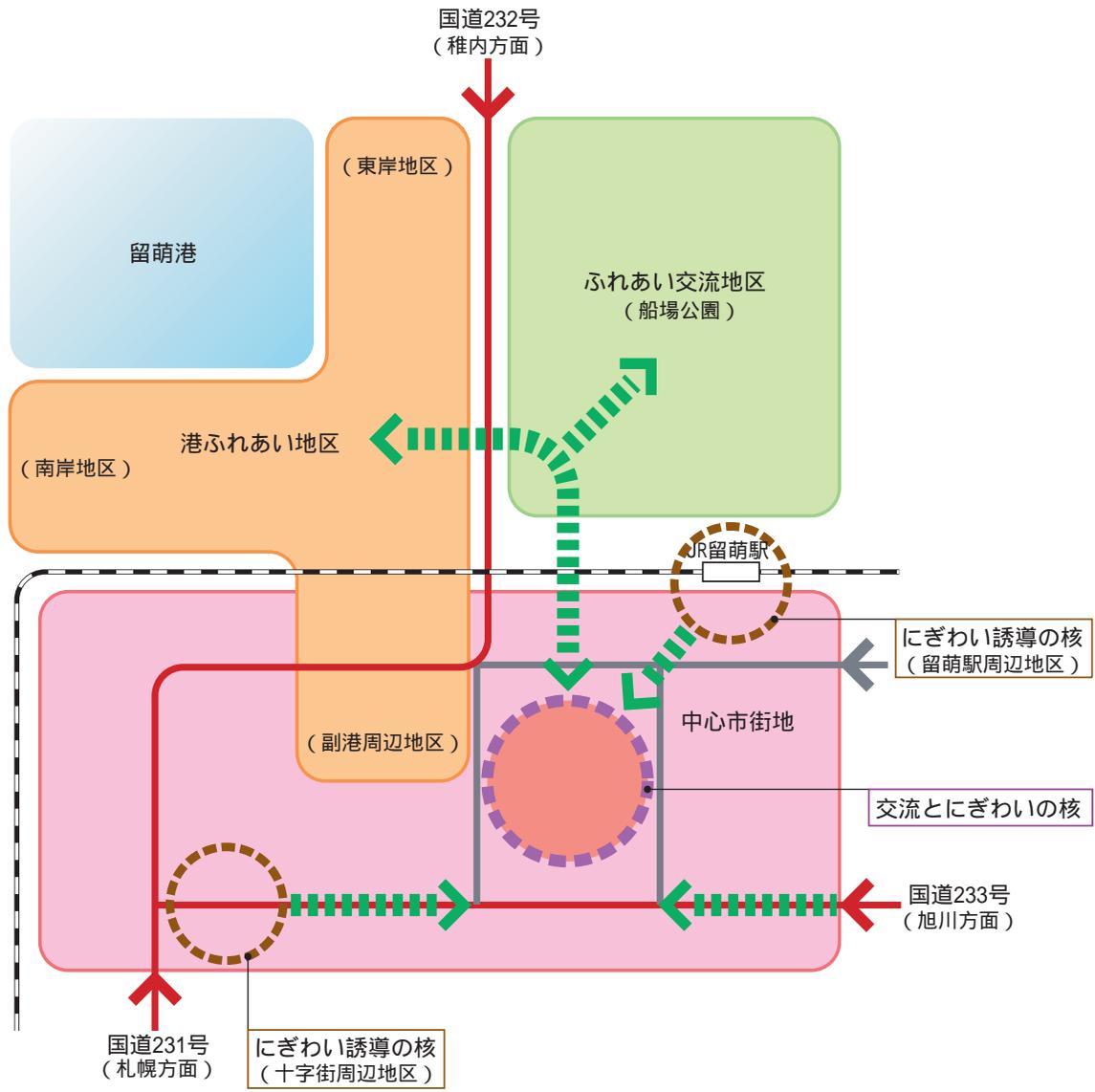
破線は計画路線



3章 重点まちづくり方針

[3 - 2 にぎわい復活ゾーンの整備方針]

にぎわい復活ゾーンの概念図



3 - 2 『にぎわい復活ゾーン』の整備方針

(1) 目標

留萌を印象づける広域交流拠点
 港町にふさわしい景観を楽しめる歩行者優先のまち
 安心して楽しく暮らせる人情味あふれるまち

- ・国道 231 号、232 号及び 233 号の結節点としての立地を活かし、気軽に立ち寄ることができ、留萌を印象づける広域交流拠点を目指します。
- ・商店や飲食店が集まる中心市街地、JR 留萌駅北側の船場公園及び港を一体的なゾーンとして考え、市街地と港や公園の水・緑の潤いが調和する港町ならではの風情を楽しめる歩行者優先のまちを目指します。
- ・誰もが積極的にまちに出られるように、地域の人達が支え合い安心して楽しく暮らせる人情味あふれるまちを目指します。

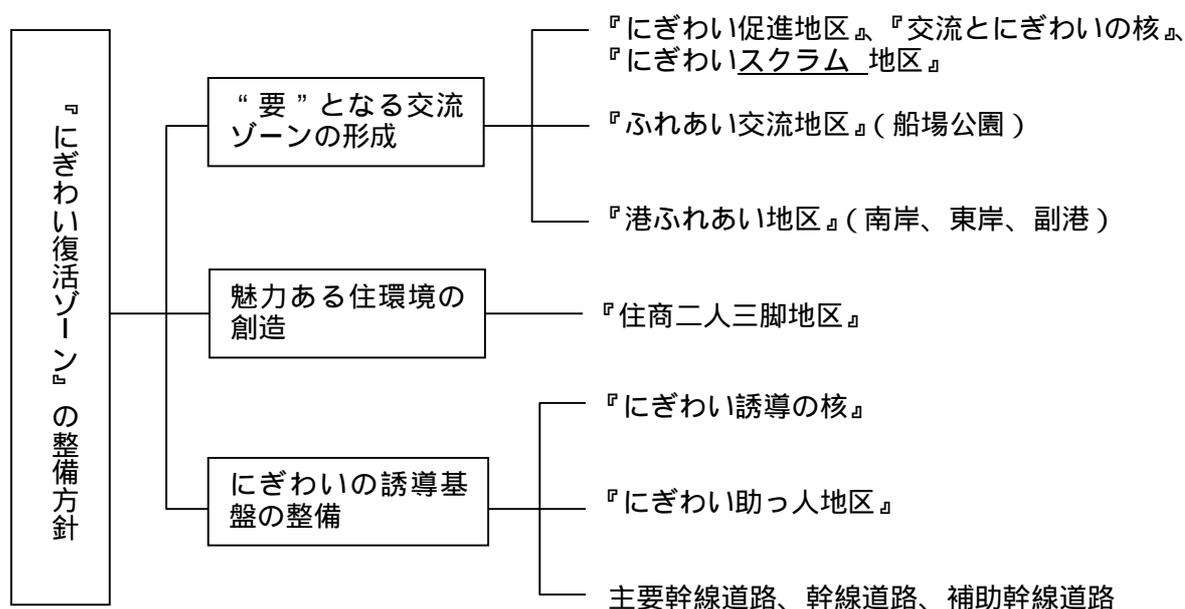
(2) 位置・区域

- ・東側は停車場通（留萌駅～信金本店）、西側は南岸西端、南側は国道 231 号沿道、北側は船場公園及び東岸により囲まれる区域約 70ha とします。

(3) 地区の整備課題

“まちなか”の定住人口増加のための住宅供給
 高齢社会に対応した利便機能を備えた居住環境の整備
 車社会に対応した“まちなか”へのアクセス道路の整備
 歩行者の安全性に配慮した歩行環境の整備
 利便性の高い駐車場の整備
 憩い、潤い、安らぎを意識した公園や緑地スペースの整備
 生活利便性向上のための公共公益機能の効果的配
 防災性の向上に併せた土地の有効活用
 「交流とにぎわいの核」、「ふれあい交流地区」及び「港ふれあい地区」のネットワ
 ーク形成

(4) 整備方針



1) “要”となる交流ゾーンの形成

- ・『にぎわい復活ゾーン』の要となる『にぎわい促進地区』とJR駅北側の『ふれあい交流地区』とを結び、水・緑の潤いとともに人の流れを中心市街地に誘導します。

『にぎわい促進地区』、『交流とにぎわいの核』、『にぎわいスクラム地区』

- ・『にぎわい促進地区』は、中心市街地に求心力を持たせ、かつてのにぎわいを取り戻すための整備を図ります。
- ・さらに、『交流とにぎわいの核』では、経済センターや公益的施設、貸事務所等を備えた複合施設の整備を検討し、歩行者ネットワークの起終点とします。
- ・また、車社会を踏まえて、中心市街地のかつてのにぎわいを取り戻すための土地利用や機能集積上必要な駐車場を市街地整備に併せて整備するとともに、既存の駐車場の有効利用を図ります。
- ・なお、沿道の既存商店街で構成する『にぎわいスクラム地区』は、中心市街地のかつてのにぎわいを取り戻すために、『にぎわい促進地区』と協力しあい整備を図ります。

『ふれあい交流地区』

- ・緑豊かな憩いの場として整備を図るとともに、市民同士は元より、市民と留萌を訪れた人との出会いの場、交流の場、さらに情報発信の場として整備を図ります。
- ・また、その立地性や面積的なことから、緑豊かな憩いの空間を目指すとともに、

様々な活用方策を検討し、有益なにぎわい空間を目指し、整備を図ります。

- ・さらに、西側の『港ふれあい地区』、南側のJR留萌駅や中心市街地との連結に十分配慮した歩行者動線の整備を図ります。

『港ふれあい地区』

- ・南岸地区では、歴史的建造物の有効活用を図るとともに、港を活かした多様な交流の推進を図ります。
- ・東岸地区では、海洋性レクリエーションゾーンを目指します。
- ・副港地区では、市民や留萌を訪れた人が快適に時を過ごせるよう、緑豊かな親水空間の整備を図ります。
- ・地区内における歩行者の回遊動線のほか、港～船場公園、港～中心市街地、港～黄金岬など、歩行者ネットワークの整備を図ります。

2) 魅力ある住環境の創造

- ・にぎわいのある“まちなか”とするため、住宅や店舗、業務施設が調和する住商二人三脚型の市街地形成を図ります。
- ・また、副港周辺においては、水辺を活かした質の高い住宅地の形成を目指します。

3) にぎわいの誘導基盤の整備

- ・『にぎわい復活ゾーン』は、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路及び歩行者の回遊動線が集約するゾーンとして位置づけ、自家用車やバス等の交通機関が立ち寄りやすい交通基盤の整備を図ります。
- ・また、歩行者が歩きやすいばかりではなく、多くの人が集い憩う場があるなど、歩いて楽しい魅力ある沿道環境の整備を図ります。

『にぎわい誘導の核』

- ・人や車の流れを『交流とにぎわいの核』に導くため、「十字街周辺地区」と「JR留萌駅周辺地区」を『にぎわい誘導の核』と位置づけ、誘導の核にふさわしい魅力ある地区を目指します。

『にぎわい助っ人地区』

- ・『にぎわい復活ゾーン』のにぎわいを支えるため、JR留萌駅を含めた駅前広場の整備や、バスターミナルの集約化、駐車場の整備を図ります。
- ・『ふれあい交流地区（船場公園）』と『交流とにぎわいの核』を結ぶ歩行者動線の整備を図り、歩くことによって楽しさや心地よさを実感できる沿道を目指します。

主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路

- ・管外又は周辺地区からの交通アクセス機能を高め、円滑な地区交通を実現するため、国道231号を主要幹線道路、都市計画道路北8条通を幹線道路、これらと連携する主要な市道を補助幹線道路と位置づけ、ゾーン内の道路ネットワークの充実を図ります。

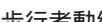
アクセス

目的地に近づく方法。交通手段や交通機関。

にぎわい復活ゾーンの整備方針図



凡 例

- | | | | | | |
|---|------------|---|-----------|---|---------------|
|  | にぎわい促進地区 |  | 住・商二人三脚地区 |  | 補助幹線道路 |
|  | にぎわいスクラム地区 |  | 交流とにぎわいの核 |  | 歩行者動線（歩車共存道路） |
|  | 港ふれあい地区 |  | にぎわい誘導の核 |  | 歩行者動線（歩専用等） |
|  | ふれあい交流地区 |  | 主要幹線道路 |  | にぎわい復活ゾーン |
|  | にぎわい助っ人地区 |  | 幹線道路 | | |



4章 部門別の整備方針

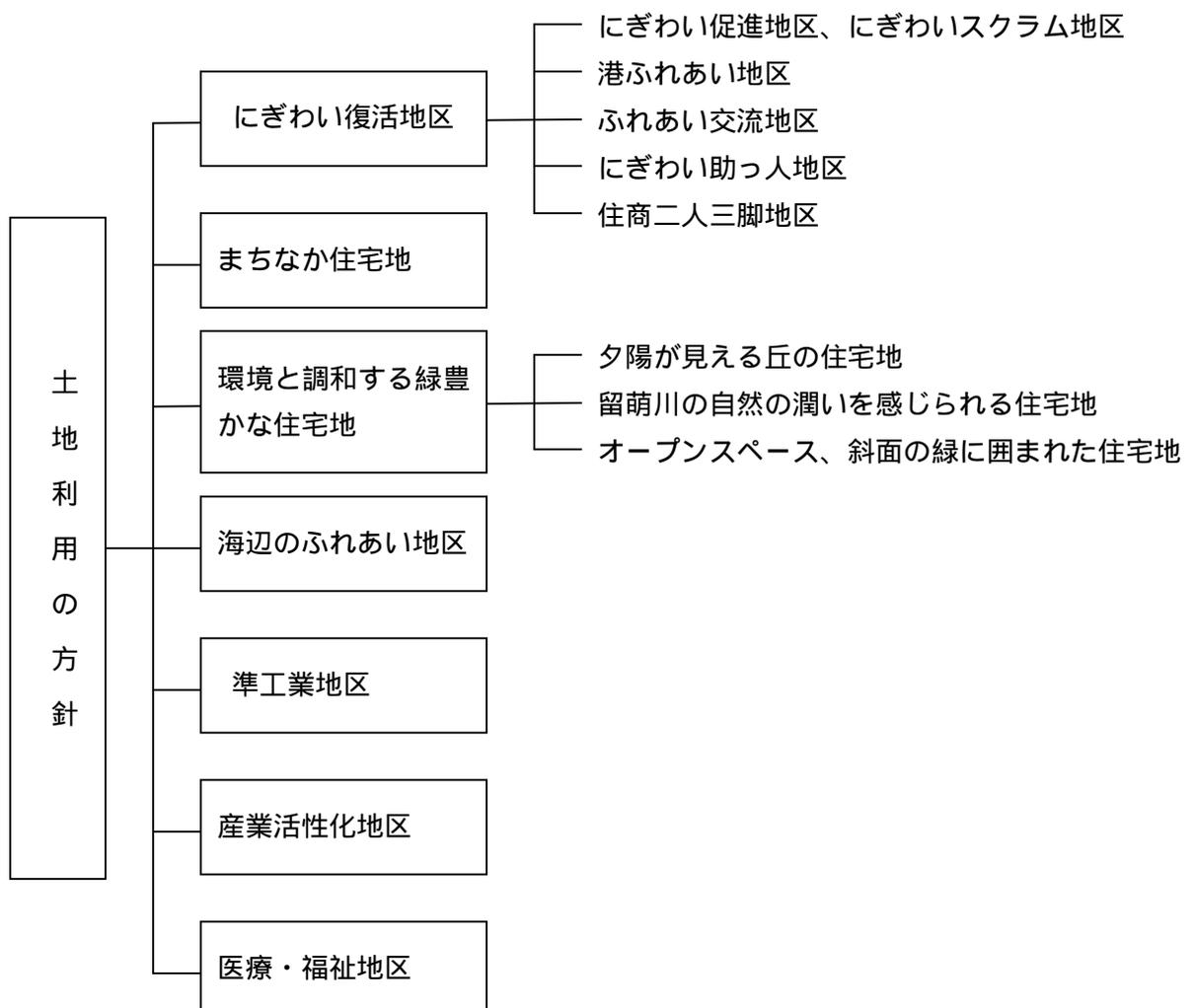
- 4 - 1 土地利用の方針
- 4 - 2 道路・交通の整備方針
- 4 - 3 公園・緑地等の整備方針
- 4 - 4 下水道の整備方針

4 - 1 土地利用の方針

(1) 目標

中心市街地及びその周辺の密度を高める土地利用
 深川留萌自動車道や三泊新港、船場公園の整備に伴う人・車の流れを意識した土地利用
 住・商・工が適切に配置される土地利用
 歴史・文化資源、自然資源が引き立つ土地利用
 現在の市街地規模を維持し、環境と共生する土地利用

(2) 整備方針



1) にぎわい復活地区

- ・ 中心市街地のかつてのにぎわいを取り戻すために、その中心地区となる「にぎわい促進地区」、「にぎわいスクラム地区」、「にぎわい助っ人地区」のほか、「ふれあい交流地区（船場公園）」、「港ふれあい地区（南岸・東岸・副港）」、「住商二人三脚地区」が一体となることが重要と考え、これらを合わせた地区を「にぎわい復活地区」とします。

にぎわい促進地区、にぎわいスクラム地区

- ・ 古くからのコミュニティや路地、横町などがある立地を活かし、にぎわいの中心地区を目指します。
- ・ 商業、業務系の土地利用を中心に、交流施設、中層住宅が複合的に立地する比較的密度の高い市街地への誘導を図ります。

ふれあい交流地区

- ・ 緑豊かな憩いの場として整備を図るとともに、市民同士は元より、市民と留萌を訪れた人との出会いの場、交流の場、さらに情報発信の場として整備を図ります。
- ・ 立地性や面積的なことから、緑豊かな憩いの空間を目指すとともに、様々な活用方を検討し、有益なにぎわい空間を目指します。

港ふれあい地区

- ・ 南岸、東岸及び副港を合わせた港ふれあい地区では、適切な臨港地区の指定を行うとともに、都市機能と港湾機能の連携を図り、“港町・留萌”を印象づける地区を目指します。

臨港地区（都市計画法第8条第1項第9号、
港湾法第2条第4項）

臨港地区には、都市計画法に基づくものと港湾法に規定されたものがある。

都市計画法による臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区であり、地域地区の一つである。

港湾法上の臨港地区は、都市計画法により定められた地区と、都市計画区域外において国土交通大臣の認可を受けて港湾管理者が定めた地区がある。

地域地区（都市計画法第8条）

「地域、地区又は街区」の総称。

地域地区には、用途地域、特別用途地区、臨港地区など19種類あり、これらの地域地区を都市計画として定めるのは、その種類に応じて、都市計画上必要な規制（土地利用計画）を行うためである。

用途地域（都市計画法第8条第1項第1号）

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さ等について制限を行う制度。

主に住居系・商業系・工業系に分かれ、12種類の用途地域が設定されている。

特別用途地区（都市計画法第8条第1項第2号）

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

延べ面積とは、建築物の各階の床面積の合計をいう。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

建築面積とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

- ・南岸地区では、歴史的建造物の有効活用を図るとともに、港を活かした多様な交流の推進を図ります。
- ・東岸地区では、海洋性レクリエーションゾーンを目指します。
- ・副港地区では、市民や留萌を訪れた人が快適に時を過ごせるよう、緑豊かな親水空間の整備を図ります。
- ・港湾計画や国道整備計画などとの整合を図ります。

にぎわい助っ人地区

- ・JR、バス、自家用車等のターミナル機能を有するとともに、船場公園と中心市街地とを結ぶ歩行者動線が位置することから、にぎわいをサポートする地区を目指します。
- ・また、ふれあい交流地区（船場公園）にぎわい促進地区及び港ふれあい地区に接し、さらに国道231号が位置する立地条件を活かした土地利用を図るとともに、民間活力の誘導を図ります。

住商二人三脚地区

- ・店舗、事務所などと中層・高層住宅が調和・共存する職住近接型の地区を目指します。
- ・また、買い物や飲食、散策などの日頃の行動が安心して行えるコミュニティづくりを図ります。
- ・さらに、高齢者対応住宅、共同生活住宅、若者単身者住宅など、多様な住宅の供給・誘導を優先的に図ります。

2) まちなか住宅地

- ・地域性や地形、市街地の生い立ち等により住宅地としての特性は多少異なるが、低層・中層住宅を主体に、まちなかの利便性を享受できる比較的密度の高い地区を目指します。
- ・また、コンパクトな“まち”形成を先導する住宅地を目指します。

3) 環境と調和する緑豊かな住宅地

- ・ゆとりある敷地環境を有し、留萌の地形や眺望、緑の潤いを楽しむことを大切な価値とする質の高い低層住宅地を目指します。
- ・また、地震等の自然災害や火災に強い安心して安全に住むことが出来る住宅地の形成を図ります。

夕陽が見える丘の住宅地

- ・高台という立地を活かし、日本海に沈む夕陽や暑寒別岳の眺望を楽しめる住宅地の形成を図ります。

留萌川の自然の潤いを感じられる住宅地

- ・川の眺めや川に導く緑の潤いを享受し、散策やジョギング、まつりやイベント等を介して、生活と川とが密接に関わり合う豊かな住宅地の形成を図ります。
- ・また、河川敷地や留萌川近郊に位置する公園の“緑”を住宅地まで連続させ、季節ごとに豊かな表情をかもし出すような住宅地の形成を図ります。

オープンスペース、斜面の緑に囲まれた住宅地

- ・市街地の南側に位置する学校や文化センター等の公共施設のオープンスペースや見晴公園周辺地区では、緑豊かで木漏れ日が降り注ぐ文教的な風情が漂う住宅地の形成を図ります。
- ・また、沢などの斜面地等に位置する住宅地では、眼下に留萌の街を望みながら、にじみ出す森林の緑と融合する住宅地の形成を図ります。

4) 海辺のふれあい地区

- ・海辺と海岸段丘上の2段の土地利用を想定し誘導を図ります。
- ・また、海辺については、観光シーズンに必要な飲食・土産施設や宿泊・休憩施設、キャンプ場などを中心に整備を推進するとともに、“海”を活かした景観の形成を図ります。
- ・さらに、海岸段丘上の高台では、日本海に沈む夕陽や暑寒別岳の眺望を“売り”にした交流施設等の整備を推進する一方、大切な眺望を維持するためのルールづくりを検討します。
- ・なお、「海のふるさと館」のある大町から「旧佐賀家漁場」のある礼受町にかけての地区にある既存施設を、文化の伝承、文化の創造、多様な学習活動に活用するほか、観光資源としての活用を図り、現在の4.5日観光から半年観光への転換を目指します。

5) 準工業地区

- ・既存の国道沿いにおけるガソリンスタンドや自動車販売店、自動車修理工場などの沿道型サービス機能の土地利用を基本とします。

ターミナル機能
交通機関の起点・終点付近における(利便性のある)役割・働き。

サポート
支持。援助。支え。

- ・また、郊外型大型店舗の立地が想定される市街地縁辺部の国道沿いについては、留萌市全体のまちづくりを考え、適切な対応を検討します。
- ・なお、国道沿いは、中心市街地への玄関口であることから、公共施設敷地内は元より、民間敷地内にも緑豊かな空間を創出するよう誘導を図ります。

6) 産業活性化地区

- ・港湾沿いの臨港地区は、地区内に工業地を配置し、港湾機能と連動したバルク系貨物 取り扱い企業の立地を進めます。
- ・また、留萌川沿いの堀川・東雲地区は、今後とも工業地を配置し、既存の水産加工業のほか、深川留萌自動車道の留萌インターチェンジ 周辺という立地を活かした流通業系土地利用の集約化を図ります。
- ・さらに、春日地区は、民間開発による工業地であり、今後とも工場等の立地の推進を図ります。

7) 医療・福祉地区

- ・留萌市立病院が移転した東雲地区は、医療・福祉ゾーンとして関連施設の誘導を図り、立地特性に応じた土地利用への転換を目指します。
- ・また、留萌市立病院の横には、近隣に居住する者の利用に供するとともに、入院患者が保養や語らい、リハビリ を兼ねて憩うことが出来るバリアフリーに配慮した公園整備を目指します。

バルク貨物

穀物、塩、石炭、鉱石等のように粉粒体のまま包装せずに積み込まれる貨物。

インターチェンジ

高速道路の立体交差による出入口。

リハビリ

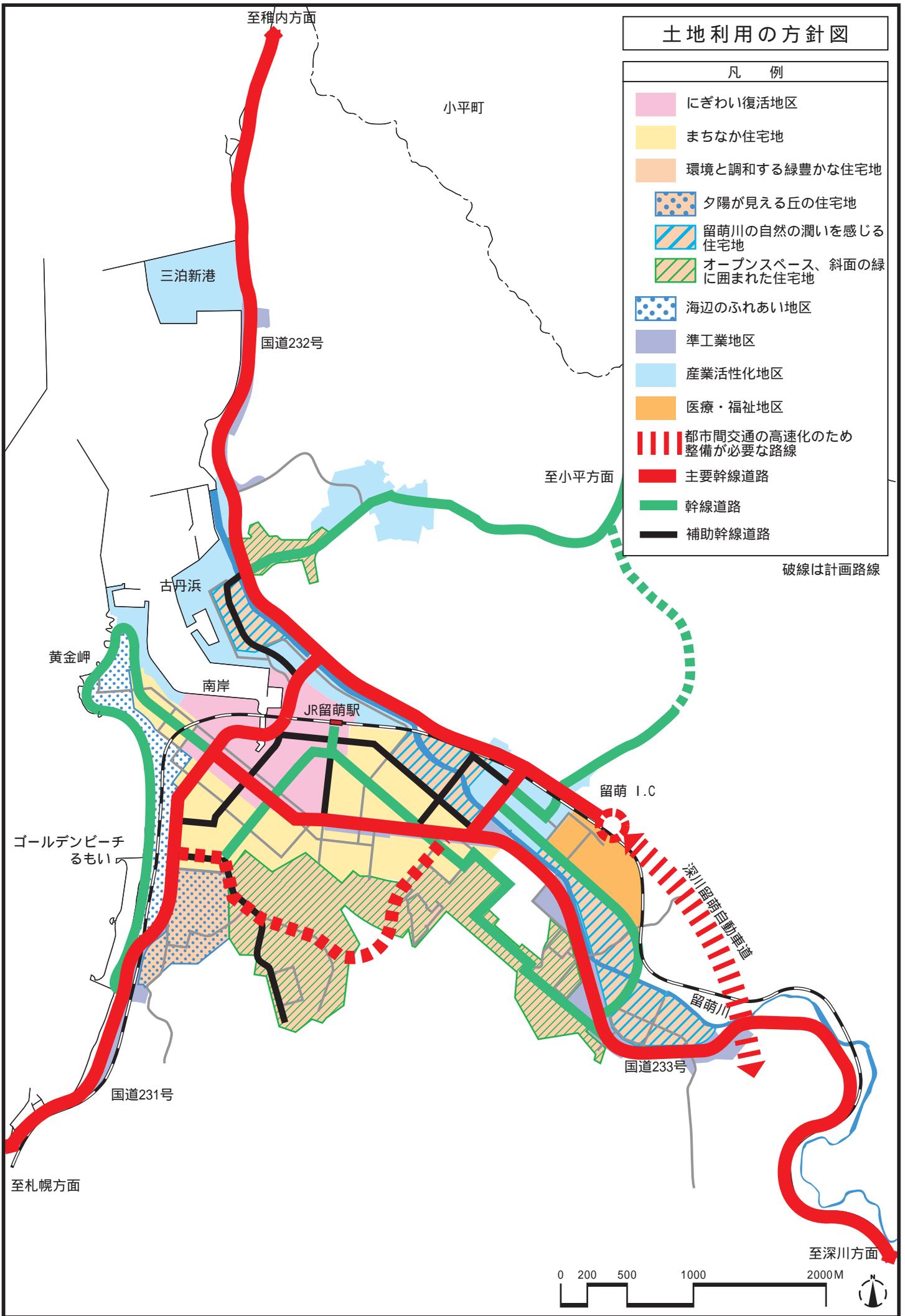
患者や身体障害者等が社会復帰するための治療・訓練。

土地利用の方針図

凡 例

- にぎわい復活地区
- まちなか住宅地
- 環境と調和する緑豊かな住宅地
- 夕陽が見える丘の住宅地
- 留萌川の自然の潤いを感じる住宅地
- オープンスペース、斜面の緑に囲まれた住宅地
- 海辺のふれあい地区
- 準工業地区
- 産業活性化地区
- 医療・福祉地区
- 都市間交通の高速化のため整備が必要な路線
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路

破線は計画路線

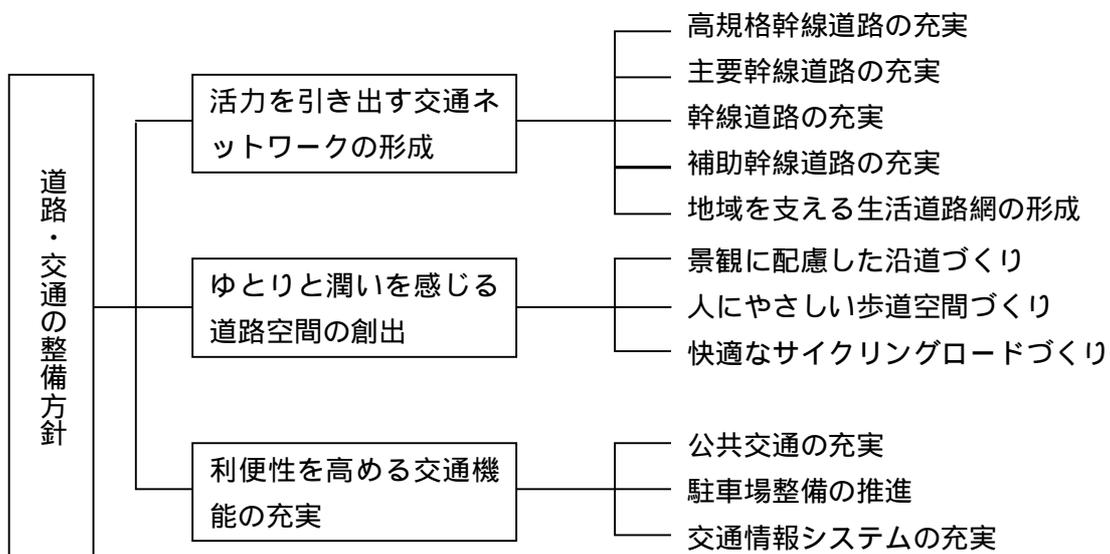


4 - 2 道路・交通の整備方針

(1) 目標

交通ネットワークの充実
留萌のまちを印象づける沿道づくり
安全・安心の歩道空間の創出
快適な交通機能の充実

(2) 整備方針



1) 活力を引き出す交通ネットワークの形成

高規格幹線道路の充実

- ・都市間や空港・港湾等との広域的な交流・連携を支える高速ネットワークの形成を図るため、深川留萌自動車道の整備を推進します。

主要幹線道路の充実

- ・都市間交通の機能強化や中心市街地へのスムーズな誘導を図るため、国道 231 号、232 号及び 233 号、都市計画道路「見晴通（仮称）」を主要幹線道路と位置づけ、整備を推進します。

ア) 国道 231 号（留萌拡幅事業）

- ・通過交通をスムーズにし、渋滞緩和のため行うことを目的としている拡幅事業は、都市交通機能の充実は元より、まちなみ景観の観点からも整備を推進します。
- ・また、JR 留萌本線との交差方法については、拡幅事業の目的を踏まえるとともに、交通安全対策を基本とした上で、防災対策及び中心市街地への誘導も考慮しながら検討を加え決定します。

イ) 国道 232 号

- ・深川留萌自動車道の留萌インターチェンジと三泊新港を結ぶ国道 232 号は、スムーズな物流交通の推進を図るため、拡幅事業を目指します。

ウ) 都市計画道路「見晴通（仮称）」

- ・国道や深川留萌自動車道との交通アクセスの充実を図るための環状機能の一部を担うとともに、市街地の円滑な交通流を確保するため、都市計画道路「見晴通（仮称）」を新たに位置づけ、整備を推進します。

幹線道路の充実

- ・主要幹線道路を補助し、公共施設・地域資源等への交通アクセス、緊急時の車両通行に係る機能強化を図るため、道道、都市内を連携する道路を幹線道路と位置づけ、整備を推進します。

補助幹線道路の充実

- ・幹線道路を補助し、地域内の交通を円滑に誘導する道路を補助幹線道路として位置づけ、整備を推進します。

地域を支える生活向上道路網の形成

- ・行き止まり道路の解消や道幅の狭い道路を改善し、緊急時における避難路の確保はもちろん、地域の利便性向上を図る生活向上道路網の形成を図ります。
- ・また、冬期間については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図ります。

2) ゆとりと潤いを感じる道路空間の創出

景観に配慮した沿道づくり

- ・国道 231 号、232 号及び 233 号の市街地への入口付近では、街路樹の植栽を推進するとともに、沿道の私有地における植樹や花づくりを誘導し、『緑の街道』を目指します。
- ・また、骨格的幹線道路等においても市民と行政とのパートナーシップの構築を図り、街路樹の植栽・維持管理、私有地の舗装・緑化、冬期間の雪対策等を地域単位で取り組み、特色ある沿道の景観形成を図ります。
- ・特に冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、沿道の雪山を解消することによって交通安全に寄与するとともに、沿道の景観形成を図ります。

人にやさしい歩道空間づくり

- ・歩道の拡幅や段差の解消など、バリアフリーに配慮した人にやさしい歩道空間の整備を図るとともに、歩道と連動したポケットパーク¹⁾にベンチの設置や植樹、花づくりを行い、ゆとりや潤いのある歩道空間の整備を推進します。

ポケットパーク

ベンチや噴水などのある都市の中の小さな公園。

ミニ公園。

- ・また、通勤・通学路に重点をおき、歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、夜間照明の設置や歩道の拡幅、段差の解消などバリアフリー化を進め、安心・安全な歩道空間の整備を推進するとともに、歩行者や自転車交通のネットワーク形成を図ります。
- ・なお、冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間の整備を推進します。

快適なサイクリングロードづくり

- ・市民の健康増進や余暇活動の多様化に対応して、市街地から留萌ダムに至る留萌川の川沿いをサイクリングロードとしての整備を推進します。

3) 利便性を高める交通機能の充実

公共交通の充実

- ・交通ネットワークの形成を推進するとともに、都市間公共交通の高速化や市内に点在している公共施設等をスムーズに循環する公共交通の充実を図ります。
- ・また、JR留萌駅、バスターミナルがあるJR留萌駅周辺地区を公共交通結節拠点と位置づけ、機能の充実を図ります。
- ・さらに、冬期間においては、バス会社はもちろん、ボランティア団体や地域住民の理解・協力のもと、快適に利用できるバス停の整備を推進します。

駐車場整備の推進

- ・自動車利用者の交通行動拠点として不可欠な駐車場を市街地整備等と併せて整備するとともに、既存の駐車場の有効利用を図ります。

交通情報システムの充実

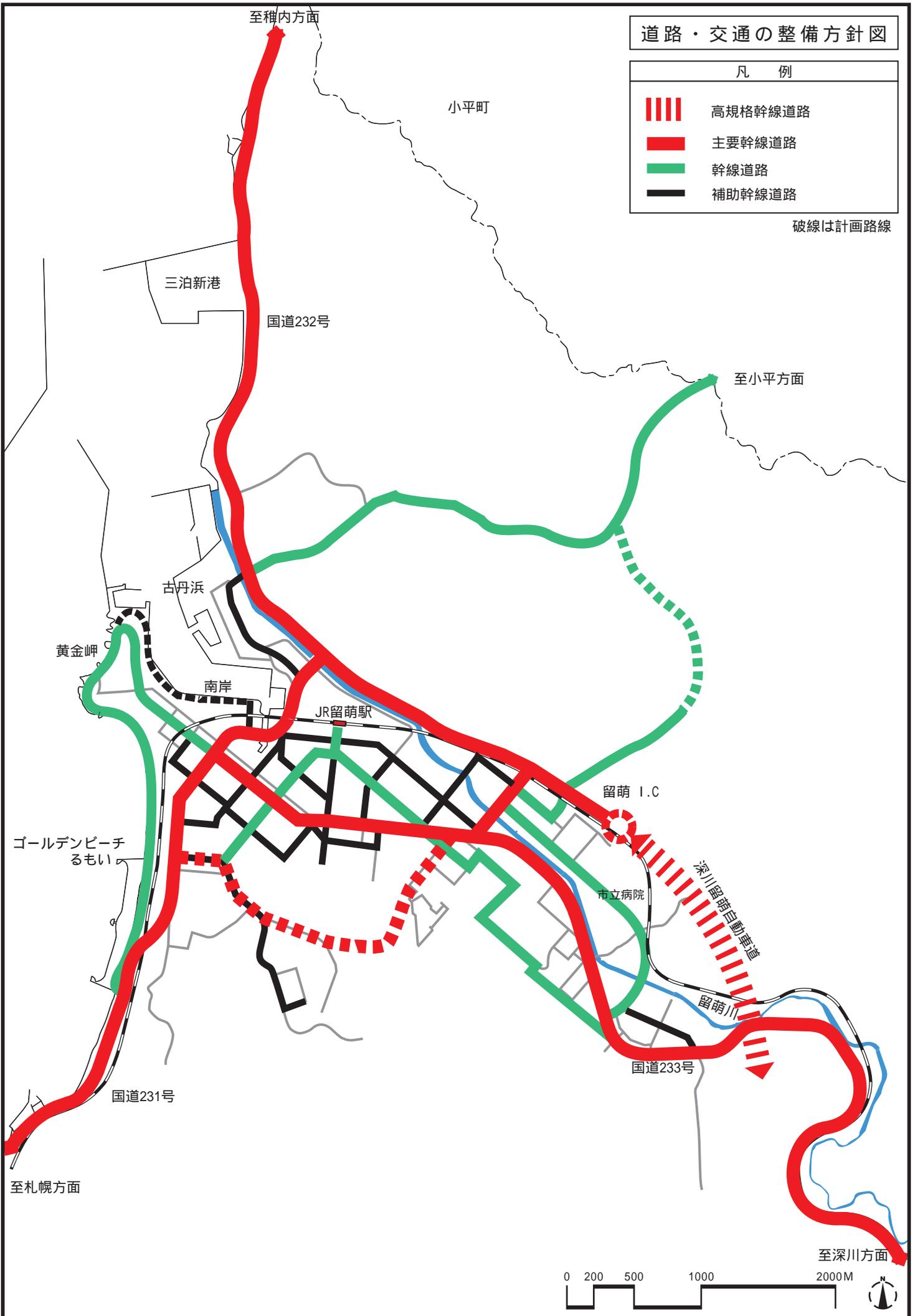
- ・冬期間の道路の路面状況や駐車場の利用状況など、運転者に対する適切な情報を提供するシステムの整備を検討します。

道路・交通の整備方針図

凡 例

-  高規格幹線道路
-  主要幹線道路
-  幹線道路
-  補助幹線道路

破線は計画路線

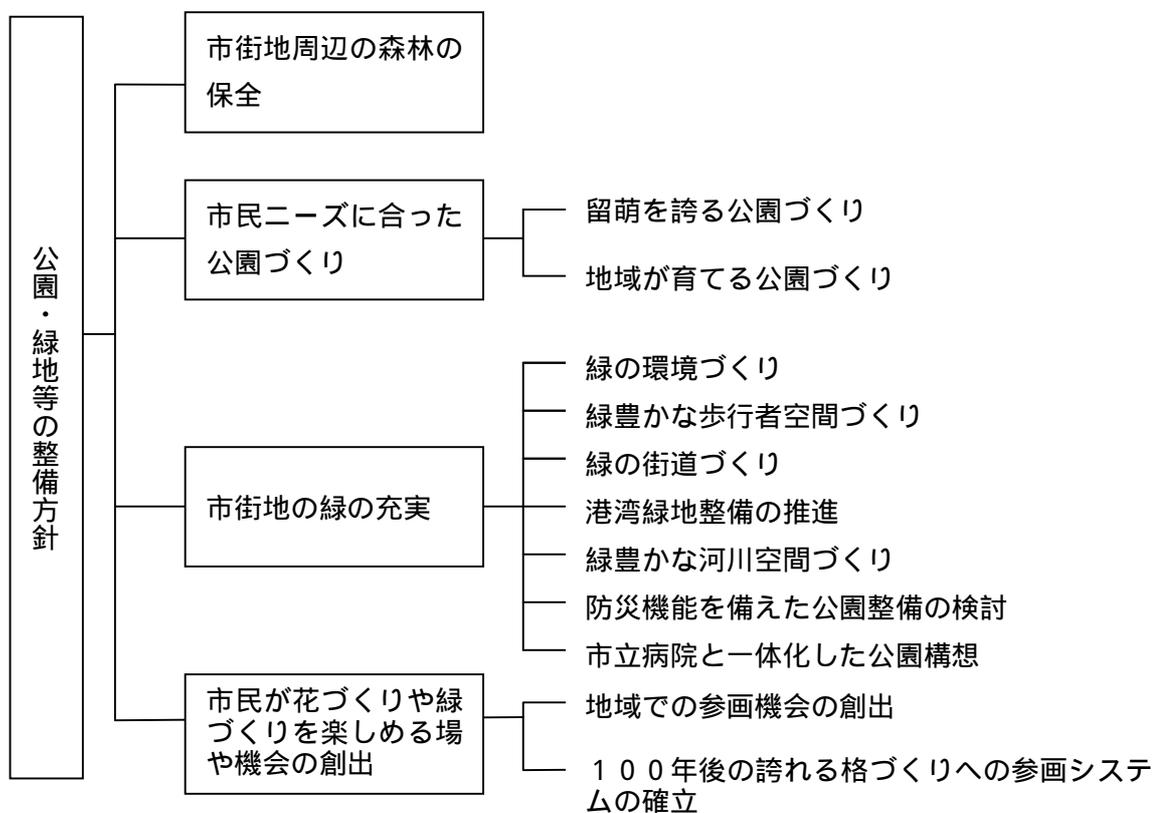


4 - 3 公園・緑地等の整備方針

(1) 目標

海・山・川を活かした特色ある緑地づくり
 水・緑の潤いが感じられる市街地の形成
 身近に憩える公園づくり

(2) 整備方針



1) 市街地周辺の森林の保全

- ・森林が本来有する災害防備、水源かん養機能及び生態系を将来にわたって維持していくため、市街地近郊に位置する丘陵の森林の保全を図ります。
- ・また、整備・開発等にあたっては、これらへの影響に十分配慮します。

2) 市民ニーズに合った公園づくり

留萌を誇る公園づくり

- ・船場公園は、中心市街地や港に隣接しているという立地性を活かし、地区公園として市民同士は元より、市民と留萌を訪れた人たちとの出会いの場、交流の場、

さらに情報発信の場として整備を図ります。

- ・また、市街地に位置する緑豊かな総合公園や市街地近郊に位置する自然豊かな生活環境保全林等は、生活に安らぎと潤いを与え、語らいやレクリエーション、スポーツの場となり、活力を生み出す貴重な空間となっています。
- ・留萌を誇る公園づくりについては、市民ニーズを的確に把握し、市民と協働で整備を図ります。

地域が育てる公園づくり

- ・市内に点在している街区公園は地域のつながりを高めるとともに、延焼防止機能を有し、また、災害時の避難地としても重要であります。国で示している標準規模（0.25 ㍊）未満の公園が多い状況です。
- ・今後は市民ニーズを適宜把握し、地域がつくり地域が育てる公園づくりを進めるとともに、小さな街区公園や都市計画決定後着工されず長期間にわたって未供用の近隣公園の整備・見直しを検討します。

3) 市街地の緑の充実

緑の環境づくり

- ・本市の中心市街地及びその周辺は、コンパクトなまちづくりの先導を担う地区となることから、地区内にある副港周辺用地、その他公共施設用地などの空き地等の緑化を進め、市街地を特徴づける緑の環境づくりを図ります。

緑豊かな歩行者空間づくり

- ・豊かな自然環境が感じられる市街地形成を図るため、主要な歩行者動線の緑化や花づくりを進め、緑のネットワークの形成を図ります。
- ・また、“花園広路・高砂広路”は、良好な景観を有するとともに、緩衝緑地としての機能も有していますが、他の地域においても市街地整備等に併せて、このような緑豊かな歩行者空間の創出を目指します。

緑の街道づくり

- ・本市は、国道 231 号、232 号及び 233 号が広域道路網を形成しており、市街地へ

水源かん養

雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、また、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐこと。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は 1 km、面積は 4ha を標準とする。

留萌市には「船場公園（未供用）」がある。

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は 250m、面積は 0.25ha を標準とする市民に最も身近な公園。

留萌市には「錦町公園」、「元町公園」、「住之江公園」など 3 箇所ある。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500m、面積 2ha を標準とする。

留萌市には「高砂公園」、「潮静公園」、「東雲公園（未供用）」がある。

の誘導経路となっていることから、国道沿いの住民及び企業とともに、国道とその沿道の緑化を進め、留萌を訪れた人へのイメージアップを図ります。

- ・また、国道沿いの緑化に併せ、黄金岬への入り口となる道道留萌港線、小平町本郷方面からの入り口となる道道留萌小平線とその沿道の緑化を進めます。

港湾緑地の整備推進

- ・重要港湾留萌港の整備に併せて、市民が港や海に親しめるにぎわいと潤いのある空間を形成するため港湾緑地を整備し、港町らしい景観を創出します。

緑豊かな河川空間づくり

- ・留萌川の河川緑化を推進し、市民の憩いの場となる緑豊かな河川空間づくりを図ります。

防災機能を備えた公園整備の検討

- ・沖見町地区と南町地区は、それぞれ昭和40年代後半、昭和50年代から民間宅地開発により整備されましたが、道路幅・道路網が不十分であり、また、適切な緑地が確保されていないため、防災上危険な地区となっていることから、この両地区に防災機能を備えた公園整備を検討します。

市立病院と一体化した公園構想

- ・留萌管内における地域医療の核である留萌市立病院の隣接地において、市立病院と一体化した公園化を目指し、地域の交流拠点に位置づけます。
- ・この公園構想は、近隣に居住する者の利用に供するとともに、バリアフリーに対応した整備を行うことによって、入院患者がリハビリを兼ねて憩うことが出来ることを目指します。

4) 市民が花づくりや緑づくりを楽しめる場や機会の創出

地域での参画機会の創出

- ・町内会等の生活単位を基本に、市民と市との役割を明確にしつつ、地域の良好な環境や景観を確保するため、街区公園や生活道路、公共施設などの空き地等に、花づくりや緑づくりを楽しめる場や機会の創出を図ります。

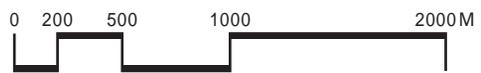
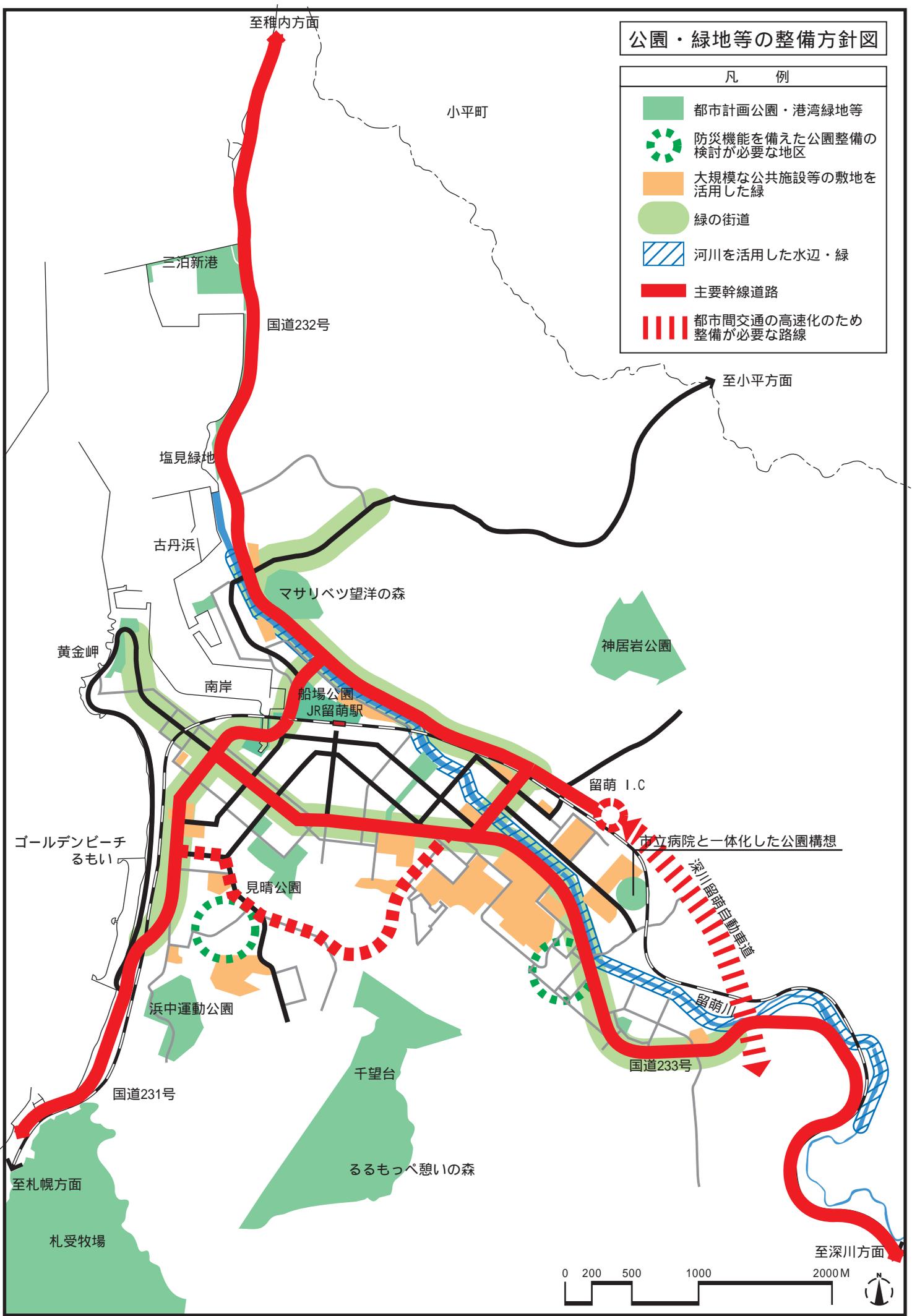
100年後の誇れる格づくりへの参画システムの確立

- ・有志や団体などが市民活動の一環で行う花づくりや緑づくりへの参画システムの確立を図るとともに、留萌を誇る公園づくりや緑豊かな自然環境の保全への参画システムの確立を図ります。

公園・緑地等の整備方針図

凡 例

- 都市計画公園・港湾緑地等
- 防災機能を備えた公園整備の検討が必要な地区
- 大規模な公共施設等の敷地を活用した緑
- 緑の街道
- 河川を活用した水辺・緑
- 主要幹線道路
- 都市間交通の高速化のため整備が必要な路線

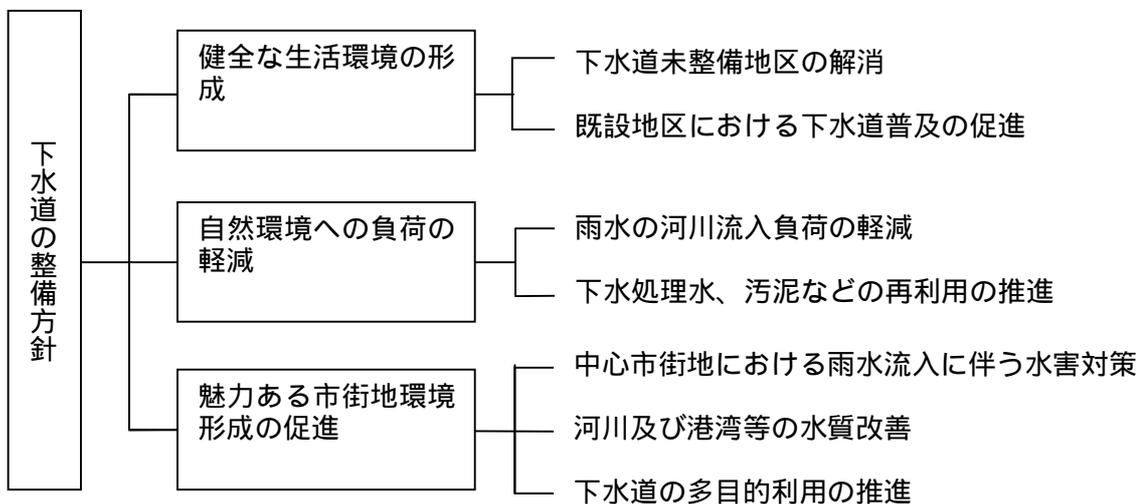


4 - 4 下水道の整備方針

(1) 目標

衛生的で快適な生活環境づくり
 清らかな水環境の回復促進
 安全な市街地環境形成の促進

(2) 整備方針



1) 健全な生活環境の形成

下水道未整備地区の解消

- ・ 快適な生活環境を形成するため、下水道の未整備地区の早期解消を図ります。
- ・ また、下水道認可計画区域外地域においては、住民の理解のもとに合併処理浄化槽による個別処理の推進を図ります。

既設地区における下水道普及の促進

- ・ 下水道の整備済み区域において、水洗化を図っていない住民などへの適切な指導を行い、下水道普及率の向上を図ります。

2) 自然環境への負荷の軽減

雨水の河川流入負荷の軽減

- ・留萌川の治水対策の一環として、市街地の公園や緑地、大規模な公共公益施設等の敷地においては緑化を推進し、保水性能を高めることによって大雨時における雨水流入の抑制を図ります。

下水処理水、汚泥などの再利用の推進

- ・下水処理水の熱エネルギーを利用した融雪利用や汚泥の再利用など、下水資源の有効利用を図ります。

3) 魅力ある市街地環境形成の推進

中心市街地における雨水流入に伴う水害対策

- ・沖見町や見晴町などの南部地区高台の雨水は、中心市街地を通り留萌港に放流していますが、大雨時には雨水管の規模や立地条件などから、満潮時と重なった時には雨水が港に流出していかないため、中心市街地に浸水被害をもたらすこともあります。
- ・この水害対策としては、沖見町や見晴町などの南部地区高台の雨水を、雨水幹線整備を推進することで効率的に分水し、中部地区流域面積の負荷の緩和を図ります。

河川及び港湾等の水質改善

- ・留萌川及び留萌港の一部等では汚れや臭いなどが著しく、魅力ある市街地形成の妨げとなっているため、順次水質改善への取り組みを図ります。
- ・また、上流の農業地域からの家庭雑排水流入や市街地内の未処理水流入の抑制に向けた取り組みの徹底を図ります。

下水道の多目的利用の推進

- ・下水処理水を融雪槽や公園などのせせらぎ用水として利用するなど、魅力ある市街地環境の形成を図ります。
- ・また、下水道管渠内への光ファイバーの敷設など、多目的な利用の検討を図ります。

合併処理浄化槽

台所や風呂、洗面所などの家庭雑排水とトイレからの汚水を併せて処理する浄化槽。

光ファイバー

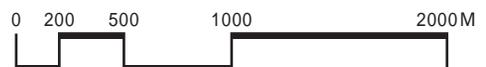
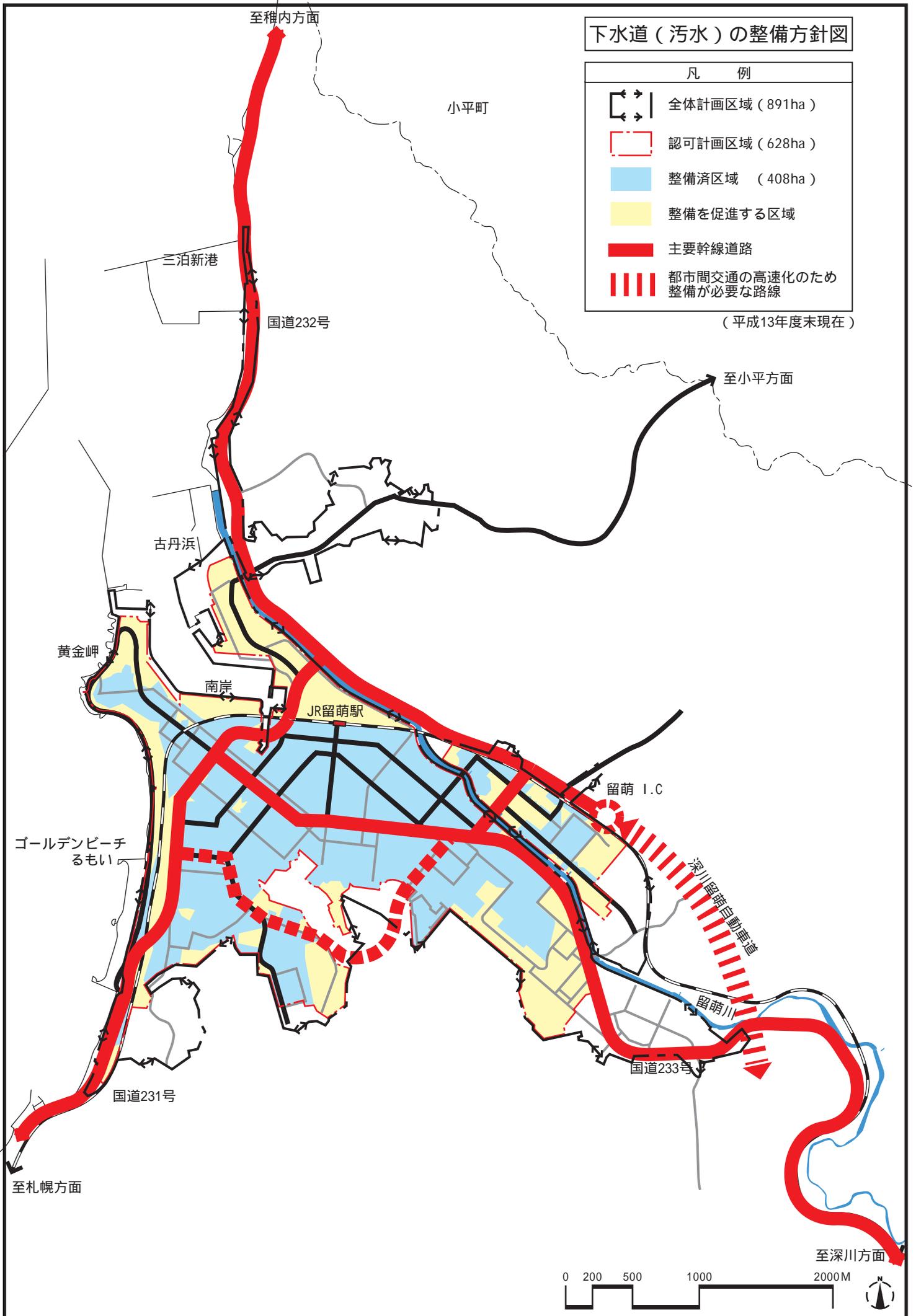
一端から入射した光をもう一端へと伝えるガラス繊維の1種。

きわめて細く、光をよく通す性質を持つため、光通信に利用される。

下水道（汚水）の整備方針図

凡 例	
	全体計画区域（891ha）
	認可計画区域（628ha）
	整備済区域（408ha）
	整備を促進する区域
	主要幹線道路
	都市間交通の高速化のため整備が必要な路線

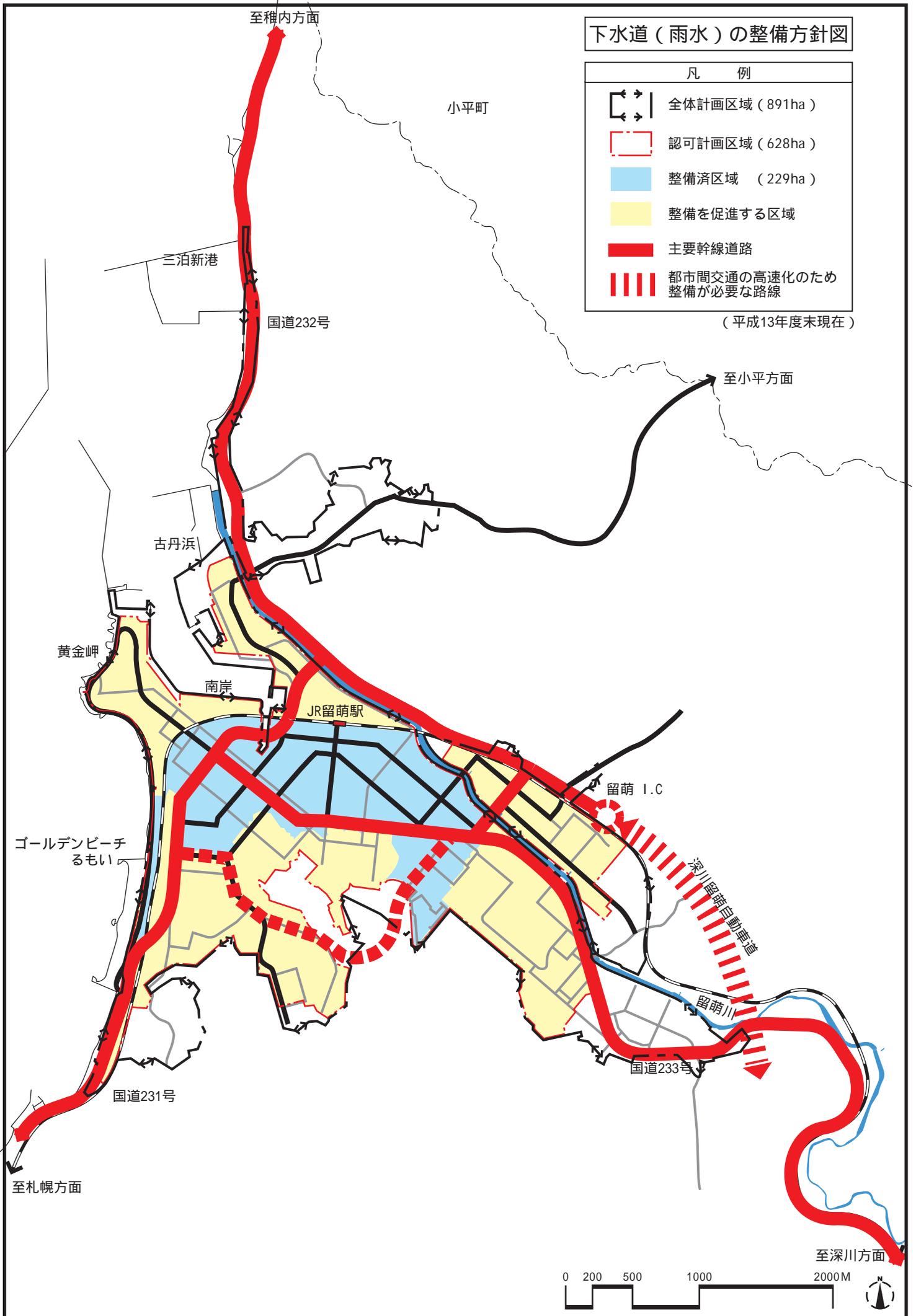
（平成13年度末現在）



下水道（雨水）の整備方針図

凡 例	
	全体計画区域（891ha）
	認可計画区域（628ha）
	整備済区域（229ha）
	整備を促進する区域
	主要幹線道路
	都市間交通の高速化のため整備が必要な路線

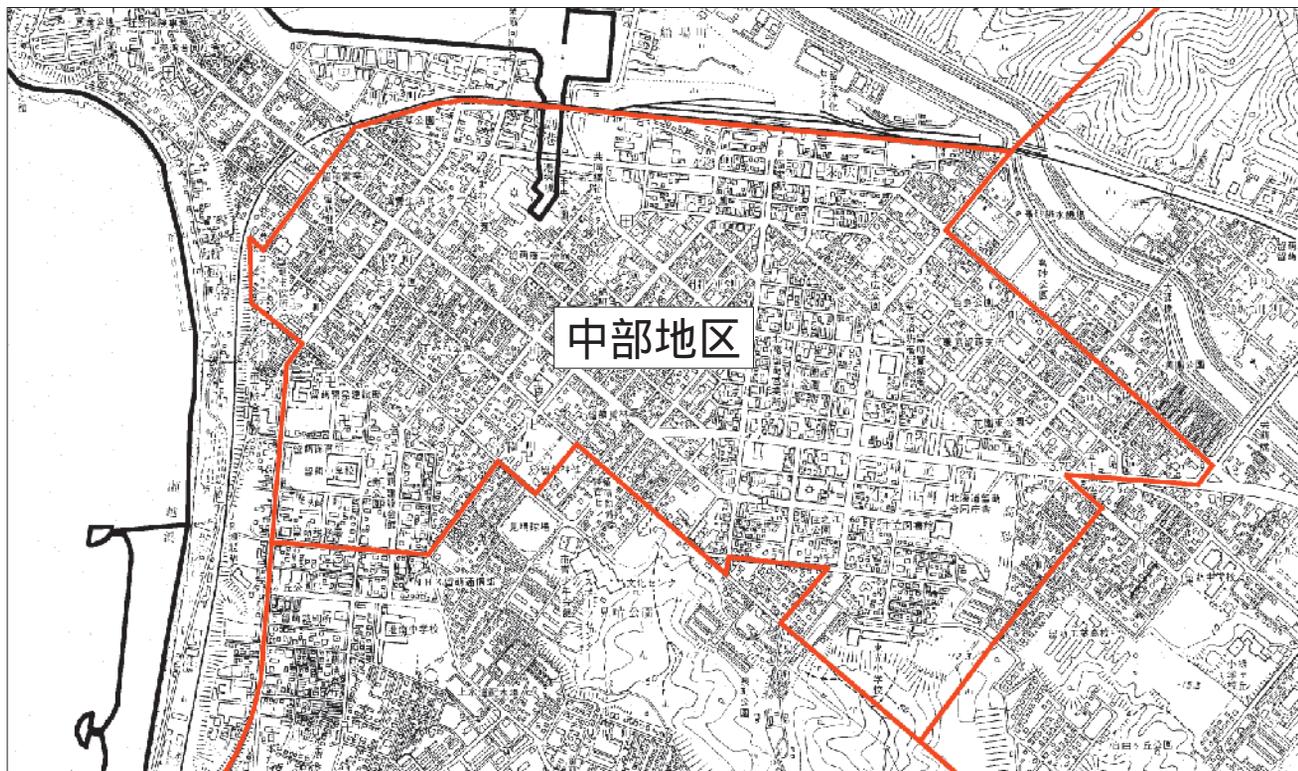
（平成13年度末現在）



5章 地域別の整備方針

- 5 - 1 中部地区の整備方針
- 5 - 2 北部・西部地区の整備方針
- 5 - 3 南部地区の整備方針
- 5 - 4 東部地区の整備方針
- 5 - 5 田園地区の整備方針

拡大図



5 - 1 中部地区の整備方針

(1) 地区の概況

- ・構成町名...開運町、錦町、栄町、旭町、花園町、幸町、宮園町、末広町、住之江町、野本町、寿町の一部、明元町の一部、高砂町の一部、五十嵐町の一部、
- ・地区人口...約9,500人(平成15年2月末現在)

(2) 地域の将来像

中心市街地のにぎわい復活に伴う利便性と快適性が高まるまちなか住宅地

(3) 整備方針

1) 市街地開発の方針

- ・中心市街地及びその周辺については、留萌の魅力が感じられるまちの顔として、密度の高い土地利用を誘導するとともに、必要な市街地開発事業も検討を行うための土地区画整理事業調査を実施し、にぎわい復活、活性化を推進します。
- ・経済センターや公益的施設、貸事務所等を備えた複合施設の整備を検討します。

2) 土地利用の方針

- ・商業系地域は、商業・業務系を中心に集客施設や交流施設が複合的に立地する商業地域と、店舗や事務所と中高層住宅が調和・共存する職住近接型の近隣商業地域として、比較的密度の高い市街地への誘導を図ります。
- ・また、特に市内中心部の商業地域においては、中心市街地活性化基本計画と整合を図り、土地の高度利用など、にぎわい復活のための適切な土地利用の誘導を検討します。
- ・住居系地域は、地域の地形や特性を踏まえながら、まちなかのにぎわいや利便性を享受できる低中層型住宅地として誘導を図ります。

3) 道路・交通の整備方針

- ・中心市街地や公共施設へのアクセス強化、利便性向上のため、幹線道

路等の整備を推進します。

- ・冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図るとともに、沿道の雪山を解消し、交通安全に寄与する沿道の景観形成を図ります。
- ・歩道の拡幅や段差の解消など、バリアフリーに配慮した人にやさしい歩道空間の整備を図るとともに、歩道と連動したポケットパークにベンチの設置や植樹、花づくりを行い、ゆとりと潤いのある歩道空間の整備を図ります。
- ・冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・駐車場が不足する中心市街地においては、市街地整備等と併せて、適切な駐車場の配置と確保を図るとともに、既存駐車場の有効活用を図ります。

4) 公園・緑地等の整備方針

- ・地区内に位置する街区公園は14ヶ所あり、このうち国の標準規模(0.25ha)を下回る街区公園は10ヶ所、さらに、この中で0.10ha以下の街区公園が5ヶ所あります。これら国の標準規模を下回る街区公園については、住民ニーズを適宜把握し、整備・見直しを検討します。
- ・副港周辺は、港湾計画と整合を図りながら、緑地の整備を図ります。
- ・道路沿いや公共施設などの空き地等で植栽や花づくりを行い、地区の緑化を推進します。
- ・留萌神社環境緑地保護地区の保全を図ります。

5) 下水道の整備方針

- ・地域のほとんどが整備済み地域ですが、水洗化を図っていない住民に対しては、無利子貸付制度の利用促進を図るなど適切な指導を行い、下水道普及率の向上を図ります。
- ・特に老朽化している飲食店等については、建物の立地的・構造的な問題や建物の所有者と店の経営者が異なっていることなどから水洗化を実施していないところが多いが、再度下水道事業の趣旨等を周知徹底し、住民の理解と協力を求めます。

環境緑地保護地区

市町村の市街地及びその周辺のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区であって、知事が指定したもの。

留萌市には「留萌神社環境緑地保護地区」、「千望台環境緑地保護地区」及び「幌糠神社環境緑地保護地区」がある。

5 - 2 北部・西部地区の整備方針

(1) 地区の概況

- ・構成町名...元町、船場町、春日町、三泊町、大町、港町、瀬越町、明元町の一部、寿町の一部、沖見町の一部
- ・地区人口...約3,700人(平成15年2月末現在)

(2) 地域の将来像

海と夕陽にふれあい、港を活かした新たな産業と広域交流拠点を形成する地域

(3) 整備方針

1) 土地利用の方針

- ・工業系の地域は、重要港湾留萌港の港湾機能と連動したバルク系貨物取り扱い企業の立地を進めます。
- ・港湾区域内の臨港地区の適切な指定を行います。
- ・北部の住居系地域は、留萌川の自然の潤いを感じられる住宅地やオープンスペース等の緑に囲まれた住宅地として誘導を図り、環境と調和する質の高い低層型住宅地を目指します。また、西部の住居系地域においては、まちなかのにぎわいや利便性を享受できる低中層型住宅地として誘導を図ります。
- ・郊外型大型店立地の可能性のある国道沿いの準工業地区は、中心市街地の活性化や地域の土地利用の状況を踏まえ、適切な対応を検討します。
- ・「黄金岬」から「ゴールデンビーチるもい」までの海岸沿いや海岸段丘上の地域は、地域資源である海を活かした施設の配置や眺望の保全を誘導します。
- ・白地地域は、農地や森林の保全や既存集落の状況を踏まえながら適切な土地利用の誘導を図ります。

2) 道路・交通の整備方針

- ・幹線道路等の整備を推進するとともに、生活向上道路網の形成を推進し、行き止まり道路の解消等を図ります。
- ・冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果

的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図るとともに、沿道の雪山を解消し、交通安全に寄与する沿道の景観形成を図ります。

- ・通勤、通学路に重点をおき、夜間照明の設置や冬期間の歩道の確保など、安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・市民の健康増進や余暇活動の多様化に対応して、留萌川沿いをサイクリングロードとして整備を図ります。

3) 公園・緑地等の整備方針

- ・船場公園は、中心市街地や港に隣接しているという立地性を活かし、地区公園として市民同士は元より、市民と留萌を訪れた人たちとの出会いの場、交流の場として整備を図ります。
- ・港湾計画と整合を図りながら、適切に港湾緑地を配置し整備を図ります。
- ・地区内に位置する6ヶ所の街区公園は全て国の標準規模(0.25ha)を下回っているため、住民ニーズを適宜把握し、整備・見直しを検討します。
- ・道路沿いや公共施設等のオープンスペースで植栽や花づくりを行い、地区の緑化を推進します。
- ・留萌川の河川敷は、地域の貴重なオープンスペースとしての役割を担っていることから、散策路を整備するとともに植栽等の河川緑化を推進することによって、留萌川をより身近なレクリエーション空間、地域のコミュニティの場としての活用を図ります。

4) 下水道の整備方針

- ・快適な生活環境を形成するため、下水道の未整備地区の早期解消を図るとともに、下水道認可計画区域外地域においては、住民の理解のもとに合併処理浄化槽による個別処理の推進を図ります。
- ・整備済み地域において水洗化を図っていない住民に対しては、無利子貸付制度の利用促進を図るなど適切な指導を行い、下水道普及率の向上を図ります。

白地地域
都市計画区域のうち、用途地域規制が掛かっていない地域。

レクリエーション
休養。娯楽。気晴らし。

5 - 3 南部地区の整備方針

(1) 地区の概況

- ・構成町名...沖見町の一部、見晴町、平和台、泉町、浜中町、礼受町
- ・地区人口...約7,100人(平成15年2月末現在)

(2) 地域の将来像

夕陽に染まる良好な住環境を形成し、海と歴史と風と健康づくりを体感する地域

(3) 整備方針

1) 土地利用の方針

- ・商業系地域に近い住居系地域は、まちなかのにぎわいや利便性を享受できる低中層型住宅地として誘導を図ります。
- ・高台の住居系地域は、夕陽が見える丘の住宅地や公共施設などの空き地の緑に囲まれた住宅地として誘導を図り、環境と調和する質の高い低層型住宅地を目指します。
- ・郊外型大型店が立地する可能性のある国道沿いの準工業地区は、中心市街地の活性化や地域の土地利用の状況を踏まえ、適切な対応を検討します。
- ・白地地域は、農地や森林の保全や既存集落の状況を踏まえながら適切な土地利用の誘導を図ります。

2) 道路・交通の整備方針

- ・市街地の交通アクセスの充実を図るため、国道と連携した環状機能の一部を担う都市計画道路「見晴通(仮称)」の整備を推進します。
- ・冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図るとともに、沿道の雪山を解消し、交通安全に寄与する沿道の景観形成を図ります。
- ・通勤、通学路に重点をおき、夜間照明の設置や冬期間の歩道の確保など、安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間の整備を図ります。

3) 公園・緑地等の整備方針

- ・ 地区内に位置する街区公園は5ヶ所あり、このうち国の標準規模(0.25ha)を下回る街区公園は1ヶ所あります。この標準規模を下回る街区公園については、住民ニーズを適宜把握し、整備・見直しを検討します。
- ・ 民間の宅地開発により適切に緑地が確保されていない沖見地区においては、土地利用や道路の整備状況を踏まえながら、防災機能を備えた近隣公園規模の公園の配置を検討します。
- ・ 道路沿いや公共施設などの空き地等で植栽や花づくりを行い、地区の緑化を推進します。
- ・ 千望台環境緑地保護地区の保全を図ります。

4) 下水道の整備方針

- ・ 快適な生活環境を形成するため、下水道の未整備地区の早期解消を図るとともに、下水道認可計画区域外地域においては、住民の理解のもとに合併処理浄化槽による個別処理の推進を図ります。
- ・ 整備済み地域において水洗化を図っていない住民に対しては、無利子貸付制度の利用促進を図るなど適切な指導を行い、下水道普及率の向上を図ります。

5 - 4 東部地区の整備方針

(1) 地区の概況

- ・構成町名...千鳥町、元川町、緑ヶ丘町、南町、潮静、東雲町、堀川町、高砂町の一部、五十嵐町の一部、大和田
- ・地区人口...約7,600人(平成15年2月末現在)

(2) 地域の将来像

水と緑にふれあう良好な住環境を形成し、流通系産業と医療福祉ゾーンを形成する地域

(3) 整備方針

1) 土地利用の方針

- ・工業系地域は、既存の水産加工業のほか、深川留萌自動車道の留萌インターチェンジ周辺という立地を活かした流通業系土地利用の集約化を図ります。
- ・住居系の地域は、留萌川の自然の潤いを感じられる住宅地やオープンスペース等の緑に囲まれた住宅地として誘導を図り、環境と調和する質の高い低層型住宅地を目指します。
- ・郊外型大型店立地の可能性のある国道沿いの準工業地区は、中心市街地の活性化や地域の土地利用の状況を踏まえ、適切な対応を検討します。
- ・留萌市立病院周辺地区は、医療・福祉地区として関連施設の誘導を図り、立地特性に応じた土地利用の転換を図ります。
- ・白地地域は、農地や森林の保全や既存集落の状況を踏まえながら適切な土地利用の誘導を図ります。

2) 道路・交通の整備方針

- ・幹線道路等の整備を推進するとともに、生活向上道路網の形成を推進し、行き止まり道路の解消等を図ります。
- ・冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図るとともに、沿道の雪山を解消し、交通安全に寄与する沿道の景観形成を図ります。
- ・通勤、通学路に重点をおき、夜間照明の設置や冬期間の歩道の確保な

ど、安全な歩道空間の整備を図ります。

- ・冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・市民の健康増進や余暇活動の多様化に対応して、留萌川沿いをサイクリングロードとして整備を図ります。

3) 公園・緑地等の整備方針

- ・地区内に位置する街区公園は7ヶ所あり、このうち国の標準規模(0.25ha)を下回る街区公園は6ヶ所、さらに、この中で0.10ha以下の街区公園が5ヶ所あります。これら国の標準規模を下回る街区公園については、市民ニーズを適宜把握し、整備・見直しを検討します。
- ・地区内に位置する未供用の東雲公園の廃止を検討します。
- ・留萌市立病院横には、近隣に居住する者の利用に供するとともに、入院患者がリハビリを兼ねてくつろげるバリアフリーに配慮した近隣公園規模の公園の整備を検討します。
- ・民間の宅地開発により適切に緑地が確保されていない南町地区においては、土地利用や道路の整備状況を踏まえながら、防災機能を備えた近隣公園規模の公園の配置を検討します。
- ・道路沿いや公共施設などの空き地等で植栽や花づくりを行い、地区の緑化を推進します。
- ・留萌川の河川敷は、地域の貴重なオープンスペースとしての役割を担っていることから、散策路を整備するとともに植栽等の河川緑化を推進することによって、留萌川をより身近なレクリエーション空間、地域のコミュニティの場としての活用を図ります。
- ・大和田遊水地では、旧河川跡地を利用した良好な水辺環境づくりを目指します。

4) 下水道の整備方針

- ・快適な生活環境を形成するため、下水道の未整備地区の早期解消を図るとともに、下水道認可計画区域外地域においては、住民の理解のもとに合併処理浄化槽による個別処理の推進を図ります。
- ・整備済み地域において水洗化を図っていない住民に対しては、無利子貸付制度の利用促進を図るなど適切な指導を行い、下水道普及率の向上を図ります。

大和田遊水地

大和田地区において、対象区域の田畑周辺を堤防で囲み、洪水時に川から水を引き込み、一時的に貯水することで下流域の被害を軽減する場所。通常は農業用地として使用する。

5 - 5 田園地区の整備方針

(1) 地域の現況

- ・構成町名... 藤山、幌糠、タルマップ、峠下
- ・地区人口... 約 5 0 0 人 (平成 1 5 年 2 月末現在)

(2) 地域の将来像

防災への取り組みと高生産性農業を展開する田園定住地域

(3) 整備方針

1) 土地利用の方針

- ・農業振興や森林計画等と整合を図りながら、既存集落の保全、農地や森林の保全を推進するとともに、特に広域幹線道路沿いの新たな大規模な開発等の防止に努めます。

2) 道路・交通の整備方針

- ・生活向上道路網の形成を推進し、防災上危険な地区については、安全性確保のための道路整備を推進します。
- ・冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図るとともに、沿道の雪山を解消し、交通安全に寄与する沿道の景観形成を図ります。
- ・通勤、通学路については、夜間照明の設置や冬期間の歩道の確保など、安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間の整備を図ります。
- ・市民の健康増進や余暇活動の多様化に対応して、留萌川沿いをサイクリングロードとして整備を図ります。

3) 公園・緑地等の整備方針

- ・留萌ダム周辺には、周辺の自然環境との調和に配慮した植樹帯の造成を図ります。
- ・幌糠神社環境緑地保護地区と峠下自然景観保護地区の保全を図ります。

- ・幌糠地区の留萌川河川敷は、幌糠水辺の楽校として子供たちの貴重な自然体験の場となっているとともに、地域の人たちと幌糠を訪れる人たちとの交流の場となっていることから、今後も河川緑化を維持・保全し、この河川敷を身近な自然体験の場、地域のコミュニティの場としての活用を図ります。

4) 下水道の整備方針

- ・全域が下水道認可計画区域外地域であることから、快適な生活環境を形成するため、住民の理解のもとに合併処理浄化槽による個別処理の推進を図ります。
- ・河川への家庭用雑排水等の流入防止を徹底し、留萌川の水質改善を図ります。

5) 上水道の整備方針

- ・幌糠地区は上水道が未整備であるが、留萌市の第2の水源となる留萌ダムの完成に伴い取水可能となるため、幌糠地区への安定した給水を目指します。

自然景観保護地区

森林、草生地、山岳、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区であって、知事が指定したもの。留萌市には、「峠下地区自然景観保護地区」がある。

幌糠水辺の楽校

幌糠小学校・中学校に隣接する留萌川で、子供たちの自然体験の場、地域の人々と来訪者の交流の場となる親水空間。平成12年度に開校。

6章 実現化に向けた取り組みの方針

6 - 1 実現化に向けた取り組みの方針

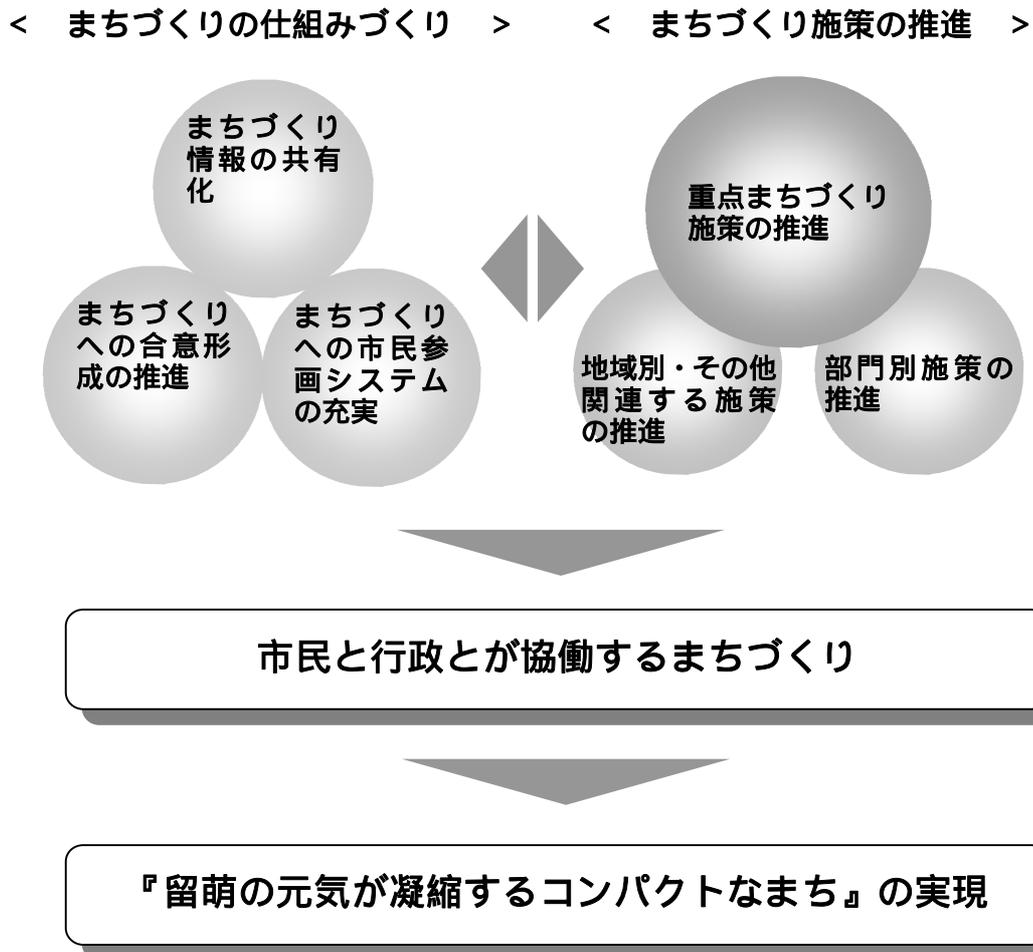
(1) 基本的な考え方

まちの将来的な姿として掲げた「コンパクトなまちづくり」は、市民が生活や活動、交流の場として、中心市街地やその周辺地区に軸足を置きつつ、海や港、緑豊かな自然を享受できる都市環境の実現を目指すものであり、多くの市民の理解と共感・参加をもって、はじめて実現できる目標であります。

今後は、「コンパクトなまちづくり」の先導となる重点まちづくり施策の展開を図ることが重要であり、市民と行政が共にやれることから実践し、相互に施策の必要性や重要性、関連性を確認できる機会を多くもてるよう、取り組みの推進を図る必要があります。

さらに、本マスタープランの策定を契機として、市民がまちづくり全般において、自らの意志で参加できるような仕組みづくりを進め、市民と行政とが適切な役割分担のもとにまちづくりを進める「協働のまちづくり」への転換を目指します。

図 実現化に向けた取り組みの考え方



(2) まちづくりの仕組みづくり

1) まちづくり情報の共有化

- ・情報公開を推進するとともに、広報誌、インターネット・ホームページ、お茶の間トーク(出張トーク・出前トーク)等により、まちづくり情報の提供を積極的に行いながら、市民と行政とのまちづくり情報の共有化を図ります。

2) まちづくりへの市民参画システムの充実

- ・市民がまちづくりに自らの意志で気軽に参加でき、各種事業の計画立案段階から評価・維持管理の段階まで参画・行動できる体制づくりを推進するとともに、市民が主体的に行うまちづくり活動をサポートする体制・制度の推進を図ります。

3) まちづくりへの合意形成の推進

- ・市民と行政がまちづくり情報を共有し、また、まちづくりへの市民参画機会の創出に伴い、協働でまちづくりを進めていく中で役割分担を明確化し、まちづくりへの合意形成の推進を図ります。

(3) まちづくり施策の推進

1) 重点まちづくり施策の推進

交流ネットワークの形成施策

- ・多様な交流・活動の場づくりと地域資源を結びつけるネットワークづくりを推進するとともに、港町にふさわしいシンボル景観の形成、広域交通の円滑な誘導を図る施策を推進します。

にぎわい復活ゾーンの整備施策

- ・“要”となる交流ゾーンの形成を図る施策を推進するとともに、魅力ある住環境の創造、にぎわいの誘導基盤の整備を図る施策を推進します。

お茶の間トーク(出前トーク、出張トーク)

市民と市職員とが情報を共有化することを狙いとし、出前トークと出張トークがある。

出前トークは、市民からの申し込みに基づき、市職員が出向き、市政や施策、制度等についての説明会や意見交換会を行い、出張トークは、市の担当課の発案に基づき、市職員が市民に対して、市政や施策、制度等についての説明会や意見交換会を行う。

2) 部門別施策の推進

土地利用施策

- ・ 中心市街地及びその周辺の密度を高めた土地利用や人・車の流れを意識した土地利用、現在の市街地規模を維持し環境と共生する土地利用等に係る施策を推進します。

道路・交通施策

- ・ 活力を引き出す交通ネットワークの形成を図る施策を推進するとともに、ゆとりと潤いを感じる道路空間の創出、利便性を高める交通機能の充実を図る施策を推進します。
- ・ 特に冬期間の雪対策については、市民や企業等の理解・協力のもと、効果的な除排雪を行い、スムーズな道路交通の確保を図るとともに、沿道の雪山を解消し、交通安全に寄与する施策を推進します。
- ・ また、冬期間の歩道の確保については、地域住民の理解・協力のもと、安心・安全な歩道空間創出に係る施策を推進します。

公園・緑地等施策

- ・ 市街地の緑の充実と市民ニーズにあった公園づくりを図る施策を推進するとともに、市街地周辺の森林の保全、市民が花づくりや緑づくりを楽しめる場や機会の創出や参画システムの確立を図る施策を推進します。

下水道施策

- ・ 健全な生活環境の形成を図る施策を推進するとともに、自然環境への負荷の軽減、魅力ある市街地環境形成を図る施策を推進します。

3) 地域別・その他関連する施策の推進

中部地区の施策

- ・ 中心市街地における商業業務、生活、情報、交流機能の充実に伴うにぎわいの復活を進めながら、その周囲の住宅地も含め利便性と快適性の高い地域を目指すための施策を推進します。

北部・西部地区の施策

- ・ 海と夕陽とのふれあいを大切にし、「重要港湾・留萌港」を活かした新たな産業の創出を目指すとともに、船場公園を広域交流拠点と位置づけ、活気と躍動感のある地域を目指すための施策を推進します。

南部地区の施策

- ・眼下に広がる日本海に沈む夕陽と緑に囲まれた良好な住環境を維持するとともに、海に関わる歴史と風と健康づくりを体感する地域を目指すための施策を推進します。

東部地区の施策

- ・水と緑にふれあう良好な住環境を形成するとともに、深川留萌自動車道の留萌インターチェンジ建設に伴う流通系産業拠点を形成し、さらに留萌市立病院を核とした医療福祉ゾーンを形成する地域を目指すための施策を推進します。

田園地区の施策

- ・留萌ダムの整備に伴い災害に強いまちづくりを推進するとともに、米・野菜を中心とした生産性の高い農業を展開する^{のどか}長閑な田園景観に調和する地域を目指すための施策を推進します。

雪対策に関わる施策

- ・官民一体となった除排雪体制の確立を図る施策を推進するとともに、雪と調和した地域づくり、雪処理システムの確立、克雪意識の高揚を図る施策を推進し、冬に強いまちづくりを進めます。

防災に関わる施策

- ・市民と行政等が一体となった地域防災体制の確立を図る施策を推進するとともに、自然環境の保全・育成と都市防災機能の強化、地域防災情報ネットワークの構築、災害弱者対策を図る施策を推進し、防災に強いまちづくりを進めます。

環境に関わる施策

- ・自然環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境を創造するとともに、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を図る施策を推進し、環境に配慮したまちづくりを進めます。

雪処理システム

雪処理システムには、雪に強い地域作りを推進するための克雪対策として、ロードヒーティング、融雪槽、融雪溝、流雪溝などがある。

(4) 国や道との体制づくりの推進

留萌市都市計画マスタープランに基づくまちづくり施策の実施に当たっては、国や道の施策との調整を図るとともに、国や道と一層の連携強化を図り、留萌のまちづくりの実現化を目指します。

(5) 留萌市都市計画マスタープランの見直しの実施

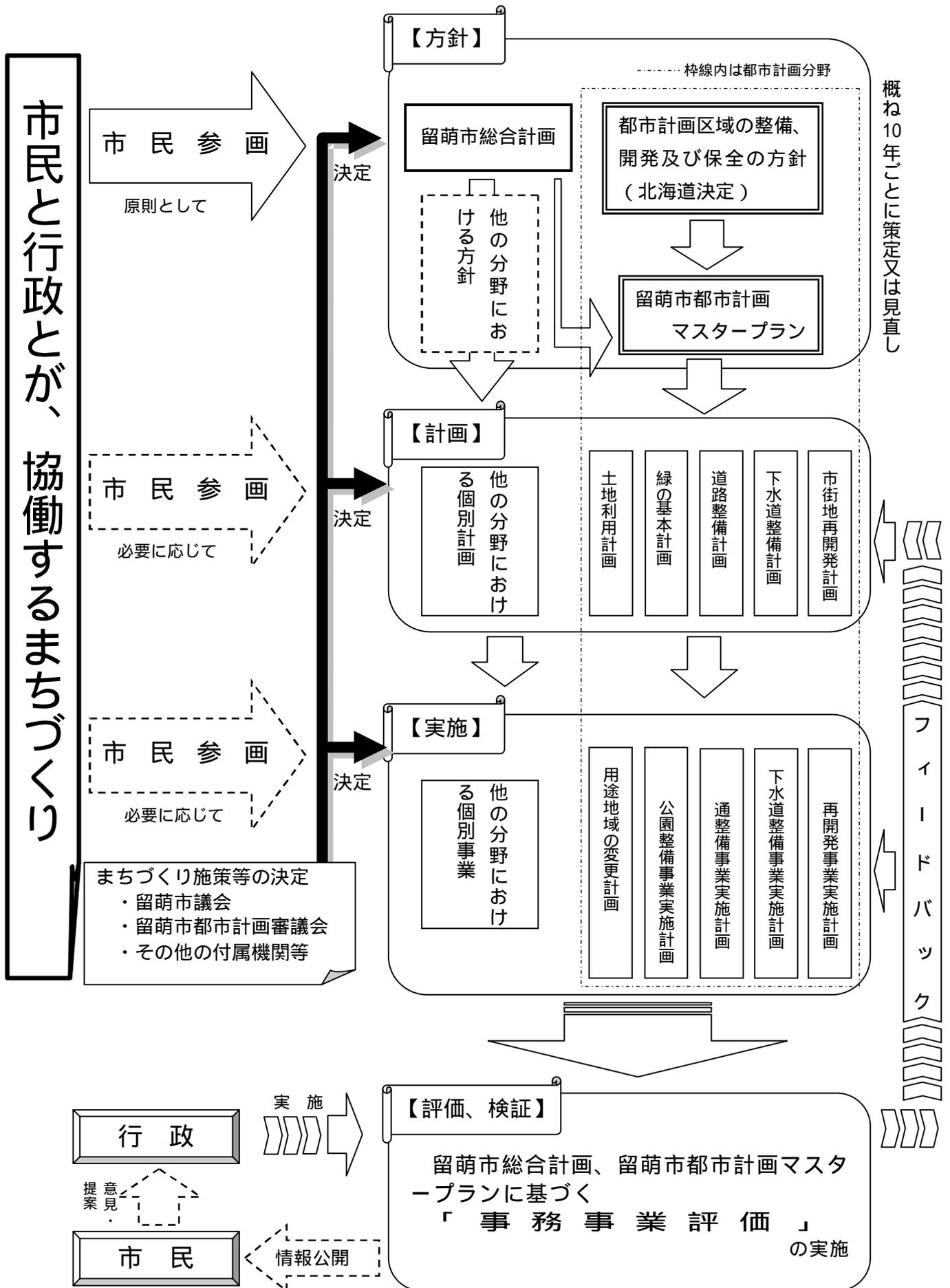
留萌市都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標に総合的なまちづくりの実現を目指していますが、時代の流れに柔軟に対応していくために、留萌市総合計画の計画期間に合わせてとともに、その時代のまちづくりの方向性に適合しているか等を踏まえ、概ね10年ごとに見直しを行うこととします。

ただし、社会情勢の大きな変化があった場合などには、10年という期間にこだわることなく、必要に応じて見直しを行います。

なお、見直しは、市民と行政とが協働で行うこととし、見直しが必要な場合には、留萌市都市計画審議会に諮問し答申を受けて、新たな留萌市都市計画マスタープランの策定に着手することとし、見直し後の新たな留萌市都市計画マスタープランについても、留萌市都市計画審議会に諮問し答申を受けることとなります。

【参考】

まちづくり施策等の計画、実施及び評価に関するシステムフロー図



《資料》

1) 留萌市都市計画マスタープラン策定に係る経緯

2) 留萌市都市計画マスタープラン策定組織・名簿

3) 地域別懇談会における地区別の現況・課題のまとめ

4) 用語解説

留萌市都市計画マスタープラン策定に係る経緯

- 留萌市都市計画マスタープラン検討委員会設置(委員会・部会)・・・・・・・・平成11年8月
- 庁内各課アンケート調査実施・・・・・・・・平成11年10月
- 職員ワークショップ実施・・・・・・・・平成11年12月
- 庁内各課ヒアリング実施・・・・・・・・平成12年3月
- 留萌市都市計画マスタープラン市民ワークショップ設置・・・・・・・・平成12年6月
(ワークショップを5回、都市計画勉強会を1回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン骨子案作成に着手・・・・・・・・平成13年4月
(コアスタッフ会議を5回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン骨子案作成・・・・・・・・平成13年8月
(検討委員会、部会及び市民会議を各1回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン1次素案(当初)作成に着手・・・・・・・・平成13年9月
(コアスタッフ会議を2回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン1次素案(当初)作成・・・・・・・・平成13年12月
(検討委員会、部会を各1回、市民会議を3回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン1次素案(当初)追加分作成・・・・・・・・平成14年6月
公園・緑地の整備方針、下水道の整備方針及び実現化に向けた取組みの方針を追加
(市民会議を1回開催)
- 地域別懇談会開催(5地域、7会場)・・・・・・・・平成14年8月
- 留萌市都市計画マスタープラン1次素案(全体)作成に着手・・・・・・・・平成14年8月
(コアスタッフ会議を2回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン1次素案(全体)作成・・・・・・・・平成14年11月
地域別の整備方針を追加
(検討委員会、部会、まちづくり連絡調整会議及び市民会議を各1回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン1次素案(全体)修正に着手・・・・・・・・平成14年12月
(コアスタッフ会議を1回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン2次素案作成・・・・・・・・平成15年1月
(市民会議、検討委員会、部会及びコアスタッフ会議を各1回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン2次素案修正に着手・・・・・・・・平成15年2月
(市民会議、検討委員会を各2回開催)
- 留萌市都市計画マスタープラン原案作成・・・・・・・・平成15年3月
- 留萌市都市計画審議会へ諮問・答申・・・・・・・・平成15年3月
- 留萌市都市計画マスタープラン策定・・・・・・・・平成15年3月

留萌市都市計画マスタープラン策定に関わった各会議体等の解説

市民ワークショップ（留萌市都市計画マスタープラン市民ワークショップ）

留萌市都市計画マスタープランを策定するにあたって平成12年度に一般公募を行い、応募してきた市民48名で構成する。

48名を5グループに分け、それぞれテーマを 観光・商工業、 自然・環境、 福祉・住環境・防災、 交通（人・車）システム、 交流・交流の場とし、ワークショップを行う。

市民会議（留萌市都市計画マスタープラン市民会議）

市民ワークショップや各課ヒアリングでの意見等を踏まえ、留萌市都市計画マスタープランを策定するにあたって意見交換を行う市民による会議体で、平成13年度に市民ワークショップから移行する。

市民ワークショップのメンバーのうち45名で構成する。

検討委員会（留萌市都市計画マスタープラン検討委員会）

留萌市都市計画マスタープラン策定に係る事項の調査・研究に関することなどを検討するために設置した庁内の組織。

助役を委員長とし、収入役、各部長のほか、関係各課長で構成する。

部会（留萌市都市計画マスタープラン検討委員会部会）

検討委員会の下部組織で、検討委員会の所管事務の細部にわたる専門的な事項の調査・研究を行う。

都市計画課長を部会長とし、関係係長・主査で構成する。

コアスタッフ会議

市民ワークショップや各課ヒアリングでの意見等をマスタープランとしてまとめるにあたって、市民会議や検討委員会等に提出する素案を作成するための会議体。

平成12年度に行った市民ワークショップの各グループの座長役として配置された市職員10名と都市計画課職員で構成する。

まちづくり連絡調整会議（留萌市まちづくり連絡調整会議）

留萌市のまちづくりを実務的な立場から意見交換や情報交換等を行い、地域発展に寄与することを目的として、関係行政機関で構成する会議体。

留萌開発建設部、留萌土木現業所、留萌支庁及び留萌市で構成し、平成13年7月4日に会議を設置する。

留萌市都市計画審議会

留萌市における都市計画に関する調査審議、また、市長の諮問に応じて都市計画に関する事項を調査審議する機関。

委員は、学識経験のある者4名、市議会議員2名、関係行政機関の職員2名、市民2名の合計10名で構成する。

コアスタッフ

核となる人。中心となる人。

留萌市都市計画マスタープラン策定の経緯表

	市民ワークショップ 市 民 会 議	庁 内 関 係	関係機関(国・道)	そ の 他
【平成12年度】				
6月23日	市民ワークショップ(通算1回目)			
7月21日	都市計画情報交換会			
9月 6日	市民ワークショップ(通算2回目)			
10月14日	市民ワークショップ(通算3回目)			
12月 4日	市民ワークショップ(通算4回目)			
2月19日	市民ワークショップ(通算5回目)			
【平成13年度】				
4月26日		コアスタッフ会議(通算1回目)		
5月18日		コアスタッフ会議(通算2回目)		
5月23日				常任委員会(通算1回目)
6月 1日		コアスタッフ会議(通算3回目)		
6月20日		コアスタッフ会議(通算4回目)		
7月 6日		コアスタッフ会議(通算5回目)		
8月21日		検討委員会部会(通算1回目)		
8月21日		検討委員会(通算1回目)		
8月23日				常任委員会(通算2回目)
8月24日	市民会議(通算1回目)			
11月 6日		コアスタッフ会議(通算6回目)		
12月 5日		コアスタッフ会議(通算7回目)		
12月17日		検討委員会部会(通算2回目)		
12月18日		検討委員会(通算2回目)		
12月19日			まちづくり連絡調整会議(通算1回目)	
12月21日	市民会議(通算2回目)			
1月28日				常任委員会(通算3回目)
2月 4日		コアスタッフ会議(通算8回目)		
2月13日	市民会議(通算3回目)			
2月27日				常任委員会(通算4回目)
3月 8日	市民会議(通算4回目)			
【平成14年度】				
4月10日				常任委員会(通算5回目)
6月10日	市民会議(通算5回目)			
7月12日				常任委員会(通算6回目)
8月12日		コアスタッフ会議(通算9回目)		

〔資料 - 1〕留萌市都市計画マスタープラン策定に係る経緯

	市民ワークショップ 市 民 会 議	庁 内 関 係	関係機関(国・道)	そ の 他
8月21日				地域別懇談会(幌糠・藤山・大和田地区)
8月22日				地域別懇談会(東部地区)
8月23日				地域別懇談会(北部・西部地区)
8月26日				地域別懇談会(北部・西部地区)
8月27日				地域別懇談会(南部地区)
8月28日				常任委員会(通算7回目)
8月28日				地域別懇談会(中部地区)
8月29日				地域別懇談会(東部地区)
10月30日		コアスタッフ会議(通算10回目)		
11月22日				常任委員会(通算8回目)
11月26日		検討委員会部会(通算3回目)		
11月27日	市民会議(通算6回目)			
11月28日			まちづくり連絡調整会議(通算2回目)	
11月29日		検討委員会(通算3回目)		
12月19日			北海道都市計画課協議(通算1回目)	
1月17日		コアスタッフ会議(通算11回目)		
1月22日				常任委員会(通算9回目)
1月29日	市民会議(通算7回目)			
2月13日	市民会議(通算8回目)			
2月14日				常任委員会(通算10回目)
2月20日		コアスタッフ会議(通算12回目)		
2月21日		検討委員会部会(通算4回目)		
2月24日		検討委員会(通算4回目)		
3月 7日	市民会議(通算9回目)			
3月17日		検討委員会(通算5回目)		
3月17日				常任委員会(通算11回目)
3月19日		検討委員会(通算6回目)		

留萌市都市計画審議会開催状況

年 月 日	内 容
H14年5月24日	経過報告(H11.8～H14.5)、留萌市都市計画マスタープラン骨子の説明
H15年2月27日	留萌市都市計画マスタープラン2次素案の説明
H15年3月27日	留萌市都市計画マスタープラン諮問・答申

(順不同、敬称略)

市民ワークショップ・市民会議出席者

あずま 東	や 谷	よし 良	み 美	いけ 池	だ 田	かず 和	あき 昭
い 伊	とう 藤	まもる 守	さと 里	かま 鎌	だ 田	ち 千	さと 里
かわ 川	かみ 上	ち 千	さと 聡	さ 佐	が 賀	よし 好	き 喜
さ 佐	とう 藤	しんいちろう 信一郎	き 紀	さ 佐	とう 藤	たい 太	き 紀
さわ 澤	い 井	あつ 篤	し 司	すが 菅	わら 原	ち 千	つ 鶴子
たか 高	しま 島	いさお 功	もとき 基	た 田	なか 中	ただし 理	
つち 土	だ 田	えつ 悦	や 也	とよ 豊	しま 島	ただし 理	
なか 中	の 野	とある 亨	かず 和	ひ 飛	わたり 渡	ひで 秀	かず 和
ほり 堀	まつ 松	いち 一	ろう 郎	みや 宮	あや 彩	こ 子	
もり 森		よし 義	かず 和	わた 渡	らい 会	まこと 一	

市民ワークショップ出席者

あら 荒	や 谷	じゅん 順	いち 一	いし 石	い 井	ひさ 久	お 夫
いはら 居原	だ 田	たか 隆	お 夫	いわ 岩	や 谷	けい 佳	こ 子
うめ 梅	だ 田	とし 敏	ひで 英	え 江	と 戸	まさ 雅	お 夫
おお 大	の 野	こう 光	じ 治	おか 岡	だ 田	とも 智	こ 子
お 小	の 野	とし 敏	お 雄	かな 金	もり 森	あき 昭	ひろ 裕
かわ 河	べ 部	ゆう 有	じ 滋	きし 岸		よし 義	ひと 人
きた 北	がわ 川	りょう 亮	いち 一	こ 小	お 尾	ひさし 恒	
さわ 澤	い 井	ゆう 祐	じ 二	せき 関	くち 口	しゅう 秀	じ 二
つし 対	ま 馬	ま 真	すみ 澄	つばめ 燕		まさ 昌	かつ 克
なか 仲	た 田	たか 隆	ひこ 彦	なか 中	むら 村	はる 晴	たけ 竹
はち 鉢	る 呂	よし 良	かず 一	はな 花	だ 田	のり 典	え 恵
ほ 穂	さか 坂	たか 孝	し 史	まつ 松	もと 本	ゆ 由	み 美子
みなみ 南	や 谷	きょう 京	こ 子	むら 村	もと 本	じ 二	るう 郎
やなぎ 柳	さわ 澤		ゆたか 豊	よし 吉	だ 田	しょう 昭	へい 平

コアスタッフ

氏名	備考
小原 寿政	平成13年4月1日から
寺本 秀昭	平成14年3月31日まで(中心市街地担当)
立崎 強	平成12年4月1日から
中林 直彦	平成12年4月1日から(中心市街地担当)
益田 克己	平成12年4月1日から
坂東 彰宏	平成12年4月1日から
川原 秀紀	平成12年4月1日から
前田 和宏	平成12年4月1日から
山下 雅司	平成12年4月1日から
川俣 佳昭	平成12年4月1日から

(順不同、敬称略)

留萌市都市計画マスタープラン
検討委員会留萌市都市計画マスタープラン
検討委員会部会

助役
収入役
企画財政部長
総務部長
市民部長
保健福祉部長
経済部長
港湾振興室長
建設水道部長
教育委員会教育部長
留萌市立病院事務部長
留萌消防組合消防長
企画財政部企画課長
〃 調整課長
総務部総務課長
市民部市民課長
保健福祉部社会福祉課長
経済部農林水産課長
〃 まちおこし推進室長
港湾振興室港湾課長
建設水道部土木課長
〃 都市計画課長
留萌市立病院事務部管理課長
消防組合総務課長

都市計画課長
企画課企画係長
調整課
調整係長
総務課総務係長
市民課戸籍住民係長
生活環境課地域生活交通係長
〃 環境保全係長
社会福祉課社会係長
農林水産課農政係長
商工観光課商工係長
港湾課管理係長
まちおこし推進室主査(中心市街地担当)
土木課土木係長
建築課建築係長
〃 指導係長
都市計画課計画係長
〃 施設管理係長
〃 主査(事業担当)
〃 主査(都市計画マスタープラン担当)
下水道課事業係長
水道施設課事業係長
学校教育課庶務係長
生涯学習課生涯学習係長
留萌市立病院管理課施設係長
消防組合総務課庶務係長
消防署警防第2課消防係長

留萌市都市計画マスタープラン策定に係る事務局

役 職	氏 名	備 考
建設水道部長	安 田 国 雄	平成14年3月31日まで
	岡 本 俊 介	平成14年4月1日から
建設水道部都市計画課長	岡 本 俊 介	平成14年3月31日まで
	山 本 幸 司	平成14年4月1日から
建設水道部都市計画課主査 (都市計画マスタープラン担当)	佐 藤 善 彦	平成14年4月1日から
建設水道部都市計画課計画係長	小 原 寿 政	平成13年3月31日まで
	佐 藤 善 彦	平成13年4月1日から
	佐 藤 裕	平成14年4月1日から
建設水道部都市計画課主査(計画担当)	山 本 修	平成13年3月31日まで
	佐 藤 裕	平成13年4月1日から
建設水道部都市計画課計画係	大 塚 真 也	平成12年4月1日から

中部地区の現況・課題のまとめ

【地域の現況】

にぎわいと交流ネットワーク

野本町の国道沿いに未利用地がある(0.7㍏)。

国道231号拡幅に伴うJRとの交差方法は、アンダーパスで都市計画決定されているが、防災上危険があるため変更となる予定である。

神社下の交差点が変則になっており、交通安全対策上問題がある。

北8条通の線形が沿道の2つの寺院の立地関係から、いびつになっている。

ふれあいの家・寿児童センター裏側の土地の利用頻度が低い(現況は小グランド/0.2㍏)。

生活環境

副港に家庭雑排水が流れ込んでおり、悪臭がひどく、また、水質については親水性という観点から問題がある。

まちなかの住宅地に水産加工場がある。

斜面に張り付いている住宅地の道路が狭く、行き止まり道路がある(宮園町)。

市街地の国道231号南側の道路整備が遅れている。

車庫前等の歩道切り下げにより、歩道が歩きづらくなっている。

まちなかを流れている下水は、一部の地域住民に雪捨て場として利用されている。

特に高砂地区は、土地区画整理事業により、良好な住環境となっている。

高砂広路と花園広路は、地域住民の散策・憩いの場となっている。

地域の特性

中心市街地の主要道路沿いに約1.5kmに連なる沿道型商店街が形成されている。

全体的に商業活力の低下が著しく、空き店舗が増加している。

中心市街地に広場・駐車場が不足している。

ここ数年、飲食店の共同店舗が建築されている。

まちなかに入り込む形で副港があり、まちなかでありながら水辺とふれあえる環境にある。

十字街から神社下までの国道231号は、不法に駐停車する車が多く、交通の妨げになっている。

土地区画整理事業施行済区域

- ・駅前地区(栄町、未広町、開運町の一部/25.4㍏/S43~51)
- ・中部地区(住之江町/15.7㍏/S27)
- ・花園地区(花園町、未広町、開運町、栄町/23.44㍏/S36~49)
- ・高砂地区(高砂町、五十嵐町/29.22㍏/S49~H1)

留萌神社環境緑地保護地区(0.9㍏)

【地域づくりの課題】

にぎわいと交流ネットワーク

- まちなかの定住人口増加のための住宅供給
- 中心市街地へのアクセス道路の整備
- 幹線道路の整備（北 8 条通、北 10 条通り）
- 適切な駐車場配置と利用システムの整備
- 回遊性を高める歩行者の空間の整備
- 中心市街地における交流施設整備
- 国道 231 号の拡幅整備
- 国道 231 号と J R との交差方法
- 野本町未利用地の土地利用
- ふれあいの家・寿児童センター裏側の土地の有効活用

生活環境

- 副港の親水性に向けての水質浄化
- 水産加工場の移転誘導に伴う住環境の向上
- 港湾緑地の整備（副港地区）
- 市街地の国道 231 号南側の道路整備
- 住宅地における行き止まり道路の解消（宮園町）
- 雪捨て場としての下水の活用
- 歩行者の安全性に配慮した歩行環境の整備
- 高齢社会に対応した利便機能を備えた住環境の向上
- 公共公益機能の効果的配置
- 防災性の向上と併せた土地の有効活用
- 中心市街地における憩い、潤い、安らぎを意識した公園、緑地の整備
- 冬期間における通学路の安全性確保
- 冬期間の雪問題

地域の特性

- 約 1.5km に連なる沿道型商店街の適正規模の集約や連携強化
- 各商店街における商業集積などによる独自性の取り組み
- 空き地、空き店舗の有効活用
- 利便性の高い駐車場整備
- 留萌神社環境緑地保護地区の保全

北部・西部地区の現況・課題のまとめ

【地域の現況】

にぎわいと交流ネットワーク

古丹浜地区は、フェリーターミナル予定地である（フェリー誘致中）。

船場公園を整備中である（7.8％）。

黄金岬を目的とした観光客が多く、特に黄金岬から夕日を見るために訪れる観光客が多い。

寿町の国道沿いに未利用地がある（1.0％/市7割/国3割）。

ゴールデンビーチるもいは一部供用され、多くの人に利用されている（H13/84千人、H14/65千人）。

天気の良い休日はゴールデンビーチ駐車場が満車となり、市道西海岸線の両側に車が駐車し、交通の妨げになっている。

マサリベツ望洋の森の入口が分かりづらく、利用頻度が低い。

大町石油タンク基地は、当面、イベント等の利用が可能である（1.2％）。

ゴールデンビーチるもいの供用開始に伴い、旧市立病院跡地からのアクセス道路の利用頻度が高まる（南10丁目通り）。

瀬越海岸にサーフィンの適地があり、春と秋にサーファーが集まる。

生活環境

北部地区は、全域が下水道未整備である。

古丹浜に荷揚げされている石炭の粉塵が元町の住民に被害を及ぼしている。

るもっぺ大橋の完成に伴い車がバイパスを通るようになり、元町は住宅地としては静かになったが、生活が不便になる。

元町地区には水害（特に津波）時に避難場所となる高層建築物がない。

地区内の住宅地に水産加工場がある。

地域の特性

重要港湾「留萌港」がある。

三泊新港が造成中である。

留萌港南岸に歴史的な建造物（倉庫群）がある。

港湾緑地計画（三泊地区、古丹浜地区、大町地区）

春日町奥地は工業用地であり、建設資材・重機置場等として利用されている。

国道232号バイパス沿道は、白地地域である。

留萌川の河口が港内にある。

浅海漁場の磯焼け現象が見られる。

地域の生涯学習施設としての性格を有する北光中学校の利用頻度が低い。

黄金岬などの西海岸線から見る日本海の景観が良好である。

塩見緑地は、唯一供用している港湾緑地である。

土地区画整理事業施行済み区域

・元町地区（9.3％/S33～39）

【地域づくりの課題】

にぎわいと交流ネットワーク

- フェリーターミナルの整備（フェリー誘致中）
- 船場公園の整備
- 寿町未利用地の有効活用
- 大町石油タンク基地の当面の土地利用（将来的には港湾緑地）
- 三泊新港と留萌インターチェンジを結ぶ国道 232 号の拡幅整備
- 留萌港南岸と黄金岬を結ぶ道路整備
- 留萌港南岸の歴史的建造物（倉庫群）の保全・活用
- 旧市立病院跡地からゴールデンビーチるもいへのアクセス道路の整備（南 10 丁目通り）
- ゴールデンビーチるもいを中心に 4 5 日観光から半年観光を目指したソフト事業の展開
- ゴールデンビーチるもい周辺の駐車場確保
- 海水浴場（ゴールデンビーチるもい）の独自性の取り組み
- 北光中学校の有効活用

生活環境

- 下水道の整備
- 元町地区における石炭の粉塵対策
- 元町地区における水害対策（特に津波対策）
- 市住春日団地の建替整備
- 国道 232 号バイパス沿道の土地利用
- 水産加工場の移転誘導に伴う住環境の向上
- 冬期間における通学路の安全性確保
- 冬期間の雪問題

地域の特性

- 三泊新港の整備
- 三泊新港背後地の土地利用
- 港湾緑地の整備（三泊地区、古丹浜地区、大町地区）
- 古丹浜地区におけるフェリー就航に向けての緑地整備に伴う港湾景観
- 古丹浜地区におけるフェリー就航に向けての臨港道路整備
- 春日町奥地における民間開発による工場等の立地誘導
- 三泊新港における風力発電の取り組み
- 留萌川の河口が港内にあることに伴う土石流の堆積
- ウニ・アワビの餌となる海藻の藻場造成
- 黄金岬背後地（高台）の土地利用

南部地区の現況・課題のまとめ

【地域の現況】

にぎわいと交流ネットワーク

幹線道路の整備が遅れている（沖見幹線通り、千望台通り）。

千望台は、留萌屈指の景勝地である。

るるもっぺ憩いの森は、自然とふれあえる市民の憩いの場となっている。

ゴールデンビーチるもいの供用開始に伴い、浜中海水浴場の入込み数が減少している。

浜中運動公園には屋外スポーツ施設が集約され、多くの市民が利用している。

礼受牧場内の畜産館は、眺望が良く、軽食もとれ、多くの市民が利用している。

浜中海岸に水上バイク搬入可能な斜路があり、夏期間には水上バイク愛好者が集まる。

一部の水上バイク愛好者のマナーが悪い（密漁、漁港内及び漁港出入り口での遊走）。

浜中海岸にサーフィンの適地があり、春と秋にサーファーが集まる。

道道浜中・元川線の起点がある。

生活環境

生活道路の整備が遅れている。

日東団地の出入り口が1箇所である。

沖見・見晴町地区の1区画の宅地面積がやや狭く敷地内に雪を捨てる場所がない。

見晴球場横の幅員の狭い道路の交通量が多い（見晴4号通り）。

沖見町開発官舎跡地内の道路（私道）を一般の人が生活道路として利用している。

沖見町地区に地域住民が憩える大規模な緑地がない。

沖見町地区の家庭雑排水からの汚水がオタルマセタベツ川に流出している。

特別養護老人ホーム萌寿園、市営墓地及び新火葬場が隣接している。

地域の特性

昭和40年代後半から60年代にかけての丘陵地の宅地開発により、急速に住宅が増えた。

旧佐賀家番屋の漁場全体は、史跡としての国の指定を受けている。

沖見町に市営住宅群がある。

礼受牧場内に設置された風車10基の景観が好評。

浅海漁場の磯焼け現象が見られる。

礼受漁港における直売店が好評。

礼受漁場でニシンとサケの中間育成事業を実施。

旧浜中ごみ処理場は、市の公共工事残土を投入し、埋め立てを行っている（4.8㍍）。

国道231号拡幅事業に伴い、浜中地区の人口減少。

見晴球場と浜中運動公園が緊急・防災ヘリコプター臨時着陸場となっている（浜中運動公園が優先ヘリポート）。

千望台環境緑地保護地区（247.7㍍）

礼受地区は、都市計画区域外である。

【地域づくりの課題】

にぎわいと交流ネットワーク

- 幹線道路の整備（沖見幹線通り、千望台通り）
- 千望台の維持管理
- 礼受牧場の今後の在り方
- 中心市街地へのアクセス道路の整備
- ゴールデンビーチるもいと千望台を結ぶ道路整備
- 旧浜中ごみ処理場の埋め立て完了に伴う土地利用
- 公共施設のバリアフリー化（中央公民館、文化センター、スポーツセンター等）
- 礼受漁港における直売所の充実
- 水上バイクのマナー向上に伴う漁場者との共生
- 浜中運動公園の維持管理と機能充実
- ゴールデンビーチるもいの全面供用に伴う浜中海水浴場の位置づけ

生活環境

- 日東団地の防災対策（団地の出入り口が1箇所）
- 沖見・見晴町地区の良好な住環境への転換
- 沖見・見晴町地区の雪捨て場となる空き地の確保
- 冬期間における見晴球場横の幅員の狭い道路の交通規制
- 沖見町地区、周辺住民が憩える大規模な公園整備
- 新火葬場と市営墓地の周辺環境整備
- 特別養護老人ホーム萌寿園の全面改築時における移転の検討
- 市住沖見団地の建替整備
- 沖見・見晴町の高台地区の雨水管切り替え（副港から瀬越・浜中海岸への切り替え）
- 海水浴場区域に流出しているオタルマセタベツ川の親水性に向けての水質浄化
- 冬期間における通学路の安全性確保
- 冬期間の雪問題

地域の特性

- 旧佐賀家番屋漁場の保全と活用方策
- 風車の観光資源としての活用方策
- 漁場基盤整備
- ウニ・アワビの餌となる海藻の藻場造成
- 漁業後継者の育成
- 千望台環境緑地保護地区の保全

東部地区の現況・課題のまとめ

【地域の現況】

にぎわいと交流ネットワーク

カモイワ地区に留萌インターチェンジが建設される予定である。

南九条橋から南町方面の留萌川堤防に散策路がない。

神居岩公園は、パークゴルフ・花見・遠足・山菜取り等で多くの市民に利用されている。

道道浜中元川線の終点がある。

市民農園は、多くの市民に利用されている。(平成14年度/125件)

留萌で唯一の温泉がある。

高砂公園は、多くの市民に利用されている。

高砂町地先の留萌川河川敷で「留萌川まつり」が行われている。

自衛隊駐屯地で「萌っこ春待里」が行われている。

生活環境

自由ヶ丘団地の出入り口が1箇所である。

ひまわり団地の出入り口が2箇所あるが、並列のため団地は一種の袋小路になっている。

潮静地区は、土地区画整理事業により良好な住環境を形成している。

住宅地に行き止まり道路がある(南町・緑ヶ丘町)。

南町地区の住宅地に雪捨て場がない。

2号線(ホームック裏通り)の坂道の勾配が急である。

自由ヶ丘団地の緑ヶ丘小学校に通う小学生の通学路が遠回りの形になっている。

潮静小学校区に児童センターがない。

大和田遊水地が整備中である。

地区内の住宅地に自動車修理工場がある(千鳥町)。

地域の特性

国道沿いに郊外型大型店が立地している。

人口増地区である。

土地区画整理事業施行済み区域

・潮静池区(17.5㍍/S57~H2)

・潮静第2地区(7.5㍍/H9~13)

国道沿いにガソリンスタンド、自動車修理工場等が立地している。

留萌市立病院が建設されたことにより、東雲地区の環境が大きく変わってきている。

留萌市立病院周辺は、まだ未利用地が多い。

留萌市立病院周辺に看護職員移行教育等施設(仮称)が建設予定である。

東雲地区に水産加工団地がある。

自衛隊留萌駐屯地がある。

留萌高校グラウンドが緊急搬送・防災ヘリコプター臨時着陸場、また、自衛隊留萌駐屯地が冬期間における同臨時着陸場になっている。

【地域づくりの課題】

にぎわいと交流ネットワーク

- 留萌市立病院周辺の土地利用
- 留萌インターチェンジ周辺の土地利用
- 旧JA南町ストア跡地の土地利用
- 留萌川の河川敷における並木道及びサイクリングロードの整備
- 南九条橋から南町方面の留萌川堤防における散策路の整備
- 留萌川堤防の散策路の環状化整備
- 幹線道路の整備（東雲通、五十嵐通、2号線～西5号通り）
- 神居岩公園内道路の整備（砂利道で幅員が狭い）
- 大和田遊水地の周辺環境整備

生活環境

- 自由ヶ丘団地・ひまわり団地の防災対策
- 下水道の整備
- 住宅地における行き止まり道路の解消（南町地区・緑ヶ丘町）
- 南町地区及び周辺住民が憩える大規模な公園整備
- 南町地区における雪捨て場となる空き地の確保
- 河川緑化の整備
- 冬期間における通学路の安全性確保
- 冬期間の雪問題
- 潮静小学校区への児童センター建設
- 自動車修理工場の移転誘導に伴う住環境の向上

地域の特性

- 郊外の宅地造成によるまちの拡散
- 既存商店街の衰退に拍車をかける郊外型大型店の建設
- 留萌市立病院周辺の土地利用
- 留萌市立病院と一体化した公園構想
- 自衛隊留萌駐屯地が市街地に位置していることに伴う交通ネットワーク

看護職員移行教育等施設

- 準看護師から正看護師への移行教育の施設。
- 留萌圏における看護職員の安定的な確保と、看護職員の資質の向上を図る。

田園地区の現況・課題のまとめ

【地域の現況】

にぎわいと交流ネットワーク

幌糠地区に幌糠インターチェンジが建設される予定である。

農村交流センター「こさえる」は多くの市民に利用されている。

桜庭の沢奥に未利用地がある（旧営林署の苗圃跡地 / 5.5 ㍊）。

藤山・峠下地区における野菜類の直売店が好評である。

資源循環型施設である「美・サイクル館」には全国から大勢の人が視察に訪れている。

幌糠地区の河川敷に幌糠水辺の楽校がある。

生活環境

留萌ダムが建設中である。

幌糠地区の上水道は簡易水道であり、雨が降ると濁りが出る。

家庭雑排水が未処理で川に流出している。

地域の特性

留萌ダムと高規格道路の大型プロジェクト実施により、幌糠地区の人口が減少した。

住宅地以外は、概ね農用地区域又は森林区域である。

毎年、留萌川上流でサクラマスの放流が行われている。

留萌産米は、北海道における良質米産地として高い評価を受けている。

幌糠神社環境緑地保護地区（2.5 ㍊）

峠下自然景観保護地区（46.8 ㍊）

幌糠小中学校が緊急搬送・防災ヘリコプター臨時着陸場になっている。

【地域づくりの課題】

にぎわいと交流ネットワーク

幌糠インターチェンジ周辺の土地利用

留萌ダム周辺の土地利用

こさえーるの活用方策

桜庭の沢奥未利用地の活用方策

藤山・峠下地区における直売店の充実

美・サイクル館の活用方策

幌糠水辺の楽校の充実

生活環境

留萌ダム建設事業の推進

幌糠地区への上水道の配水管整備

（現在、藤山地区まで布設済み）

家庭雑排水の処理

冬期間における通学路の安全性確保

冬期間の雪問題

地域の特性

優良農地の維持保全

農業基盤整備

農業後継者の育成

幌糠神社環境緑地保護地区の保全

峠下自然景観保護地区の保全

【あ行】

アクセス

目的地に近づく方法。交通手段や交通機関。

アピール

広く世論などに訴えること、呼びかけること。

アンダーパス

立体交差で、掘り下げ式になっている下側の道路。

イメージアップ

他人への印象や世間の評価を良くすること。

インターチェンジ

高速道路の立体交差による出入口。

インドア

屋内の。室内の。

オープンスペース

主に公共施設敷地内の空き地。建物の建っていない場所。

大和田遊水地

大和田地区において、対象区域の周囲を堤防で囲み、洪水時に川から水を引き込み、一時的に貯水することで下流域の被害を軽減する場所。通常は農業用地として使用する。

お茶の間トーク（出前トーク、出張トーク）

市民と市職員とが情報を共有化することを狙いとし、出前トークと出張トークがある。

出前トークは、市民からの申し込みに基づき、市職員が出向き、市政や施策、制度等についての説明会や意見交換会を行ない、出張トークでは、市の担当課の発案に基づき、市職員が市民に対して、市政や施策、制度等についての説明会や意見交換会を行う。

【か行】

街区公園

主として街区内に居住するものの利用に供する公園で、誘致距離は250m、面積0.25haを標準とする市民にもっとも身近な公園。

留萌市には「錦町公園」、「元町公園」、「住之江公園」など33箇所ある。

合併処理浄化槽

台所や風呂、洗面所などの家庭雑排水とトイレからの汚水を併せて処理する浄化槽。

環境緑地保護地区

市町村の市街地及びその周辺のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区であって、知事が指定したもの。

留萌市には、「留萌神社環境緑地保護地区」と「千望台地区環境緑地保護地区」がある。

看護職員移行教育等施設（仮称）

準看護師から正看護師への移行教育施設。

留萌圏における看護職員の安定的な確保と看護職員の資質の向上を図る。

キーワード

鍵となることば。重要なことば。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500m、面積2haを標準とする。

留萌市には「高砂公園」、「潮静公園」、「東雲公園（未供用）」がある。

クリーンエネルギー

大気汚染を生じないエネルギー。

風力、太陽光、太陽熱など。

グループホーム

共同生活を営む知的障害者等に対し、世話をする人が食事提供等の生活援助体制を備えた形態。

原風景

心の中に浮かんだ風景で、小さい頃の体験を思い起こさせるイメージ。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

建築面積とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

コアスタッフ

核となる人々。中心となる人々。

コミュニティ

地域社会。共同体。地域性と共同性を基礎にする社会。共同体としての住民同士のまとまり。

コンパクト

小さくまとまったさま。簡潔な。
まちづくりの観点からは、適切な規模で中身を充実させていくこと。

【さ行】

サポート

支持。援助。支え。

C . C . Z

コースタル・コミュニティ・ゾーンの略称。
海辺本来の姿や美観を保ちながら、地域の人々が海と親しみ、集い、憩える空間。
C.C.Z整備計画は、市町村が策定し国土交通省が認定を行うもので、留萌海岸は平成元年に認定を受けている。

システム

組織。体系。仕組み。

シナリオ

筋書。脚本。台本。

省エネルギー

産業・生活・社会活動の全般にわたって、エネルギーの効率的な利用を図ること。

水源かん養

雨水を吸収して水源の枯渇を防ぎ、また、水流が一時に河川に集中して洪水を起こすことを防ぐこと。

自然景観保護地区

森林、草地、山岳、渓谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区であって、知事が指定したもの。

留萌市には、「幌糠地区自然景観保護地区」と「峠下地区自然景観保護地区」がある。

白地地帯

都市計画区域のうち、用途地域規制が掛かっていない地域。

シンボルゾーン

象徴となる区域。

スクラム

団結すること。

ストック

在庫品。手持ち品。

生活環境保全林

地域住民の生活周辺において、防災機能と保健機能を発揮する保安林。

留萌市において、生活環境保全林整備事業で整備したものに、「るるもっぺ憩いの森」と「マサリベツ望洋の森」がある。

ソフト

人づくり、まつり、イベントなど。

【た行】

ターミナル機能

交通機関の起点・終点付近における（利便性のある）役割・働き。

地域地区（都市計画法第8条）

「地域、地区又は街区」の総称。

地域地区には、用途地域、特別用途地区、臨港地区など19種類あり、これらの地域地区を都市計画として定めるのは、その種類に応じて、都市計画上必要な規制（土地利用計画）を行うためである。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供する公園で、誘致距離は1km、面積は4haを標準とする。

留萌市には「船場公園（未供用）」がある。

低床バス

バスの乗降口の段差を無くし、直接バスの床に乗降できるバス。

「無段差バス」、「ノンステップバス」ともいう。

都市計画（都市計画法第4条）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用に関する計画（住宅、商業、工業地等の区分など）、都市施設に関する計画（道路、公園、下水道など）、面的整備に関する計画（土地区画整理事業など）。

一言で言えば、『住み良いまちづくり』のための計画。

都市計画区域（都市計画法第5条、政令第2条）

市の区域又は一定の町村（人口1万人以上、中心市街地人口3,000人以上等）で、一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域。

留萌市の都市計画区域は、北は三泊町、南は浜中町、東は大和田までで、面積は4,395haである（行政区域面積の約14.8%）。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

（都市計画法第6条の2、平成13年5月施行）

都道府県が、それぞれの都市計画区域ごとに、その都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備等の基本方針を定めるもの。

略称は「整・開・保」である。

都市施設（都市計画法第11条）

都市計画に位置づけることができる道路・公園・下水道・廃棄物処理施設等の施設。

土地区画整理事業（都市計画法第12条第1項第1号）

都市計画区域内の土地について、道路・公園などを適切に整備・改善し、良好な市街地を形成するとともに良質な宅地を供給し、下水道や防災調整地を整備するなど衛生や安全にも配慮して、暮らしやすい都市の基盤を生み出すことができる総合的なまちづくりの事業。

特別用途地区（都市計画法第8条第1項第2号）

用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。

【な行】

ニーズ

（社会的な意味での）要求、必要、需要。

ネットワーク

網目のような組織。

【は行】

バイパス

主要道路の交通渋滞を緩和するために建設された道路。迂回路。

パートナーシップ

協調。協力。協力体制。

ハード

道路、建物などの社会基盤。

バリアフリー

高齢者や障害を持つ人の生活や行動に不便な障害物を取り除くこと。

階段の代わりに緩やかなスロープを設置したり、段差を解消するなど。

バルク貨物

穀物、塩、石炭、鉱石等のように、粉粒体のまま包装せずに積み込まれる貨物。

光ファイバー

一端から入射した光をもう一端へと伝えるガラス繊維の1種。きわめて細く、光をよく通す性質を持つため、光通信に利用される。

ビジョン

将来に対する構想。未来像。

プロジェクト

ある計画に基づいて、複数の人が共同で担当する研究や事業などのような大掛かりな仕事。また、そのような計画。

プロセス

手順。過程。

保安林

水源かん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために、森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質の変更などの制限、植

裁の義務)が課せられる特定の森林。

ポケットパーク

ベンチや噴水などのある都市の中の小さな公園。
ミニ公園。

ホスピタリティー

旅行者や客を親切にもてなすこと。歓待。

ボランティア

自分の意志によって自発的に奉仕活動をする人。

幌糠水辺の楽校

幌糠小学校・中学校に隣接する留萌川で、子供たちの自然体験の場、地域の人々と来訪者の交流の場となる親水空間。
平成12年度に開校。

【や行】

雪処理システム

雪処理システムには、雪に強い地域づくりを推進するための克雪対策として、ロードヒーティング、融雪槽、融雪溝、流雪溝などがある。

ユニバーサルデザイン

「高齢者や障害者が使いやすければ一般の人も使いやすい」という発想で、製品や空間、社会の仕組みを目指す考え方。

容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。延べ面積とは建築物の各階の床面積の合計をいう。

用途地域(都市計画法第8条第1項第1号)

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さ等について制限を行う制度。
12種類の用途地域が設定されている。

【ら行】

ライフスタイル

個人にあった生き方。生活行動の様式。

リサイクル

廃棄物や不要品の再利用、再資源化。

リハビリ

患者や身体障害者等が社会復帰するための治療・訓練。

臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号、港湾法第2条第4項)

臨港地区には、都市計画法に基づくものと港湾法に規定されたものがある。

都市計画法による臨港地区は、港湾を管理運営するために定める地域地区の一つである。

港湾法上の臨港地区には、都市計画法により定められた地区と、都市計画区域外において国土交通大臣の認可を受けて港湾管理者が定めた地区がある。

冷熱エネルギー

冷房・冷蔵等の物や空間を冷やすことに利用できるエネルギー。

レクリエーション

休養。娯楽。気晴らし。

【わ行】

ワークショップ

作業場。研究会。

近年では、身近な公園整備等に際し、企画立案から完成までの過程に住民参加し、意見交換や共同作業を行うなど、住民主体のまちづくりを進めていくための手法を意味する。